

金融機関のグループ化と守秘義務

2002年4月

金融法務研究会

はしがき

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成12年2月以来の研究の成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に、「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。

平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会（主査：岩原紳作東京大学教授）と第2分科会（主査：能見善久東京大学教授）とに分け、第1分科会では、「チェック・トランザクションにおける法律問題について」を、第2分科会では、「消費者との銀行取引における法律問題について」を取り上げ、その研究成果については、前者は平成12年4月に発表し、後者は平成14年5月に、発表を予定している。第1分科会は、引き続き、「金融機関の守秘義務」をテーマとして取り上げて研究を開始した。そこでの2年間にわたる研究の成果が、「金融機関のグループ化と守秘義務」と題する本報告書ということになる。なお、第2分科会においては、「与信取引における手数料と利息制限法」をテーマとして取り上げて研究を開始したが、その成果である「金融取引における『利息』概念の検討」と題する報告書も、本報告書と同時に発表される予定である。

銀行の守秘義務については、わが国においてもかねてから論じられてきたが、近時、企業再編に関する法制の整備およびそれに伴う実務界における企業再編ないしグループ化の動きの活発化とともに、この問題は実務上ますます重要な意味を有するにいたっている。企業のグループ化の場合に、その中のある企業の有している顧客情報をグループ内の他の企業に開示することが可能か、会社分割の場合に、分割会社の有していた顧客情報が分割会社と承継会社との間でどのように取り扱われるものかというような問題が現実が生じることになろう。本報告書は、そのような問題も含めて、金融機関の守秘義務について、欧米諸国における同種の問題に関する立法例、学説、実務の取扱い等を参考にしながら検討したものである。この報告書が以上のような問題に関する実務の取扱いについて、または今後のこの問題に関する研究をするにあたって、なんらかの参考になれば大変ささいわいである。

なお、本研究会には、平成11年度は第一勧業銀行法務室菅原治企画調査役に、平成12年度は住友銀行法務部三上徹上席部長代理に、平成13年度は富士銀行法務部能登隆参事役にオブザーバーとして参加いただいている（それぞれ行名、所属等は検討当時）。また、事務局を全国銀行協会金融調査部にお願いしている。

最後に、本報告書の作成にあたって尽力を惜しまれなかったオブザーバーおよび事務局の方々に心から御礼申し上げたい。

平成14年4月
金融法務研究会座長
前田 庸

目 次

序	1
第一章 我が国における金融機関の守秘義務問題の経緯	2
一 金融機関における守秘義務の問題	2
1 信用調査	2
2 銀行秘密	3
3 法制及び判例・学説の現状	3
二 制度改革への動き	5
1 多重債務問題	5
2 個人情報のマーケティング目的による利用	6
3 個人情報の保護に関する法律案	6
第二章 比較法	8
一 アメリカにおける金融機関の守秘義務	8
1 概要	8
2 連邦公正信用報告法と利益相反規制等	9
3 G L B法	10
二 イギリスにおける金融機関の守秘義務	14
1 概略	14
2 Tournier Case	15
3 Jack 報告書	15
4 記事、論文等	16
5 バンキング・コード	17
6 イギリス銀行協会の勧告書	17
7 ナットウェスト銀行の口座開設の申込用紙	19
三 ドイツにおける金融機関の守秘義務	19
1 銀行秘密	19
2 銀行による情報提供 (Bankauskunft)	22

3 銀行の結合企業に対する情報提供の規制	25
4 企業の組織変更と連邦データ保護法	29
四 フランスにおける金融機関の守秘義務	37
1 銀行の守秘義務	37
2 個人情報の保護	39
第三章 我が国における解釈論・立法論	42
一 金融機関の守秘義務を考える視点	42
二 金融機関のグループ化と守秘義務	43
1 基本的なアプローチ	43
2 関連会社との個人顧客情報の共有	44
3 企業の組織変更と守秘義務	46
4 顧客の同意の採り方	47
5 企業顧客情報の保護	47
(資料1) GRAMM-LEACH-BLILEY ACT(Nov.12.1999) 第5編 プライバシー〔仮訳〕	49
(資料2) Tournier v. National Provincial and Union Bank of England.[1924]1.K.B.461	65
(資料3) Jack Committeeの報告書の内容-Chapter Five:The Banker's Duty of Confidentiality-(1989年2月)	69
(資料4) The Banking Code (2001年1月)〔仮訳〕	73
(資料5) データ保護庁：通知条項一言葉づかい、大きさおよび場所(1998年7月)	75
(資料6) データ保護(イギリス銀行協会、2000年5月)	79
(資料7) ナットウエスト銀行の口座開設の申込用紙(抜粋)	87
(資料8) フランス刑法典(抄)	91
(資料9) フランス銀行法(抄)	92

序

金融機関は、その取引を通じて顧客情報を得る機会が多いうえに、特に与信業務のために、顧客の信用情報等を集める必要も大きい。このように金融機関は必然的に顧客情報に関わることになるが、それは個人顧客のプライバシー保護の問題や、顧客事業者の営業上の信用の保護の問題を生じる可能性が大きいことを意味している（いわゆる顧客情報の中には、顧客が取引関係等を有している第三者に関する情報も含まれている。これら第三者の情報についてもその情報保護の問題が生じる。Arndt Teichmann / Erik Kiessling, Datenschutz bei Umwandlungen, ZGR 1/2001, S.33, insb.S.52f）。

このような問題の中でも大きな問題となってきたのは、金融機関等が得た顧客情報の第三者への提供の可否である。多重債務問題の解決に資するために業態の枠を超えてどこまで個人信用情報を提供しあえるかという問題がその一つの例であるが、これと共にとりわけ最近クローズアップされているのが、金融機関のグループ化に伴う顧客情報の提供の問題である。平成10年独禁法改正による純粋持株会社の解禁、平成11年商法改正による株式交換・株式移転の制度の創設により、金融機関等における持株会社の設立が進んでいること、平成12年商法改正により会社分割制度が創設されたこと、そして金融機関の主要株主に非金融機関がなるという金融機関への異業種参入の活発化等に伴い、金融機関が関連会社或いは支配株主に顧客情報を提供してよいか切実な問題になっているのである。特に、流通業等の金融以外の異業種の関係会社や支配株主が、個人信用情報等をマーケティング等、与信目的以外で利用するために、金融機関から顧客情報の提供することの是非が問題となっている。本報告書においては、この金融機関のグループ化に伴う金融機関の守秘義務の問題を検討することとしたい。

第一章 我が国における金融機関の守秘義務問題の経緯

一 金融機関における守秘義務の問題

1 信用調査

金融機関の顧客情報との関わりは、その収集と入手した情報の管理の両面において問題になる。顧客情報の収集における問題が、いわゆる信用調査の問題であり、顧客情報の管理の問題が、金融機関の守秘義務の問題である。本報告では後者の問題を取り上げるが、信用調査の問題も先に簡単に概観しておきたい。

金融機関が顧客に信用を供与するのに当たっては、顧客の信用度に関する情報を得る必要があり、各種の信用調査が行われる。銀行間では相互に取引先信用調査照会をおこなっているし、特に消費者の信用度については、全国銀行個人信用情報センターが開設されて、個人顧客の信用情報の収集及び会員金融機関への情報の提供を行っている。同様の機能を果たす業態別信用情報機関として、貸金業者による全国信用情報センター連合会、クレジット業者によるCICがあり、部分的な業態横断的な信用情報機関としてセントラル・コミュニケーション・ビューロー(CCB)がある。しかし業態別の信用情報機関の間で、過剰与信及び多重債務の防止の観点から、ネガティブ情報(延滞等の事故情報)の交流を図るために、前記三つの業態別信用情報機関とその母体機関が三者協議会を構成し、その下でクレジット・インフォメーション・ネットワーク(CRIN)を運営している(山下友信「金融・信用分野における個人情報保護」ジュリスト1190号59頁・60頁、早川淑男「個人信用情報機関の運用状況——全国銀行個人信用情報センター」ジュリスト1144号45頁、「全国銀行個人信用情報センターの新システムの稼働について」金融643号2頁、平松健「個人信用情報機関の運用状況——シー・アイ・シー」ジュリスト1144号48頁、平野征人「個人信用情報機関の運用状況——全国信用情報センター連合会」ジュリスト1144号51頁、由井敬「個人信用情報機関の運用状況——CRIN」ジュリスト1144号54頁、「資料・個人信用情報機関四センターの概要」月刊消費者信用2000年9月号128頁等)。

右のような信用調査、及びそれらによって金融機関が得た顧客の情報の管理を巡って、顧客のプライバシー保護の問題を生じている。プライバシーの権利とは、憲法13条が保障している人格権の一つであり(最(大)判昭和44・12・24刑集23巻12号1625頁、最判昭和56・4・14民集35巻3号620頁)、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と一般的に理解されてきたが、むしろ現在では、「自己に関する情報をコントロールする権利」と考えら

れている（長尾治助「個人情報とプライバシー保護」ジュリスト742号211頁・214頁）。このような考え方からは、金融機関による信用調査が、プライバシーとの関係で以下のような点が問題にされている。第一に、信用調査の方法がプライバシー侵害にならないか。第二に、信用情報が不正確であったり、古いものであったりするために、顧客が与信を不当に拒絶される等の不利益を被る恐れがないか。第三に、信用情報が顧客の意に反して本来の目的外に使用されることは許されないのではないか、等である。

2 銀行秘密

信用調査が金融機関が顧客の情報を収集しようとする活動であるのに対し、金融機関が顧客との取引等を通じて得た情報を他人に洩らしてよいか否かという守秘義務の問題は、従来は銀行秘密の問題として論じられてきた。学説は、「銀行その他の金融機関は顧客との間になした取引及びこれに関連して知りえた情報を正当な理由なくして他に洩らしてはならない」義務として、銀行秘密を捉えてきた（西原寛一・金融法76頁）。その根拠としては、それが金融界の永年の慣習になっているという商慣習説（西原・前掲76頁、田中誠二・新版銀行取引法（再全訂版）39頁）、銀行が社会共同生活の一員として負っている信義誠実の原則に基づく義務であるとする信義則説（西原・前掲77頁）、銀行取引契約において付随的に明示あるいは黙示に秘密保持の契約が結ばれているとする契約説（田中・前掲39頁）、等がある。

そして銀行実務においても、顧客情報を個人情報センターに提出するのに当たっては、予め登録同意文言を取ることにしている。ところが銀行は、銀行間の取引先信用調査照会（以下、「信用調」と略す）においては、顧客の同意を得ることなく情報の提供を行っている。具体的には、顧客の正味資産、同業者間の地位、業況、預貯金の種類、過去における手形事故、手形決済見込、等の顧客の信用情報について、全国銀行協会の「信用調」の様式統一に関する要綱は、「ギブ・アンド・テークの精神で相互に腹藏なく情報を交換するとともに、その結果に対して責任の追及又は秘密の漏洩のないこと」としている。この「信用調」については、顧客の黙示の承諾を理由に顧客への拘束力を認める説がある一方、顧客はそのような慣行を承知しているとは限らないとして、これに疑問を出す説もある（岩原紳作「銀行取引における顧客の保護」金融取引法大系第1巻164頁参照）。

3 法制及び判例・学説の現状

これらの問題に関し、法律レベルで規定したものは殆どない。僅かに広義の金融業に関し、割賦販売法42条の4第1項及び貸金業法30条2項が、割賦販売業者及び貸金業者が信用情報機関等から得た信用情報を購入者や資金需要者の支払能力の調査以外の目的で利用してはならない

旨を定め、割賦販売法42条の4第2項が、信用情報機関が会員に正確な信用情報を提供するよう努めなければならないとしている。これに基づき、通達、事務ガイドラインにより、割賦販売業者及び貸金業者の設置する信用情報機関の在り方について指針が示されている(「消費者信用情報機関における消費者信用情報の管理等について」(昭和61年3月4日、61産局第66号)、「個人信用情報機関の整備・拡充について」(平成7年8月9日、7取信第9号)、金融庁「事務ガイドライン第三分冊金融会社関係3-4,5二」)。これを受けて各信用情報機関は、その運営に関する規約等においてその蒐集する情報の管理や顧客の権利等につき自主ルールを制定している(財団法人金融情報システムセンター編・[新版]金融機関等における個人データ保護ハンドブック43頁以下、同「金融機関における個人データ保護のための取扱指針(改正版)」(平成11年4月)(以下、「取扱指針」と略す)、社団法人全国貸金業協会連合会「貸金業に係る個人データ保護のためのガイドライン」(平成9年)、社団法人日本クレジット産業協会「販売信用取引における電子計算機処理に係る個人情報保護のためのガイドライン」(平成10年)、CRINを運営する三者協議会「信用情報機関における個人信用情報の保護に関する指針」(平成11年3月))。

金融機関に直接関係する法規制としては、僅かに金融機関と証券会社との間の不公正な取引の規制等を目的とするファイヤーウォール規制によるものがあるだけである。即ち、証券取引法45条3号に基づく証券会社の行為規制等に関する総理府令12条7号は、証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人が、証券の発行者又は顧客に関する非公開情報を、その親法人若しくは子法人等から受領すること、又は彼らに提供することを、原則として禁止している。ここで「親法人若しくは子法人」として主に想定されているのは、金融機関である。金融機関が、その子法人若しくは親法人である証券会社に、証券の発行会社又は証券会社の顧客に関する非公開情報を提供することが、原則として禁止されているわけである。実際に念頭に置かれているのは、金融機関が顧客情報を子証券会社や親証券会社に提供することであろう。そのような情報提供によって、金融機関と子法人又は親法人の関係にある証券会社が、そうでない証券会社より優位な地位に立つことを防ごうとしたものであろう。

この規制は特殊な場合を対象としたものにすぎないが、注目されるのはこの規制の例外の定め方である。即ち、第一に、非公開情報の提供につき、事前に当該証券発行者又は(証券会社の)顧客の書面による同意がある場合、第二に、金融機関の同一人に対する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額を算出するために提供する場合が(例えば銀行法13条2項)、例外とされている。情報主体の同意があるか、金融機関の財務の健全性を図るリスク管理目的があれば、例外が認められているわけである。

また、同条8号は、証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよ

うな規制を行っている。即ち、両者の間で電子情報処理組織を共有することを禁止しながらも、両者の間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除いているのである。また同号が、両者が本店その他の営業所を相互の独立を損なう態様で設置することを禁じていることも、間接的にはそのような効果もありえよう。

更に、信託銀行関係の金融庁の事務ガイドライン3-2-4は、信託業務を営む銀行と親銀行、親証券会社、親保険会社等の間でのコンピュータ設備の共用は、それぞれの端末から他方への情報のアクセスができないようシステム設計されていなければならないとし、ディーリングルームの共用は禁止される。そして、顧客に関する非公開情報の伝達は、顧客の書面による事前の包括的な同意があれば、可とする、としている（平成13年12月10日付、金融庁のパブリック・コメント照会によれば、金融庁事務ガイドライン3-2-4の内容は、同1-10-1、1-4-2に移され、若干の修正が提案されているが、基本的な変化は提案されていない）。

なお、事業会社等の異業種による銀行業参入や、主に決済サービスに特化した銀行といった新たな形態の銀行業に対する免許・監督上の指針を示した金融庁の「新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）について」（金融再生委員会・金融庁。2000年8月3日）は、「事業親会社等と子銀行の関係においては、両者のシナジー（相乗）効果を図る観点から、特に、顧客情報を相互に活用することが予想される。そのため、顧客の個人情報の保護が十分図られているかどうかについて確認する必要がある」としたうえで、免許審査において確認すべき事項として、「子銀行において、顧客の個人情報の保護のための方策が十分講じられているかどうか。具体的には、顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制になっているかどうかを確認する」ことを挙げていた（平成13年改正銀行法52条の10以下参照）。

二 制度改革への動き

1 多重債務問題

このような現状に対し、制度整備の動きが見られる。第一に、多重債務者問題を改善するために、まず業態別の各信用情報機関において、加盟金融機関・金融業者に全件登録・全件照会を義務付けると共に、債務残高情報等のいわゆるポジティブ情報についても、業態別信用情報機関の間で情報交流の対象とすることが、課題として採り上げられてきた（「個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会報告書」（平成10年6月）（以下、「懇談会報告書」と略す）、大蔵省金融審議会＝通産省産業構造審議会・割賦販売審議会「個人信用情報保護・利用の在り

方に関する論点・意見の中間的な整理」(平成11年7月))。最近では、消費者金融業界、信販会社、銀行系金融会社の間で、ネガティブ情報に止まらない情報交流を図る「テラネット」という仕組が稼働している(日本経済新聞平成12年10月26日朝刊)。

2 個人情報のマーケティング目的による利用

この問題に関しては、懇談会報告書は、与信業者がダイレクトメールの送付等の与信目的以外に個人信用情報を利用することを認めるが、情報主体の同意を前提とし、情報主体がダイレクトマーケティングを希望する場合に限ることが望ましく、情報主体が中止を求める場合には中止する措置を採るべきであるとしている。これに対し取扱指針は、金融機関等は個人データの収集に際して(信用調査)、個人データの利用又は提供の目的を明確にし、顧客の同意を得るものとしており(5条2項)、信用情報機関への情報の提供等の場合には明示的な方法により顧客の同意を得ることとしているのに、ダイレクトマーケティングの目的で利用する場合には、顧客が個人データの利用又は提供の目的について同意しているものとみることができるとして、明示的な方法による同意を要求していない。ただ、顧客がダイレクトメールや電話による勧誘の中止を求めるときは、それを中止すべきだとして、その旨をパンフレットやダイレクトメール等に記載することとしている。情報の利用につき原則としてこれを認めながら情報主体に拒否権を認めるopt-outの原則を採ったものである。これに対し、情報主体が同意しない限り情報の共有・利用を認めない原則をopt-inの原則と呼ぶ。

3 個人情報の保護に関する法律案

このような中で、政府の情報通信技術(IT)戦略本部個人情報保護法制化専門委員会は、平成12年10月に「個人情報保護基本法制に関する大綱」を策定した。それに基づき平成13年3月には「個人情報の保護に関する法律案」が国会に提出され、継続審議になっている(以下、「法案」と略す)。法案は、個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を明確にし、当該利用目的の範囲内で個人情報の取得、処理その他の個人情報の取扱いを行わなければならないこと(法案4条)、合理的範囲を超えて利用目的を変更してはならないこと(法案20条)、個人情報取得の際に本人に利用目的を通知するか公表しなければならないこと(法案23条)、個人情報を正確かつ最新の内容に保つべきこと(法案6条)、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならないこと、等を定めると共に、個人データを第三者に提供することを原則として禁止しながらも、予め本人の同意がある場合、及び生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、等の他に、以下の三つの場合に例外として第三者への提供を認めている(法案28条)。即ち、①個人情

報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合、③個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときである。

本報告書との関係で特に注目されるのは、法案28条4項2号が、合併その他の事由による事業承継に伴って個人データが提供される場合に、第三者への個人情報提供を認めている点であろう。それとともに、同じ企業グループに属する企業に個人情報を提供する場合も、第三者に提供する場合一般と特に区別せずに原則として本人の同意を要求していることや、本人に通知又は公表すれば本人の同意を不要としている点も注目される。実際上はopt-inの原則を採りながらも、実質的には殆ど緩めているとも言えよう。これからはこの法案をベースに個人情報保護に関する法制の整備が行われていくものと思われるが、その際に金融機関の守秘義務に関して具体的にいかなる方向が採られるべきかを、以下、検討していきたい。

第二章 比較法

一 アメリカにおける金融機関の守秘義務

1 概要

アメリカでは、従来、金融機関の守秘義務に関する法制は、散在してきた。すなわち、限定された関係分野ごとに法令や判例が存在するにとどまり、包括的な法制は存在しなかった。その結果、アメリカでは、金融機関の守秘義務の根拠は、散在する分野ごとの法令と判例であるという状態であった。連邦レベルでは、たとえば、第1に、1970年に制定された連邦公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act）が、信用情報機関が有する消費者信用情報の利用を一定の場合に制限し、消費者が争った場合には信用情報機関に調査義務を課し、信用供与・保険・雇用分野でこれらの信用情報を消費者に不利に使用した者にはその消費者への通知義務を定め、これらの信用情報の使用者にその提供者を特定する義務を定めるなどしてきた。

第2に、1970年に制定された連邦銀行秘密法（Bank Secrecy Act）は、金融機関に金融取引の記録保持義務を課し、それを捜査当局などの連邦政府の関係当局へ提供することを認めた。この法律は1982年に改正され、金融機関は法令違反のおそれのある取引（suspicious activity）の財務省への報告を義務付けられた（財務省では、金融犯罪執行班（FinCEN: Financial Crimes Enforcement Network）を設置している）。これに対して、1978年に制定された連邦金融プライバシー権法（Right to Financial Privacy Act）は、連邦の政府機関の間で情報の共有がなされる場合には、顧客に通知しなければならないこと等を定めたが、これには財務省の金融犯罪執行班が捜査当局に情報提供する場合には適用されないなど、多くの例外がある。

このように、アメリカでは、従来一般に、金融関連情報に関するかぎり、連邦レベルにおける個人のプライバシー権は、主として国家機関との関係で論じられてきた。民間分野においては、上記の連邦公正信用報告法のほかは、伝統的には、利益相反規制との関係で、非公開情報の使用について制限がある（たとえば、1934年連邦証券取引所法15条（f）項； Regulation 12 CFR 9.5(b)； OCC, Conflicts of Interest Handbook, at 28-29 (June 2000)、これらの分野での判例など。たとえば、McVea, Financial Conglomerates and the Chinese Wall 163-170 (1993)参照）。また、各州の規制（判例法を含む）がある場合があるようであるが、以上のような散在する規制以外には、金融機関の守秘義務は金融機関による自発的な対応にゆだねられてきたといってよい。

そこで以下では、まず上記の連邦公正信用報告法と利益相反規制等について概観し、その後で、1999年に制定された金融現代化法（グラム・リーチ・ブライリー（GLB）法）として知ら

れる)による規制や州の規制などを紹介することとしたい。

2 連邦公正信用報告法と利益相反規制等

(1) 連邦公正信用報告法

この法律は、上述したように信用情報機関 (consumer reporting agencies) を規制するものであるが、金融機関についても、次の2つの場合を除いて、消費者信用情報を「関係者 (affiliate)」または関係者以外の第三者と共有するとこの法律上信用情報機関として扱われ、上述した内容の規制に服する。例外の第1は、金融機関が消費者である顧客との間の取引または経験 (transactions and experiences) に関する情報だけを関係者または関係者以外の第三者と共有する場合であり、第2は、金融機関が関係者等とその他の信用情報等を共有しようとする際に、当該消費者に対して情報の共有が起りうることを明確・明快に (clearly and conspicuously) 開示し、消費者に情報の共有を許さない (opt-out の) 選択をする機会を提供した場合である。したがって、後述する G L B 法とは異なり、消費者の信用情報については、金融機関は、消費者に opt-out の機会を提供しないかぎり、関係者として関係者以外の第三者としてあれ、その共有をすることはできない点に注意する必要がある。なお、後述する G L B 法は、公正信用報告法を具体的に適用するための規則を制定する権限を関係監督当局に付与した。銀行監督当局 (O C C、F R B、F D I C、O T S) は、共同で、2000年10月20日に規則案を提案しており、ここでは、金融機関が関係者と消費者信用情報を共有するためには事前に消費者に opt-out の権利があることを通知し、その権利を行使する合理的な機会と手段を提供すべきこと等を定めている (65 FR 63120 (October 20, 2000))。なお、この規則が制定・施行されるまでの間は、金融機関は G L B 法に基づく通知をすればよい (上記4 監督当局の Joint Announcement on March 14, 2001 (66 FR 16624) 参照)。

(2) 利益相反規制

アメリカでは、金融機関や証券会社における利益相反規制の結果として、情報の共有が制限されてきたという伝統がある。この場合の情報は、個人である消費者に関する情報には限定されず、むしろ企業情報である場合が少なくない。

たとえば、第1に、証券分野においては、証券会社のブローカー部門が業績悪化する企業の株式購入を顧客に推奨したところ、顧客がそのような情報を引受部門が知っていたとして訴訟を提起した著名な事例があるが、引受部門とブローカー部門との間に情報を遮断する Chinese Wall が設けられていたため、ブローカー部門は業績悪化の情報を有しておらず、責任はないとされた (Slade v. Shearson, Hammill & Co. (SDNY, Jan. 2, 1974)。控訴審で和解が成立)。1988年の連邦証

券取引所法改正により同法に15条(f)が追加され、Chinese Wallの設置が推奨された。監督・執行当局であるSECは、この規定のもとでの規則をその後制定していないが、一般に、証券会社においてはそのようなChinese Wallの設置がなされているといわれており、その後、訴訟等は起きていない模様である(以上について、Poser, *Broker-Dealer Law and Regulation*, para. 1.02 (3rd ed., 1999))。

また第2に、金融機関が信託業務を行う場合についても、信託部門とその他の部門との間にChinese Wallを設置して利益相反行為が起きることを防止すべきであるとされており、実際にもそのような措置がとられている(上述したRegulation 12 CFR 9.5(b); OCC, *Conflicts of Interest Handbook*, at 28-29 (June 2000) 参照)。

(3) その他

以上のほかにも、たとえば1978年制定の連邦電子資金移動法(Electronic Funds Transfer Act)は、金融機関が消費者の口座情報を第三者に提供する場合には消費者に開示すべきことを定め、また、上述した金融プライバシー権法は、金融機関が顧客情報を連邦政府に提供できる場合を裁判所の令状がある場合等一定の場合に制限している。

3 GLB法

以上のような状況のなかで、1999年11月12日に成立し、連邦レベルでの金融規制を一新することになった金融現代化法(グラム・リーチ・ブライリー(GLB)法として知られる)(以下「GLB法」と呼ぶ)は、金融機関による顧客の情報の他者への提供等について、包括的な法制を定めた。以下では、これについて紹介する。

(1) 規定の構成

「プライバシー」と題するGLB法の第5編は、第A節：非公開個人情報の開示と第B節：金融情報への不正(詐欺的)アクセスとに分けて、規定を設けている(後掲資料1参照)。

(2) 非公開個人情報の開示

(ア) 金融機関による非公開個人情報の関係者(関連会社)以外の第三者との共有

規制のポイントは、次の点にある。すなわち、金融機関は、顧客の非公開情報(個人情報にかぎる)について、①顧客のプライバシー保護に関する取扱いの指針を策定して顧客に開示しなければならない、②当該金融機関がその情報をその「関係者(affiliate)」以外の者との間において共有するためには、顧客にそれを認めない意思表示をする機会を与えなければならない。

より具体的には、金融機関は顧客関係が成立した時点およびその後少なくとも毎年1回、顧客の非公開個人情報の関係者・関係者以外の第三者との共有についての指針を顧客に開示しなければならない。その開示においては、①顧客の非公開個人情報の関係者および関係者以外の第三者との共有についての指針、②金融機関が取得する情報の種別、③金融機関における守秘に関する指針、および④連邦公正信用報告法で要求される開示が含まなければならない。なお、「非公開個人情報」は、509条（4）項に定義されている。

金融機関は、上記のような指針を顧客に開示する義務を負うが、これに対して、顧客は、非公開個人情報の当該金融機関によるその関係者以外の者との共有についてこれを許さないことを要求する権利を有する（顧客による opt-out と呼ばれる）。

なお、以上とは別に、口座番号等は信用情報機関への提供を除いて、一般にマーケティング目的で他社と共有することは許されない。

(イ) 例外その1

上記の規制の第1の例外として、口座番号等の提供について、次のような第三者との情報の共有は、顧客に opt-out 権を認めずに行うことが許される。すなわち、①当該第三者が当該金融機関のためにサービス（当該金融機関の商品・サービスのマーケティングを含む）を提供する者である場合、②金融機関が第三者との2以上の金融機関の合意により共同で金融商品・サービスが提供される場合の当該合意の当事者である非関連第三者。ただし、情報を共有する合意が顧客に開示され、かつ、共有する第三者が契約上情報の守秘をすべき義務を負う場合に限られる。

(ウ) 例外その2

上記の規制全般についての例外として、8つの場合が認められている。

- ①当該消費者との金融取引の実行等のために必要な場合
- ②当該消費者の同意または指示がある場合
- ③詐欺行為防止のため等、または顧客の受益者や受託者等への提供
- ④格付機関、当該金融機関の弁護士・会計士等への提供
- ⑤金融プライバシー法で認められている連邦の政府機関、捜査当局等への提供
- ⑥消費者信用情報機関への提供
- ⑦事業等の譲渡、合併等の場合（当該事業等に属する消費者の情報部分にかぎる）
- ⑧他の法令等に基づく場合（司法手続による場合を含む）

(3) 情報の関係者との共有

金融機関は、顧客の非公開個人情報の関係者との共有（すなわち金融グループ内での共有）

は、顧客へopt-outの機会を与えることなく、つねに許されるが、ただし、その方針は上述したところにしたがって顧客に開示しなければならない。なお、2002年1月までに財務省は、議会に対して、このような情報のグループ内共有の状況についての調査報告をすることになっている。

(4) 規則制定権など

関係の監督官庁は、GLB法成立後6ヶ月以内に施行のための規則を制定しなければならない(GLB法の規定はこれらの規則制定後6ヶ月以内に発効する)。したがってまた、第5編の施行について、関係金融機関は、その所管する監督官庁による監督を受ける(GLB法の規定はこれらの規則制定後6ヶ月以内に発効することになっていたが、2000年11月13日に発効し、2001年7月1日までに関係金融機関は監督当局の規則に従って消費者に対して最初の通知を送付することが義務づけられた)。なお、GLB法の第5編は、州法の規定の適用を妨げない。また、連邦公正信用報告法の適用を妨げない。

銀行監督当局等による規則は、大別して2つある。第1は、上記の規定を執行するための規則であり(プライバシー規則と呼ばれる)、第2は、顧客情報保持の安全対策等に関する基準である(安全対策基準と呼ばれる。銀行監督当局はガイドラインの形式をとり、SECとFTCは規則の形をとる)。

銀行監督当局(OCC、FRB、FDIC、OTS)は、共同で、2000年5月10日にプライバシー規則を最終採択した(65 FR 35162 (June 1, 2000))。また、SEC、FTC、NCUAは、別個にプライバシー規則を制定した(SEC: 65 FR 40334 (June 29, 2000)、FTC: 65 FR 33646 (May 24, 2000)、NCUA: 65 FR 36782 (June 12, 2000))。

これらのプライバシー規則は、おおむね次のような点を定めている。①対象金融機関は、顧客に対してプライバシー保護指針を通知しなければならない。最初の通知では、当該金融機関が非公開個人情報を関係者以外の第三者および関係者と共有する際の条件を示したものでなければならない。その通知は、正確・明快・明確でなければならない。②対象金融機関は、顧客に対して、プライバシー保護指針を年ごとに通知しなければならない。その通知は、正確・明快・明確でなければならない。③対象金融機関は、未公表個人情報の関係者以外の第三者への提供について、消費者に合理的なopt-outの方法を与えなければならない。すなわち、消費者は、opt-outする合理的な機会と合理的な手段を与えられなければならない。消費者は、opt-outをいつでもすることができる(これらの規則の全体像は、FDIC, Privacy Rule Handbook (January 2001)に詳しい。また他の法令を含めてプライバシー規制の概要は、OCC, Privacy Laws and Regulations (September 8, 2000)が便利である)。

また、安全対策基準については、銀行監督当局（上記の4当局）は、共同で、2001年1月17日にガイドラインを最終採択した（66 FR 8615 (February 1, 2001)）。このガイドラインでは、対象金融機関に対して情報の安全な管理についての方針と計画を定めることを要求し、顧客情報の保護についてはその金融機関の取締役会が責任を負うこと等を定めている。

なお、C F T C（連邦先物取引委員会）の監督に服する業者は、G L B法第5編の適用を除外されていたが、2000年12月21日に成立した「商品先物現代化法（Commodity Futures Modernization Act of 2000）」124条により、G L B法第5編が適用されることになり、C F T Cが関係規則を制定することになった。C F T Cの規則は、2001年4月に制定され、業者は2002年3月31日までにこの規則に従って消費者に対して最初の通知を送付することが義務づけられた（82 FR 21235 (April 27, 2001)）。

最後に、G L B法の規定またはそれに基づく監督当局の規則に違反する行為があったような場合には、監督当局による是正措置がなされうるが、私人がこれを理由として損害賠償請求等の訴訟を提起することはできない（いわゆる私訴権（private cause of action）はない）と一般に解されている（Privacy Rights Clearing House, Protecting Financial Privacy in the Millennium: The Burden Is on You (rev'd, September 2001)）。

(5) 自主規制、業界における対応など

G L B法の制定を受けて、たとえばアメリカ銀行協会では、「プライバシー保護プログラムの制定と実行に関する7つのステップ」と題するガイドラインを制定し、指針のひな型とともに公表している（American Bankers Association, Seven Steps to Creating and Implementing a Privacy Program, January 30, 2000）。

なお、2001年7月1日までに送られた最初の通知について、アメリカ銀行協会が行ったアンケート調査では、回答者のうちで36%が通知を読んだと回答し、22%は通知を受領したが読まなかったと回答し、41%は通知を受領したことも記憶にないと回答している。そして、通知を受け取った者のうち0.5%の消費者がopt-outの意思表示をする書面を金融機関に返送したという（以上は、2001年6月21日のA B Cニュースによる）。

また、行政手続法に基づきF T Cの規則の合憲性が訴訟で争われたが、合憲とされた（Individual Reference Services Group, Inc. v. FTC, 145 F.Supp.2d 6 (2001/4/30)）。

(6) 州の規制

上記のように、G L B法は各州法による規制（上乗せ規制を含む）を排除するものではないので、各州における規制にも注意する必要がある（これに対して、連邦公正信用報告法は、関

係者間での情報共有を禁止ないし制限する州法は2004年1月1日以降に施行されるものを除いて同法が優先適用されると定めている)。GLB法に対する各州の上乗せ規制については、カリフォルニア州ですべての場合についてopt-inとする(=情報の共有に顧客消費者の同意が必要とする)法案が州議会で否決されつづけており、本稿執筆時点では、主要な州に関するかぎり、制定法のレベルでは、GLB法よりも厳しい規制を設けることは原則として行われていないようである。

二 イギリスにおける金融機関の守秘義務

1 概略

イギリスにおいて、金融機関の守秘義務の問題が取り上げられたのは、古く1924年のTournier v. National Provincial and Union Bank of England事件の判決([1924] K.B. 461、その日本語の要約は資料2)に溯る(以下、これをTournier Caseと呼ぶ)。そこで、金融機関の守秘義務が法的義務であることが、明確に認められた。その後、1989年に、銀行業務一般について、いわゆるJack委員会の報告書が出されたが、その第5章(その日本語の要約は資料3)において(以下、Jack報告書と略称する)、銀行の守秘義務が取り上げられており、ここではTournier Caseが詳細に分析、検討された上で、銀行の守秘義務についての提言がなされている。その後、1989年にR.M. Goodeによる銀行の守秘義務と題する記事(1989 J of Business Law)、1995年にGeraint HowellsによるData Protection, Confidentiality, Unfair Contract Terms, Consumer Protection and Credit Reference Agenciesと題する論文(1995 J of Business Law)等が発表され、また、1997年発行のRoss CranstonによるPrinciples of Banking Lawの第6章においても、「守秘義務」と題する詳細な記述が見られる。

その間、Jack報告書を受けて、イギリス銀行協会、住宅金融組合協会および支払決済サービス協会の3団体の共同により、自主規制として1991年に最初のバンキング・コードが制定され(これに加盟するかどうかは自由)、その後数次の改正を経ている。そこでも銀行の守秘義務の問題が取り上げられており、そのなかにはTournier Caseを参考として設けられた規制がなされている(その該当箇所の日本語訳は資料4)。

また、データ保護庁は、1998年データ保護法に基づき、「通知条項一言葉づかい、大きさおよび場所」と題するアドバイスシートを発表した(その日本語訳は資料5)。そして、2000年5月に、イギリス銀行協会が、「銀行は自ら収集した個人情報について顧客に何を告げる必要があるか—顧客の申込書およびデータ収集システムのための基準となるデータ保護通知に関するイギリス銀行協会ガイダンス—」を発表している(その日本語訳は資料6)。なお、このガイダン

スに関連して、ナットウェスト銀行の口座開設の申込書の一部の日本語訳を資料7として掲げている)。

以下には、これらのものについて個々の若干のコメントをしたい。

2 Tournier Case

Tournier Case は、今から70数年前のもの(わが国の大正時代のもの)でありながら、くり返しになるが銀行の顧客情報の守秘義務を法的義務として明確にした点で、しかも、その後の銀行の守秘義務の検討に当たって常に引用される対象となっている点で、きわめて重要な意義を有するものといえることができる。そこでは、この義務は契約から生ずる法律上の義務として構成されている。そして、この判決の中で、その後の論議の対象として引用されるのは、銀行の守秘義務における限界が何かを論じている部分である。すなわち、Bankes L.J.の判旨において、銀行と顧客との関係において含まれている契約上の守秘義務の条件として、次の4つを掲げている。すなわち、(a) 開示が法の強制による場合、(b) 開示することが公衆に対する義務である場合、(c) 銀行の利益が開示を要求する場合および(d) 開示が顧客の明示または黙示の同意によってなされる場合である。

3 Jack 報告書

Jack報告書においては、Tournier Caseの上述の4つの例外について取り上げられているが、それとも関連して、Tournier Caseでは全く取り上げられなかった新たな2つの問題が取り上げられている。その第1は、顧客の同意なしに同じグループ内の他の会社に対する開示が可能かという問題であり、第2は信用情報機関に関連する問題である。結論としては、次のように主張している。まず、(a)の例外—開示が法の強制による場合—については、現行の守秘義務の例外に関する立法は新しい立法の中に統合されるべきであるという。(b)の例外(開示が公衆に対する義務である場合)については、個別的な制定法が進んでおり、一般的規定は不要であるから削除されるべきであるという。第3の例外(銀行の利益が要求する場合)については、次の場合に明確に限られるべきであるという。すなわち、()銀行が一方の当事者である裁判において裁判所に対して開示する場合、()同じグループの銀行間での開示の場合および()銀行自身の、またはその重要な部分の所有権売却の提案をする目的のため、それに関連して、かつそれに必要な限度での開示の場合である。そして、()に基づく開示については、さらに、銀行およびその銀行子会社の損害から保護されるという特定の目的のために合理的に必要な範囲に限定されるべきであるという。第4の例外については、「顧客の明示の同意がある場合」に限定されるべきであるという。もっとも、明示の合意の中には、tacit formによる場合(顧客に、合理的期間

内に銀行に同意を与えたくないという通知しなかったときは同意したものとみなされるという同意)が含まれるが、それには顧客が明確にそれが要求される目的に気付いていること、および顧客が同意するかどうか自由であることを知らされていることが必要であるとされている。そしてまた、このtacit formによる明示の合意を得るためには、手紙は銀行から顧客に対して、直接に送付されなければならないという。

ここで、第3の例外において、()同じグループの銀行間での開示の場合につき、その銀行子会社の損害から保護されるという特定の目的のために合理的に必要な範囲に限られるべきであるという主張が注目される。また、同じく第3の例外の()銀行自身のまたはその重要な部分の所有権の売却の提案をする目的のため、かつそれに必要な限度での開示の場合が掲げられているが、それは、わが国において、営業譲渡または会社分割において、その営業とともにその営業に附着している顧客情報も移転するという理解がなされていることと、共通するものであろう。また、第4の例外におけるtacit formによる明示の同意の提言も参考とされるべきであらう。信用情報機関に関する関係で、顧客の債務不履行により銀行・顧客間の関係が崩壊した場合に限定し、かつ、開示を債務に関する情報の合意された信用照会機関に対する開示に明示的に限定すべきであるという主張も注目される。

4 記事、論文等

① Goodeの記事は、Jack報告書が発表されたのと同じ年のものであるだけに、その5つの提案を引用しているが、その前提として、次のようにいっている。銀行は、通常、他の銀行に対して、顧客から特別の授權を求めることなしに情報(reference)を提供しているが、これは許されることであろうか、銀行は、銀行の慣行および実務に対する顧客の同意を根拠にしているが、それは正当であろうか、はたしてどの程度の顧客がこの慣行を知っているであろうか等の疑問を提起する。……さらに、Jack委員会に対して与えられた証拠から明確になったことは、銀行が銀行以外の子会社(subsidiaries)に対して情報を開示しており、それを正当化する理由として、グループ全体の保護のためであり、しかも、それはしばしばそのような保護のためではなくマーケティングの目的のために利用されているということが真剣に議論されていないということである。これらの理由から、Jack報告書の提案を歓迎している。

② Howellsの論文では、Tournier CaseおよびJack報告書の概略を引用した上で、Jack報告書を評価し、そのように改正されていたら確実さを増すことになり、少なくとも信用情報機関に対してblack情報のみを開示するのが適法だということが明確になっていただろうという。ところが政府がこのような変更を拒み、「現在のTournier Caseはそのままできわめて明快であり、よく機能しており、銀行員によって理解されている」という主張に同意したことを指摘し、このこ

とは実際の状態を過信しており、Tournier Caseの例外については、black情報であっても、秘密のデータの開示には消費者の明示の同意が必要であるように思われると主張する。銀行の利益による例外については、このような方法によれば、銀行の利益には、取引上の便宜および利点が含まれると解釈されることになるという、データ保護庁のいうように、Tournier Caseの第3の例外は、同意が得られるような状況のもとでは適用されるべきではないという。

③ Cranstonの論述は、Tournier Caseの第3の例外について誤解を招きやすいと批判し、かつ、公共の利益を強調している点で特色がある。Cranstonはまず、問題点として、第1に、守秘義務違反が攻撃の対象となっている1つの理由に銀行が会社のグループ中に情報を分配して、顧客に対して銀行のwhole rangeのサービスをマーケットできるようにしている点をあげる。第2に、守秘義務がしばしば悪事をかくす道具として利用され、犯罪人をさばき、その利益をとりもどす障害となっていることを指摘する。Tournier Caseについては、はじめて銀行の守秘義務を認めただ点では評価しているが、この義務の性質を理解するには役立たず、かつ、守秘義務の例外については誤解を招くものであると批判する。すなわち、第3の例外（銀行の利益のための開示）は守秘義務に関する法の発展に生き残ることができず、それは公共の利益のための開示として説明されるべきものであるという。また、Jack報告書は、顧客に関する秘密情報を銀行グループや外部の信用調査機関に流す慣行について考察し、このような展開を不満とし、銀行の利益による制限を限定する立法をするよう提案していることを指摘した上で、このような慣行は、公共の利益の観点からのみ正当化することができるにすぎないという。結局、公共の利益が守秘義務の原則の核心であり、それは、それを通じて守秘義務の例外を考察するレンズである等と主張する。

5 バンキング・コード

バンキング・コードの中では、まずTournier Caseにおける4つの例外の場合につき、第3の例外を除いては、それをそのまま受け入れている点が注目される。第3の例外（銀行の利益が開示を必要とする場合）については、これが顧客およびその口座に関する情報（名前および情報も含む）をマーケティングの目的で銀行のグループの他の企業を含め、他者に開示する理由として利用されることはないという限定を付している点が注目される。信用情報機関に対する開示の28日前の予告(13.3)、Bankers' referencesの場合の書面による許可(13.7)の規定等も注目に値する。

6 イギリス銀行協会の勧告書

前述したように、本稿ではデータ保護庁のアドバイスシートとしての「通知条項一言葉づか

い、大きさおよび場所」と題する資料（資料5）と、「銀行は自ら収集した個人情報について顧客に何を告げる必要があるか —顧客の申込用紙およびデータ収集システムのための基準となるデータ保護通知に関するイギリス銀行協会ガイダンス—」と題する資料（資料6）を収めている。前者は、通知条項一般に関するアドバイスシートであり、後者は、それを銀行に取り入れた上で、さらに銀行がその収集した顧客の個人情報について、顧客が取引の開始に際して使用する申込用紙に銀行がどのようなことをどのように示すべきかを提言したものである。以下には、後者について、その要約と若干のコメントを加えたい。

- ① まず、フォーマットについて提言している。そこでは、顧客に対する説明の記載は、はっきりと明確に、通常は署名欄の中かその近くになされるべきであり、条項中に組み込まれるべきではないとされ、かつ、印字の大きさや場所についても詳細に注文がつけられている。
- ② 内容については、次の通りである。まず、データが現在および将来において利用（処理）される目的を明らかにする必要がある、そこでは個人データがある特定の目的のために利用されることのみならず、その目的のために開示されることもありうることを明らかにする必要があるという。

次に信用情報機関（CRA）との関係については、顧客にとって、それ自身のデータが銀行や信用情報機関によって、またCRAのデータ開示先によって、どのように利用されるかについて知ることが重要であるとして、CRAによって信用調査を行おうとする場合にはその旨、顧客やその世帯の他のメンバーについて与信決定をするためにCRA情報を使用する場合にはその旨、銀行が顧客の口座取引について情報をCRAに提供しようとする場合にはその旨、CRAに対して公開された情報が他のCRA利用者によって与信決定等のために使用される場合にはその旨等を明らかにする必要があるという。

さらに、グループ内外への情報開示に関し、銀行が保有している申込者に関する情報は、きわめて限られた状況においてのみグループ外に情報が公開されることを説明しておくことは賢明であり、かつ、銀行がマーケティング目的のために、銀行のグループ内の他の会社に対して情報を開示しようとする場合には、顧客の明示的な同意をとるか、または顧客の要求に基づいてそうしなければならないという。ここでは、Tournierの第3の例外（銀行の利益が開示を要求する場合）に対するJack報告書の意見およびそれを反映したとみられるバンキング・コードの規定が念頭におかれていることが明らかである。

そのほか、銀行のマーケティング活動の範囲の記載、マーケティング情報を得ることを望まない顧客にその選択が与えられる旨の記載、情報に対する権利の記載、電話による会話を記録する場合にはその旨の記載、与信判断を自動的に行うシステムを利用する場合のその旨の記載等も掲げられている。さらに人種的、民族的素性、政党への帰属、宗教的信念等のsensitive情報

については顧客の明確な同意をとる必要があるという。

③ 最後に言葉づかいについても、細かな勧告がなされている。

7 ナットウェスト銀行の口座開設の申込用紙

ナットウェスト銀行の口座開設申込用紙の特色は、グループ内の顧客情報の開示を前提として、それにつき顧客から明示的な同意をとることとし、その同意を得る方法として、Jack報告書における tacit form による同意を併用していると思われる点である。すなわち、顧客の情報は、グループ内のデータベースに保有され、当社およびグループ内の会社により使用される旨を明言し、その情報源につき列挙し、かつ、当社および他のグループ会社は、顧客と私ども（他のグループ会社も含むと解される）との関係の維持・発展のために顧客の情報を使用、分析および評価する旨が記載されている。そして、利用方法の変更もありうるとして、その場合には、それらの変更について通知するものとし、変更の通知をした後、少なくとも60日間、顧客が口座を維持し、商品およびサービスを受け続けたときは、この変更同意したことになり、新しい方法による情報の利用を望まないことを私どもに対して書面で通知した場合にはこの限りでないという記載がなされている。ここでは、まず、グループ内使用について記載されている申込用紙に署名することによって、それにつき明示の同意がなされたものとし、また、使用の変更の通知に対して、60日間異議を述べないで取引を継続しているときは tacit form による同意を得たものとして取扱っていると考えられる。また顧客が受ける情報についてそれを断る方法を明記しており、さらにまた信用照会機関との関係についても詳細な情報開示がなされている。

三 ドイツにおける金融機関の守秘義務

1 銀行秘密

(1) 総説

ドイツでは「銀行秘密 (Bankgeheimnis)」とよばれる銀行の行為原則が存在し、銀行取引法上確立したものとなっている。もちろん銀行秘密といっても、ここでは銀行自体の秘密 (企業秘密) を意味するわけではなく、銀行がその取引上知り得た顧客に関する情報のことを意味し (H. Schwintowsky / F. Schäfer, Bankrecht, S. 49(1997).)、かつさらにその情報についての守秘義務をいう。このことから、ドイツの銀行取引における銀行秘密とは、一般的には銀行の顧客に対する守秘義務を指すものと考えられてきている。

このような銀行秘密の原則は、かなり古くから存在してきたものであり、すでに17世紀における銀行取引契約にはそのような義務が盛り込まれており、18世紀後半には銀行に対する規則

には銀行秘密に基づく守秘義務が定められていたことが指摘されている(C. P. Clausen, Bank- und Börsenrecht, 2. Aufl.(2000), S. 181, Schwintowsky / Schäfer, a. a. O., S.50.)。現在においては、銀行秘密は、銀行取引においては確立した原則となっており、銀行普通取引約款 (Allgemeine Geschäftsbedingungen der privaten Banken und der Genossenschaftsbanken(Fassung Januar 2000)) で明文化されている。すなわち同約款は、銀行がその営業活動をとおして知り得た顧客に関する情報を他に漏らしてはならないという義務を負うものと規定している(同約款2条1項)。そして銀行秘密は、銀行に対して顧客との銀行取引によって知り得た顧客についての情報を他に漏らしてはならないという義務を課すことによって、顧客の取引上の利益を守るという機能を果たすとともに、さらに近年重視されてきている個人情報保護という点においても重要な役割を果たしてきている。

(2) 銀行秘密による守秘義務の内容

銀行秘密は、銀行が顧客との取引によって得られた顧客についての情報を他に漏らしてはならないとする義務であり、銀行が顧客との取引関係の存在を基礎として、顧客に対して負担する包括的な守秘義務である(Baumbach/Hopt, Handelsgesetzbuch, 30. Aufl.(2000) (7) Bank Geschäfte A/9.)。ドイツの銀行秘密における守秘義務の対象となる情報としては、主として銀行と顧客間の取引関係に関する事実(たとえば、顧客の銀行口座の状態や異動状況など)が考えられるが、それらだけに限定されるわけではなく、銀行が知り得た顧客の財産関係についての事実(顧客の所有する資産等の積極的な情報のみならず、信用に関するネガティブ情報も含まれることになる。)のみならず私的な生活関係の事実(たとえば親族関係、扶養のための支払を行っていることなど)も対象となる(S. Kümpel, Bank- und Kapitalmarktrecht, 2. Aufl.(2000), S. 62.)。さらに事実に基づく評価も守秘義務の対象となると解されている(Kümpel, a. a. O., S.62. Vgl. N. Horn(Hrsg.), Die AGB-Banken 1993, S.89.)。結局顧客が秘匿しておきたい全ての事実が含まれると解されているわけである。そしてこれを受けて銀行普通取引約款においても、「すべての顧客に関する事実とその評価」と規定して(同約款2条1項)、私生活に関する事柄を含めたすべての顧客の個人情報も守秘義務の対象としている。

なお銀行が顧客に対して負担する銀行秘密による守秘義務は、顧客との取引関係が継続している間だけでなく、取引関係の終了後も存在する(Baumbach/Hopt, a. a. O., (7) Bank Geschäfte A/9.)。

(3) 銀行秘密が認められる根拠

銀行秘密の法的根拠としては、慣習法を挙げる考え方もあるが(Vgl. Kümpel, a. a. O., S. 59.)、

現在では銀行と顧客との間の取引契約関係から生ずる付随義務であると解されている (Vgl. Claussen, a. a. O., S.182; Horn, a. a. O., S. 88; Kümpel, a. a. O., S. 59.)。そして銀行秘密による守秘義務は、1993年の銀行普通取引約款の改訂に際して約款上に明文化され、そのことにより、両者間の取引契約上の関係に基づく義務であることが一層明らかとされている。すなわち銀行普通取引約款2条1項第1文は、銀行がその営業活動をとおして知り得た顧客に関する情報を他に漏らしてはならないという義務を負うものと規定する。このように約款による明文化は、銀行の守秘義務の存在を明確化したものであるが、従来から銀行秘密による守秘義務は銀行が顧客と取引する場合の取引関係における不文の付随義務であると解されてきた以上、たとえ銀行・顧客間で取引約款が適用されないまま取引が行われた場合でも、銀行は銀行秘密による守秘義務を負うことになる。その意味では、同規定は単に宣言的意味を有するにすぎないことになるわけである (Baumbach/Hopt, a. a. O., (7) Bank Geschäfte A/9.)。

なお銀行がその取引上知り得た個人顧客の情報を他に漏らしてはならないという銀行秘密の原則と情報についての自己決定権の保護を定める基本法(Grundgesetz)上の人権規定との関係も重要である。この銀行秘密と基本法との関係に関しては、銀行秘密は基本法2条1項が定める人権の自由な発展の権利から派生する情報の自己決定権によって是認され、保護されるとする考え方が有力である (Vgl. H. Schimansky, H. Bunte, H. Lwonsky(Hrsg.), Bankrechts-Handbuch, 2.Anfl(2001), Bd.I, S.742; Horn, a. a. O., SS. 90-91; Schwintowsky / Schäfer, a. a. O., SS. 51~52. 前田重行「金融機関と情報」あたらしい金融システムと法 (ジュリスト増刊 (2000年) 31頁注8参照)。

(4) 銀行秘密における守秘義務違反の効果

銀行が銀行秘密による守秘義務に違反して顧客についての情報を第三者に漏らし、その結果当該顧客が損害を被った場合には、顧客は銀行に対して守秘義務違反による損害賠償を請求しうる。すなわち、この銀行による守秘義務違反は、積極的債権侵害に当たり、銀行は民法276条により故意または過失による損害賠償責任を負う (Claussen, a. a. O., SS. 182~183; Schwintowsky / Schäfer, a. a. O., S. 62.)。また銀行の守秘義務違反は、一般的な人格権または企業権の侵害にも当たると解されており、当該銀行は、民法823条1項により不法行為責任も負うものと考えられる (Claussen, a. a. O., SS. 182~183; Schwintowsky / Schäfer, a. a. O., S. 62; Baumbach/Hopt, a. a. O., (7) Bank Geschäfte A/9.)。

(5) 銀行秘密における守秘義務の排除

前記のように銀行秘密による守秘義務の対象は、顧客に関する広範囲な情報に及ぶが、その義務は絶対的なものではなく一定の場合にはその義務は排除されることとなる。そのような場

合としては、まず銀行が顧客の情報を他に提供することにつき、当該顧客が同意した場合が考えられ、さらには法令によって情報提供が強制される場合にも、銀行秘密による守秘義務は、排除されるものとされている。

① 顧客の同意による銀行の守秘義務の排除は、銀行普通取引約款において明示されており(同約款2条1項)、顧客の同意は原則としては事前であることが必要とされている。ただ、銀行の顧客が法人またはその他の商人の場合には、これらの顧客についての情報提供に際しては、顧客の個別的な同意は要求されていない(約款2条3項)。銀行とこれらの企業顧客との間の取引関係においては、従来からの銀行取引上の慣行としてこれらの顧客による事前の包括的な同意が存在すると考えられるからである(注; Claussen, a. a. O., S. 192; Schimansky, Bunte, Lwonsky, a. a. O., SS.793~794; Horn, a. a. O., SS. 90-91.)。

なお、金融機関は顧客の個人信用情報を個人信用情報機関(シューフアー Schufa)に提供しているが、この場合も当然顧客の同意が必要であり、銀行は顧客との取引開始に際して、個人信用情報機関に情報提供することについての書面による同意をとっている(いわゆるシューフアー条項(Schufa-Klausel)。シューフアーについては、後記2(3)参照)。

② 法律により銀行秘密としての守秘義務が排除される場合としては、民事訴訟上の証人による証言の場合、刑事訴訟上の証人として検事の取調べまたは公判において証言する場合、違法な麻薬取引あるいはその他組織犯罪に対する法律の下でマネーロンダリング等の司法当局への通知などが挙げられるが、さらにその他に税法上の課税処分のための調査等においても、大幅に守秘義務は排除されており、公的監督機関による銀行監督や証券取引の監視手続きにおける調査、報告・開示義務などにおいても守秘義務は排除されている。

2 銀行による情報提供(Bankauskunft)

(1) 銀行による情報提供の意義とその法的根拠

銀行がその顧客の経済状況や信用状況に関する情報を他の顧客または他の銀行からの要請により提供することは、銀行の情報提供(Bankauskunft)と呼ばれ、従来から銀行実務において一般的に行われてきている。このような銀行による顧客情報の提供については、前記の銀行秘密による守秘義務に違反しないかどうかの問題となるが、従来次のような理由から銀行秘密に反しないものとされてきていた。すなわち、顧客が銀行との取引関係を結ぶことの合意によりまたは取引開始後反対の意思を表明しないことにより、取引銀行によって自己に関する情報を通常行われている範囲内において他の者に提供されることについての当該顧客の承認の存在が推定され、または当該顧客が承認を黙示的に与えているものと解されるという理由である(Vgl. Kumpel, a. a. O., S. 75; Schimansky, Bunte, Lwonsky, a. a. O., SS.793~794.)。さらに銀行による情報提供

は、銀行の与信取引において一般に認められるに至っている慣行であり、銀行取引に参加する者にとって周知のこととなっている点も、銀行による情報提供を是認する根拠として挙げられている。

このように銀行による情報提供の適法性は、基本的には顧客による承諾の存在の推定または黙示の承諾という同意の擬制に依拠してきたわけであるが、ただその場合に想定されてきた情報の主体としての顧客は、主として商人等の事業者であり、黙示の承諾や同意の推定による適法性の根拠が個人顧客をも含めて妥当するのかは、必ずしも明らかではない。そしてさらに近年において個人顧客に関する情報の提供に関しては、基本法上の情報についての自己決定権の保護およびそれに関連して連邦データ保護法 (Bundesdatenschutzgesetz) との関係が問題とされ、銀行による情報提供についてもこれら個人情報の保護法制との調和を図ることが要請されてきた。その結果、銀行の情報提供の制度を銀行普通取引約款に規定するに際して、個人情報の提供に際しては、顧客の同意の必要性を定める等、上記の個人情報保護との調和を図ることが必要となったのである (Vgl. Kumpel, a. a. O., SS. 75~76.)。そして現在においては、銀行の情報提供は、その制度を約款上に明示的に規定することにより (銀行普通取引約款 2 条 2 項ないし 4 項) その有効性を改めて確認するとともに、約款規定により、個人情報保護法制との調和を含めた、内容の合理性および妥当性の確保を図っている。

(2) 銀行普通取引約款による銀行の情報提供に対する規制

ドイツでは、1993年に銀行普通取引約款が全面的に改定され、新たな約款が作成されているが、同約款では銀行による情報提供についての規定も改正されるに至っている。同約款の改正に際しては、前述したように銀行の情報提供と連邦データ保護法における個人情報の保護との関係も検討されており、この点との関係で、従来から金融界において検討が重ねられてきた結果が新約款の規定に反映されている。この1993年の約款に定められた銀行による情報提供についての規定は、そのまま現在の約款においても引き継がれている (約款 2 条 2 項・3 項)。

銀行普通取引約款では、銀行がその顧客についての情報を他の者に提供することについては、法律で定められている場合を除いては、当該顧客が同意した場合または銀行が情報提供についての権限を有する場合に限ると規定している (2 条 1 項 2 文)。上記の情報提供の権限が銀行に認められる場合に関しては、同約款は、銀行の顧客が法人または商業登記簿に登録されている商人の場合であって、情報についての問い合わせが当該顧客の事業に関連し、かつ当該顧客から別段の指図がなされていない場合を挙げている (約款 2 条 3 項)。それ以外の個人または団体の顧客に関する情報提供の要請については、当該顧客の明示的な同意がある場合のみ提供しようと定めている (2 条 3 項)。そしていずれの場合も、情報提供を求めてきた者が、求める情

報について正当な利益を有することを信憑性をもって示し、かつ顧客情報の提供によって当該顧客の保護されるべき利益が侵害されないと考えられる場合のみ情報を提供しうるとされている（2条3項）。

銀行普通取引約款は、上記のように銀行の情報提供に関して、法人およびそれ以外の商人と法人以外の団体および個人とを区分して規定し、前者の顧客に関する情報提供に関しては、個別的同意の必要性を要件としなかったのに対して、個人顧客およびその他団体に関しては明示的な同意を要求している。このことは、前述したように銀行にとって商人等の事業者についての情報提供は承諾の擬制や商慣行としての是認により適法化しうるのに対して、個人顧客に関してはそのような同意の擬制等による正当化が困難であるという点も重要な理由ではあるが、その他に連邦データ保護法による個人情報保護の観点が考慮されたためでもある。すなわち、連邦データ保護法は、個人情報の蓄積や伝達等の処理および利用については、同法または他の法律が認めていない限り、当該個人の同意が必要であることを定めており（連邦データ保護法4条1項）、その同意の方式についても厳格な規制を行っていることから、この規制に対応するためにも上記のような個人顧客に関する明示的な同意の必要性を定める約款規定を置かざるをえなかったのである（Vgl. Schimansky, Bunte, Lwonsky, a. a. O., SS.798~799; Horn, a. a. O., SS. 90-91; Schwintowsky / Schäfer, a. a. O., S. 66.）。その他上記の約款規定において、銀行の情報提供の要件として、銀行に情報提供を求める者が正当な利益を有しなければならない点および顧客の正当な利益の保護が挙げられている点も、連邦データ保護法による規制に対応することを意図したものである。すなわち、連邦データ保護法は、企業が自己の営業を行うために個人情報の蓄積、加工もしくは伝達またはその利用が認められる要件として、その情報の蓄積等が当該個人との契約関係または契約関係類似の信頼関係の目的の範囲内にあり、個人情報の蓄積等がその蓄積を行う者の正当な利益の維持のために必要であり、かつ当該情報の加工または利用を排除することより生ずる、当該個人の保護すべき利益が明らかに優越していると考えられる根拠が存在しない場合等を挙げている（連邦データ保護法28条1項）。したがって、銀行が顧客情報を提供する上で、この連邦データ保護法28条1項が定める企業による個人情報の利用の要件を満たすことが必要であり、この点を考慮して、約款上に上記の規定を導入したものと考えられる（Vgl. Schimansky, Bunte, Lwonsky, a. a. O., SS.798~799; Horn, a. a. O., SS. 90-91; Schwintowsky / Schäfer, a. a. O., SS. 66~67.）。

銀行による情報提供は、基本的には銀行に対する顧客の信用照会に対する回答として行われるのが通常であり、したがって、提供されうる情報の内容は主として特定の顧客の資産状況、信用状況または支払い能力ということになる。そしてこの提供しうる情報には、顧客の評判、信用供与についての評価なども含まれることになる（2条2項）。ただし、顧客の口座残高や銀行に

寄託されている資産および融資等についての具体的金額による情報は右の提供しうる情報には含まれないとされている（2条2項）。

なお銀行が要請により顧客情報を提供しうる相手方は、銀行と取引関係を有する顧客または他の銀行に限られる。すなわち、銀行に対してその顧客に関する信用照会としての問い合わせをなし得るのは、その銀行の他の顧客または他の銀行が自身のためまたは当該他の銀行の顧客のためにする場合に限られるわけである（2条4項）。

(3) 銀行のシューフアーに対する顧客情報の提供

銀行は、前述したようにその顧客についての情報を他の顧客または他の銀行の要請に応じて提供しているが、その他にも銀行は顧客の個人情報を個人信用情報機関シューフアーに提供してきている。シューフアー（Schufa (Schutzgemeinschaft für allgemeine Kreditsicherung)）とは、ドイツにおいて全国的規模で個人信用情報を収集しこれを会員企業に提供することを事業としている団体で、銀行、カード会社等が主要な会員となっている。銀行は、従来からシューフアーとの契約に基づき、その顧客についての情報をシューフアーへ提供してきている。銀行がシューフアーに提供している顧客情報は、個人顧客に関するもので、融資、保証の供与、契約違反行為、裁判手続等の開始、解約告知、不渡り手形・小切手の発生、チェックカルテの乱用、強制執行を受けたこと等の信用情報である。銀行がこのような個人顧客の信用情報を第三者に提供することについては、銀行秘密による守秘義務および銀行の情報提供に関する銀行普通取引約款による規整の下では、当然顧客の同意が必要であり、このため銀行は顧客との取引開始に際して、個人信用情報機関に情報提供することについての書面による同意をとっている（いわゆるシューフアー条項（Schufa-Klausel））。

3 銀行の結合企業に対する情報提供の規制

(1) 銀行が他の企業と支配・従属関係を有する場合、特にコンツェルン関係を有する場合には、そのようなコンツェルン関係を有する他の企業に対して顧客情報を提供することが許されるか、あるいはそのような情報提供に対していかなる規制が存在するかが問題となる。しかしながら、この点に関しては、特に規制を定めた法律上の規定も見当たらず、かつ銀行普通取引約款にも該当するような規定も存在しない。またこのような点を論じた文献も見当たらない。したがって、さしあたりコンツェルン法一般の問題として、あるいは銀行取引法における銀行秘密における守秘義務の解釈として一般的に考察する他はないであろう。

まずコンツェルンにおいては、コンツェルンの構成企業である従属会社の理事者（株式会社取締役等）は、コンツェルン支配企業から従属会社自体についての情報あるいはその保有する

情報の提供を要請された場合には、その情報を提供することが認められ、たとえ提供する情報が取締役にとって守秘義務の対象となる企業秘密等であっても(株式法93条1項2文)、その提供は許されると解されてきており、このような解釈はコンツェルン指揮における必要性から正当化されている(G. Krieger: M. Hoffmann-Becking(Hrsg.), Münchner Handbuch des Gesellschaftsrechts, Bd. 4, Aktiengesellschaft, 2. Aufl.(1999), § 69 Rdn. 24.)。したがって、銀行がコンツェルンの一員としてコンツェルン支配企業に従属している場合には、支配企業からの要請に応じて、銀行がその顧客情報を提供することは、コンツェルン法の観点からは許されることになるだろう。

しかしながら、前述してきたような銀行秘密による守秘義務および連邦データ保護法の下での銀行による顧客情報の提供についての規制の観点からは、上記のようなコンツェルン法上の結論がそのまま是認されることにはならないであろう。

(2) 銀行秘密についての守秘義務による規制

銀行秘密による守秘義務および連邦データ保護法の下での銀行による顧客情報の提供についての規制の観点から検討してみると、銀行が、コンツェルンにおける従属会社としてコンツェルン支配企業の支配を受ける立場にあるとしても、銀行とその取引関係にある顧客との関係から見た場合には、コンツェルン支配企業も銀行とは別人格を有する第三者であり、銀行が顧客に関する情報をコンツェルン支配企業に提供することに関しては、顧客情報の同一企業内での利用とは解し得ず、やはり顧客情報の第三者への提供の問題として捉えざるを得ない。したがって、顧客が商法上の商人以外の個人または法人格を持たない団体である場合には、銀行はコンツェルン支配企業の要求による場合であっても、当該顧客の同意を得ない限り、当該顧客の情報の提供は許されないものと解せざるを得ない。また銀行に対するコンツェルン支配企業の顧客情報の提供要請が、商人またはその他の法人である顧客に関する場合には、前述のように当該顧客の個別的な同意は不要であるが、約款2条3項3文が定める情報提供の要請者側における情報を知ることについての正当な利益の存在と情報提供を受けることにより当該顧客の利益を侵害しないことという要件を満たすことは必要となる。

(3) 個人情報保護のための連邦データ保護法の下での規制

① コンツェルン等の企業結合関係にある企業間においては、一つの企業が得た情報をコンツェルン内の他の企業に利用させるために送付することが考えられる。しかし連邦データ保護法は、個人情報の処理たる第三者への情報の伝達は連邦データ保護法自体によりもしくはそれ以外の法規でこれを認めているかまたは当該本人が承諾した場合しか認めておらず(4条1項)、かつ結合関係にある企業であっても、法的に独立した企業である以上、相互に第三者として扱われ

るものとされている (G.Wengert, A.Widmann, K.Wengert, Bankenfusionen und Datenschutz, NJW 2000, 1291; A. Teichmann und E. Kiessling, Datenschutz bei Umwandlungen, ZGR 2001, 47.)。すなわち、連邦データ保護法ではコンツェルン特権は認められていないのである。したがって、コンツェルン内の企業間の個人情報の交換は上記の法規に認められているか、または当該本人の同意が必要となる。

株式法上には上述のような第三者への情報の伝達を許容する規定は見当たらず、考え得るのは連邦データ保護法28条1項2号の利益衡量規定である。すなわち、28条1項2号は、自己の事業目的の達成の手段としての個人情報の蓄積、加工もしくは伝達もしくは利用は、情報蓄積機関の正当な利益の維持のために必要であり、かつ当該本人にとって情報処理等の排除による利益が明らかに優越していると考えられる根拠がない限り、許されると定めている。したがって、同条の適用により情報を蓄積したコンツェルン企業が支配企業または他のコンツェルン企業に個人情報を伝達し得ることが許されるためには、当該企業が他のコンツェルン企業に情報を伝達することについての正当な利益がなければならぬことになる。そしてこの「正当な利益」にはいわゆるコンツェルン利益も含まれるという解釈も主張されていることから (Vgl. W. Hartmann, Datenschutz in der Bank, 17/36)、このような考え方に従えば、個々具体的な利益衡量において、コンツェルン内において個人情報の伝達も許されうる余地があると考えられる。したがって、このような考え方の下では、結局はこの正当な利益と比較すべき当該個人の情報伝達の排除により保護されるべき利益との比較考量的問題となるわけである。そしてこの点に関しては、当該本人が、情報の伝達の拒否を明示している場合は、伝達されないことについての個人の保護すべき利益が優越する場合に当たり、伝達は許されないこととなると解されているが、伝達の拒否がない場合には、そのほか特に伝達によって当該個人の利益に影響が及ぶことがない限り、当該個人の情報伝達の排除による利益が優越する場合には当たらないこととなるものと思われる。したがって、このような場合には、コンツェルン内の企業間における個人情報の伝達は許されることとなる。

また連邦データ保護法28条2項1号aは第三者に個人情報を伝達することが当該第三者の正当な利益の維持または公共の利益の維持のために必要であり、かつ当該本人にとって情報伝達等の排除についての保護すべき利益が明らかに存在する場合でない限り、第三者への情報伝達が許されるとされている。したがって、上記に述べたようにコンツェルンに属する企業がコンツェルン支配企業または他のコンツェルン企業に収集した個人情報を伝達する場合の、当該伝達企業の正当な利益にはコンツェルン利益も含まれるのであるとすれば、右の場合の伝達を受ける第三者たる他のコンツェルン企業の正当な利益には、やはりコンツェルン利益も含まれることとなる。したがって、コンツェルン企業間の個人情報の伝達に関しては、前記の28条1

項2号のほか、同様の要件の下で上記の28条2項1号aの規定によっても許される余地があると考えられる。

以上のように、28条の解釈により、コンツェルンにおける個人情報の相互利用が許されうる余地があるとも考えられるが、しかし実際上は後述するように金融機関が結合企業間でそれぞれ収集した顧客情報を利用するためには、顧客からの同意に基づいて行っているようである。そして金融機関が個人情報の主体に対して情報の伝達等の利用につき同意を求めるときには、個人情報の利用に関して具体的な利用目的、伝達先の範囲等の利用範囲および利用する情報の内容を記載し、標準化された様式の同意文言のための書面を用いてきており、そのような同意なしにコンツェルン構成企業間における顧客情報の利用は行われていないようである。このことは、おそらく、前記のような連邦データ保護法28条の解釈は、必ずしも一般的に定着しているわけではなく、依然としてコンツェルン構成企業間であっても異なった企業間では個人情報の利用は、連邦データ保護法上、やはり問題があるものと考えられているようである。特に、同法28条に関する前記のような解釈上決め手となっているコンツェルン利益の概念がかなり曖昧な概念であり、ドイツ法上も必ずしも明確化しているわけではないということも考えられる。確かにコンツェルン法上、契約コンツェルンにおいて支配企業が不利益指図を行う場合の条件として支配企業の利益と並び、コンツェルン利益の存在が肯定されているが(株式法308条1項2文)、そのような特別な場合を除いては、特に企業結合全体の優越的利益としてのコンツェルン利益概念が一般的に認められ、定着化しているわけではないことを考えると、上記のコンツェルン利益による利益衡量によりコンツェルン構成企業間の個人情報の伝達等の利用が許されるかどうかは、なお疑問が生ずる。

② また前記の顧客本人の同意を得て情報の伝達を行っている場合としては、銀行および建築貯蓄金庫がそのコンツェルンまたは企業グループ内で行っている顧客獲得やマーケティングを目的とした顧客情報の交換がある。このような顧客情報の交換のための個人情報の伝達は、連邦データ保護法28条1項によって正当化するには疑問があると考えられることから (Vgl. W. Hartmann, a.a.O., 17/191)、銀行はその顧客から明示的な同意を得て行っているわけである。

これらの銀行または建築貯蓄金庫が、顧客との取引により取得した当該顧客の個人情報を企業グループ内の他の企業(その他の金融機関、不動産会社および保険会社等)に伝達するに際して顧客からの同意を得るために用いている同意文言に記載した約款条項を「コンツェルン条項(Konzernklausel)」または「アル・フィナンツ条項(Allfinanzklauseln)」と呼んでおり、そのためのモデル約款については、中央金融委員会(Zentralen Kreditausschuss、ドイツ銀行協会等の各種金融機関の業界団体によって組織化された委員会)が開発し、ラントの個人情報保護監督機関が承認したものである。銀行等は顧客の口座開設や融資申込等の取引契約締結に際して、同約

款に顧客の署名を求めてきているが、同約款では、顧客に対して、情報伝達の目的、伝達される個人情報の内容および伝達先企業を具体化し、顧客が情報伝達の目的や内容を理解して任意に同意し得るようにされており、かつ顧客はいつでも、契約に影響することなく同意を撤回しうることを明らかにし、同意の有無が口座開設等の取引契約締結に結びついたものではないこと確保するものとなっている (Vgl. W. Hartmann, a.a.O., 17/191, 17/192)。

4 企業の組織変更と連邦データ保護法

(1) 企業の組織変更 (Umwandlung) に対する連邦データ保護法の適用

合併や会社分割等の企業の組織変更 (Umwandlung) が行われた場合に、当該組織変更の当事者である企業が有した顧客等の個人情報に関しては、連邦データ保護法上の個人情報の処理がなされたことになるのか否かが問題となる。換言すれば、組織変更に際しての個人情報の扱いに関して、連邦データ保護法が適用されるのか否かという問題である。この点に関しては、連邦データ保護法上の個人情報の第三者への伝達が、組織変更により行われたことになるのか否かという点が主として問題となり、この点をどのように解すべきかに関しては、学説上争いがある。すなわち、一方の学説は、組織変更法 (Umwandlungsgesetz vom 28.10.1994.) 上の組織変更のうち、特に合併を取り上げ、合併においては、消滅会社からそこに蓄積された情報が存続会社または新設会社に承継されることによって第三者への個人情報の伝達が生じることから、情報の主体たる当該個人の同意がない限り、右の情報伝達は連邦データ保護法に違反すると主張するが、他方の学説では、組織変更法上の組織変更では第三者への情報伝達は生じておらず、当該個人の同意は不要であると主張されており、見解が対立している (Vgl. Teichmann und Kiessling, a.a.O., S. 40.)。

前者の見解では、連邦データ保護法上の第三者とは、個人情報の蓄積機関以外の全ての人または機関を指し、組織変更における合併当事会社の一方向の会社に対して他方はこの「第三者」に当たり、したがって、合併における存続会社または新設会社による他の会社の蓄積していた個人情報の承継は、第三者への情報の伝達に当たることになるから、このような情報伝達が連邦データ保護法上許されるためには、連邦データ保護法自体にもしくはそれ以外の法規で情報の伝達を認めているかまたは当該本人が情報の伝達を承諾していることが必要となる (同法 4 条 1 項) (G.Wengert, A.Widmann, K.Wengert, Bankfusionen und Datenschutz, NJW 2000, 1289, 1291f.)。しかし、組織変更法において合併における財産の包括承継を認める同法 20 条は、上記の情報伝達を認める他の法規の要件を満たしておらず、また連邦データ保護法上第三者への情報の伝達を認める 28 条 1 項 1 号、2 号、2 項 1 号 a の規定によっても認められないことになる (Wengert, Widmann, Wengert, a.a.O., S. 1292ff.)。以上のように解して、同説は、合併における個人情報の移

転は当該個人の明示の同意を得ない限り許されないと主張する。

これに対して、後者の考え方は、連邦データ保護法上の第三者への情報伝達は、情報の送付または閲覧もしくは聞き取りにより情報が告知されることであり、外部的な行為による情報の移転がなされることを予定しており、組織変更法上の組織変更による個人情報の移転は、右のような外部的な行為による情報の事実上の移転行為を要素とするものではなく、包括承継という純粋な法的構成によるものであり、連邦データ保護法上の情報の伝達には当たらないから、情報移転につき当該個人の同意は不要であると主張する(J.W.Lüttge, Unternehmensumwandlungen und Datenschutz, NJW 2000, 2463, 2464f.)。

また理由は異なるものの、組織変更における個人情報の移転は、連邦データ保護法上の情報伝達には当たらないとする点において、上記の後者の学説と同じ結論をとる学説としては、R. Marsch-Barner, T. Mackenthum, Das Schicksal gespeicherter Daten bei Verschmelzung und Spaltung von Unternehmen, (ZHR 165(2001), 426, 431ff.) も挙げられる。したがって、同説も組織変更における個人情報の移転については、当該個人の同意は不要であるとする(もっとも、同説は、当該個人の同意を不要とする基本的理由としては、組織変更において資産の包括承継を認める組織変更法20条、131条が連邦データ保護法4条1項によって規定されている、個人情報の処理を認容する他の法律における許可規範に該当するという点を挙げており(後述(3)①参照)、上記の点は補助的理由として述べられているに留まる(Marsch-Barner, Mackenthum, a.a.O., SS. 431f. 432ff.))

以上のように、組織変更法上の組織変更における個人情報の扱いに対する連邦データ保護法の適用の有無をめぐり、さしあたり二つの考え方が対立しており、これらの二つの考え方の対立は、結局組織変更における一方の当事者企業が有する個人情報が組織変更後の企業に移転することが、連邦データ保護法上の第三者への情報伝達に当たるか否かを直接問題にし、この点の解釈に基づき連邦データ保護法の適用の有無を判断しているわけである(ただし、前掲 Marsch-Barner und Mackenthumはこの理由の他にも、連邦データ保護法の適用がなされない理由を挙げている。)。これらの二つの考え方に対して、組織変更における個人情報の扱いを連邦データ保護法の保護対象と解すべきかどうかに関しては、異なった視点から考察し、結果としては連邦データ保護法の保護対象として構成する考え方(いわば第三の考え方)も主張されている(S.Simitis, Umwandlungen: ein blinder Flick im Datenschutz?, ZHR 165(2001), 453)。すなわち、企業がその顧客に関して有する個人情報の利用に関しては、連邦データ保護法により当該企業と顧客との契約関係上の目的による制約が課されており、企業はその目的の範囲を超えて、顧客の個人情報を利用することは許されないとする点をその根拠とする。この第三の考え方の下では、組織変更前の当事者企業と契約関係を有する顧客との関係においては、組織変更が行われること

によって顧客の契約相手である当該企業については企業の変更が生ずるから、当該顧客側にとっては、その契約関係上組織変更後の企業は契約関係を有した当初の企業とは異なった企業となると解する。したがって、組織変更前の企業が有していた顧客の個人情報を組織変更後の企業が利用することは、当初の企業とその顧客との間の契約関係における目的を超える情報の利用になると主張する。そして企業が組織変更を行う場合には、当該企業はその顧客にその旨通知し、かつ当該組織変更が個人情報の利用関係に関して、どのような意味を持ち、あるいは影響するかについて情報開示を顧客に行うとともに、連邦データ保護法において個人情報の利用のために定められている方式により、顧客の承認を求めなければならないとする。そして、顧客が承認を拒絶した場合には、当該顧客には、取引約款の制約なしに、即時の解約告知が認められることとなると解すべきであるとしている (Simitis, a.a.O., S. 458ff.)。

以上に紹介してきた考え方は、組織変更法上の組織変更によって個人情報を承継した組織変更後の企業が承継した個人情報をさらに利用することについて、当該個人の同意を必要とするかという点につき、これを肯定する考え方と否定する考え方に分かれている。連邦データ保護法による個人情報の保護を強調し、その保護範囲の拡大が望ましいと考える限り、前記の個人情報の主体たる当該個人の同意を常に必要とする考え方がその趣旨に合致するものといえよう。しかし、そのような考え方によれば、企業の組織変更の効果はかなり減殺され、特に銀行等の多数の個人顧客関係を有する企業の組織変更を行うことが困難になるという問題が生じることとなる。また個人情報保護と組織変更との関係をテーマとするシンポジウムにおいても、報告者たる実務家や研究者は一致して、個人情報保護法が組織変更法上の組織変更という制度の利用を妨げるものであってはならないという指摘をしており (Vgl. C. Schneider, Diskussionsbericht, ZHR 165(2001), 465.)、このような一般的な指摘から見ても、組織変更における個人情報の主体たる本人による個別的同意を要するとする考え方に対しては、なお議論の余地が存するようと思われる。他方、前記本人の同意を不要とする学説においてとられている包括承継による情報の移転は、連邦データ保護法上の第三者への情報の伝達にはならないとする解釈もその根拠が明確ではなく、これに対して有力な批判もなされており (W. Zöllner, Umwandlung und Datenschutz, ZHR 165(2001), 443.)、必ずしも説得力を有する考え方ともいえず、多くの支持を得られていないようである (Vgl. Schneider, a.a.O., S. 462.)。このように、上記の学説は、一方はその現実的妥当性に問題があるようであり、他方は連邦データ保護法と組織変更に関する解釈としては、一方的すぎるように思われ、やはりその妥当性に疑問がある。これに対して、前掲の Teichmann und Kiessling, a.a.O., S.33ff は組織変更法上の組織変更と連邦データ保護法との関係について、きめ細かく詳細に論じており、組織変更の形態ごとにかつ個別的問題ごとに一層突っ込んだ検討を加えていることから、より説得力を持つものと考えられる。そこ

で以下この問題については同論文を取り上げ、同論文によりこの問題の検討を加えることとしたい（以下は、Teichmann und Kiessling, a.a.O., S.46ffによる。）。

(2) 組織変更における第三者への個人情報の伝達の有無

① 組織変更法上の組織変更が行われた場合に、その当事者たる一つの企業に蓄積されてきた個人情報の移転は、当然組織変更によって生じる新たな企業に承継されることとなるが、このような情報の移転は、前記（1）の学説において問題とされているように、そもそも連邦データ保護法上の第三者への個人情報の伝達に該当するかどうか、まず問題となる。この場合、連邦データ保護法上の個人情報の「伝達」や「第三者」の概念が問題となるが、これらの概念については、同法は次のように定義している。すなわち、「伝達」とは、蓄積されまたは処理により取得された個人情報を蓄積機関が第三者（情報の受取人）へ送付するか、または蓄積機関によって用意された個人情報を受取人が閲覧もしくは聴取することにより、告知されることであり（3条5項第3号）、また「第三者」については、同法3条9項1文が定義しているが、それによれば第三者とは、個人情報の蓄積機関以外の全ての人または機関（Stelle）をいうと定めている。また同法2条4項は蓄積機関を、法的主体としての自然人または人的団体もしくは法人としており、法的独立性を有することを意図して定めている。以上の定義から考えると、個人情報の伝達が生じる情報の蓄積機関と第三者との関係は、相互に法形式上独立した関係であることが必要であり、かつそのような相互の独立性があれば足りることになる。したがって、結合企業においては、コンツェルンのように統一的指揮に服している場合であっても、形式上の法的独立性を有している以上、第三者性が認められることになるわけである（Teichmann und Kiessling, a.a.O., S.46ff）。そして組織変更法上の組織変更の場合も、組織変更によって個人情報の伝達が生じるか否かは、組織変更による情報の承継が上に述べたような相互に法的独立性を有した企業間においてなされたものと解しうるか否かによって判断されることとなり、この点は組織変更の各種の形態に応じて、個別的に検討する他はないことになる。

② 組織変更法上の組織変更形態としては、同法上種々の形態が定められているが、そのうちまず、組織変更における法形式の変更（Rechtsformwechsel）（たとえば人的会社から物的会社への組織変更など（組織変更法214条））が問題となる。この点については、組織変更法上の解釈として、法形式の変更によって当該企業の法的主体性の形式的同一性が維持されているかどうか議論のあるところではあるが、連邦データ保護法3条5項3号が定める第三者への情報の伝達に関しては、前述したように個人情報が事実上他に移ったか否か、蓄積機関からそれと異なる法的主体へ実質的に移ったか否かが重要である。この点との関係では、法形式の変更が行われても、異なる法主体への個人情報の実質的移転はなく、その意味では第三者への個人情報の

移転には当たらない (Teichmann und Kiessling, a.a.O., S. 48f.)。したがって、法形式の変更は、連邦データ保護法の保護目的には関係せず、同法上の情報の伝達には当たらないことになる。

次に合併の場合であるが、吸収合併 (Verschmelzung zur Aufnahme, 組織変更法 2 条 1 号) の場合は、存続会社が消滅会社の有していた個人情報を受け継ぐことになるが、これは情報の蓄積機関としての消滅会社からそれとは異なる法的主体への情報の事実上の移転が生ずるのであり、このことから存続会社が消滅会社に対して「第三者」であると解せざるを得ない。したがって、吸収合併の場合には、第三者への個人情報の伝達が生ずることになる (Teichmann und Kiessling, a.a.O., S. 49f.)。また新設合併 (Verschmelzung zur Neugründung, 組織変更法 2 条 2 号) の場合も、吸収合併の場合と同様に考えられ、結論は異なる (Teichmann und Kiessling, a.a.O., S. 49.)。

もっとも、前記 Marsch-Barner und Mackenthum は、合併に際して存続会社への個人情報の移転は合併登記によって生ずるのであり、かつ登記により解散会社が消滅するから、情報を送付する蓄積機関と情報を受ける第三者との対応関係が存在せず、連邦データ保護法 3 条 4 項 3 号にいう第三者に対する個人情報の伝達とはいえないという主張をしている (Marsch-Barner und Mackenthum, a.a.O., S. 433ff.)。しかし個人情報保護との関係で問題になる個人情報の実際の移転は登記によって生ずるのではなく、その前の事実行為によって生じるのであり、この場合に登記を基準にする必要はないし、またこの主張に対しては、包括承継による情報の移転および情報を移転した会社の消滅は、この場合、特に個人情報の第三者への伝達が成立することに影響はないとする批判がなされている (Teichmann und Kiessling, a.a.O., S. 49.)。

会社分割のうち、会社がその一部を切り離し、他の会社に移転し、当該他の会社の持分を分割会社の持分所有者に付与する吸収分割 (Spaltung zur Aufnahme) (組織変更法 123 条 1 項 1 号、2 項 1 号) や会社が自己の財産の全部または一部を一体として他に譲渡する財産譲渡 (Vermögensübertragung) の場合も、上記合併の場合と同様に考えられ、個人情報の第三者への伝達が生じることとなる (Teichmann und Kiessling, a.a.O., S. 49f.)。

以上に対して、会社が会社の一部を切り離して新たに設立した会社に移す新設分割 (Spaltung zur Neugründung) の場合には (組織変更法 123 条 1 項 2 号、2 項 2 号)、連邦データ保護法上、被分割会社に対して新設会社は第三者に当たるが、この間の個人情報の移転は保護法の「伝達」には当たらないと解される (Teichmann und Kiessling, a.a.O., S. 50f.)。すなわち、このような新設分割は、従来における企業の一事業部門に法的独立性を与えるもので、実質的には会社の内部的構造変更にすぎず、このことによって保有されていた個人情報についての事実上の状況を変更するものではない。したがって、連邦データ保護法の保護目的から見て、同法上の個人情報の第三者への伝達には当たらないことと考えられる (Teichmann und Kiessling, a.a.O., S.

50f.)。もっともこのような見解に対して、上記のような新設分割における個人情報の移転が保護法の伝達に当たらないという解釈は、被分割会社が1社にすぎない場合にのみ妥当することで、複数の会社が参加している場合には、妥当しないのではないかとする批判もなされている (Zöllner, a.a.O., S.445.)

なお会社分割のうち、被分割会社が消滅する消滅分割の場合には、前記 Marsch-Barner und Mackenthumによれば、分割の登記により被分割会社は消滅し、個人情報の送付者と受取人たる第三者との情報伝達における対応関係が存在せず、合併の場合と同様に連邦データ保護法上の第三者への伝達は生じないことになると主張している (Marsch-Barner und Mackenthum, a.a.O., S.434.)。この点に対しては、前記の吸収合併の場合における同様の主張に対する反論が、そのまま当てはまらう。

(3) 組織変更による個人情報の伝達の許容性

① 前記(2)で検討したように組織変更法上の組織変更の中でも、組織変更形態によっては、第三者への個人情報の伝達が生じない場合があり、これらの場合については、特に連邦データ保護法上さらに問題にする必要はない。しかし、合併や吸収分割などのように、組織変更の結果個人情報の伝達が生じる場合も考えられる。これらの情報伝達が生じる場合には、その伝達が連邦データ保護法4条1項によって認められ得るかどうかさらに問題となる。すなわち、連邦データ保護法4条1項は、伝達等の処理については、連邦データ保護法自体またはそれ以外の法規でこれを認めているか、または当該本人が承諾した場合のみ許されると定めている。したがって、これらの組織変更における個人情報の移転は、本人の同意を得ない限り、連邦データ保護法上の何らかの規定により許されうるのか、またはその他の法規で認められているのかが問題となる。そこでまず、連邦データ保護法自体の規定で個人情報の伝達が許されうるかどうか問題となる。

② 連邦データ保護法28条1項1文1号により許されるか

連邦データ保護法自体において、組織変更において生ずる個人情報の伝達を認容する根拠規定と考え得る規定としては、同法28条1項1文1号が考えられる。同規定は、自己の事業目的を満たすための手段としての個人情報の蓄積、加工、伝達および利用は、当該本人との間の契約関係(または契約類似の信頼関係)の目的規定の範囲内において許容されると定めている。したがって、個人情報の伝達に関して、同規定により許容される場合としては、個人情報の伝達が契約の履行に必要な場合が考えられ、このような場合には、契約関係の目的の範囲内に限って許されることとなる。たとえば銀行が顧客の依頼により送金する場合に、当該顧客の情報を送金委託の履行のために第三者たる被仕向銀行に伝達するような場合である。

組織変更につき同規定の適用を考えた場合に問題となるのは、組織変更における個人情報の伝達の基礎にある契約関係は組織変更の当事者間における契約関係であり、この契約関係には、伝達の対象となる個人情報の主体たる当該個人との契約関係は含まれておらず、この場合の情報の伝達が、当該本人との間の契約関係の目的の範囲内といえるかどうか疑問であり、無理なように思われる。もっとも、同規定の解釈として、契約当事者ではない第三者の情報の伝達も、契約目的の達成のために不可欠の場合には許される余地があり（銀行顧客が振込みや取立委託を行うに際して、債権者や債務者についての個人情報を伝達する場合など）、この解釈により組織変更の場合にも第三者に関する情報である個人情報の伝達が28条1項1文1号で許されるかが問題となる（Vgl. Teichmann und Kiessling, a.a.O., S. 53.）。この点についてはさらに検討することが必要であろう。しかしこの点についての検討とは別に、組織変更における財産の包括承継を認める規定が、連邦データ保護法4条1項の情報伝達を許容する他の法規に当たるか否かという点も十分に検討に値する点であり、むしろこの点の検討の方が、組織変更に際しての第三者への個人情報の伝達の許容性を探る上では、一層効果的なように思われる（Teichmann und Kiessling, a.a.O., S.53.）。

もっとも以上のようなTeichmann und Kiesslingの考え方に対して、Zöllnerは、組織変更が行われた場合に、情報の主体である個人と組織変更の当事者企業との契約関係から生ずる権利の確保や義務の履行上必要である限り、組織変更後の企業への当該個人の情報の伝達は当然正当性が得られるべきで、28条1項1号はこのような必要性の観点からも、第三者への個人情報の伝達の正当性をカバーしていると解すべきであるとしている（Zöllner, a.a.O., S. 446ff.）。すなわち、28条1項1文1号は、組織変更によって従業員との雇用関係や顧客関係の移転がなされる場合に、その契約関係に結合し、契約関係の実現に必要な従業員や顧客の個人情報も伝達されることとなるが、そのような情報伝達は、28条1項1文1号による当該本人との間の契約関係（または契約類似の信頼関係）の目的規定の範囲内において許容される伝達の範囲内として正当性が認められると解するわけである（Zöllner, a.a.O., S. 447f.）。さらに、Zöllnerは、上記の他に組織変更における個人情報の伝達の正当化は、28条1項2号による利益衡量によっても図ることが可能であるとしている（Zöllner, a.a.O., S. 448f.）。

③ 連邦データ保護法4条1項の定める他の法規による個人情報の伝達の許容

連邦データ保護法4条1項は、他の法規が個人情報の伝達を許容している場合には、当該個人の同意なく個人情報の伝達が許されると規定している。Teichmann und Kiesslingは、以下のような理由により、組織変更における包括承継を定める組織変更法20条等の規定が上記の個人情報の伝達を許容する他の法律上の規定に当たると解している（Teichmann und Kiessling, a.a.O., S. 54ff.）。すなわち、連邦データ保護法上同規定という法規の要件としては、情報の自己決定権の

保障の観点から、基本権を制限することにつき法規として相当性の原則に従い、伝達を許容することを明確にしている法律でなければならない。他方個人情報保護法は、私法における財産の移転を規整し、これを認める法制度上の効果を、妨げるものではない。基本権としての情報の自己決定権は、制度における一般的利益 (Allgemeineinteresse) の存在によってのみ制約されるのであり、このことは財産の移転に関しても当てはまる。従って、個々の財産移転に関する利益によっては制限されず、物や権利等の交換を可能ならしめている法制度の存立について存する一般的利益によって初めて制約しようと解される。それゆえ、組織変更法における財産移転メカニズムとしての包括承継の効果は、全体経済の利益のために企業の再編を容易にし、ドイツ企業の活動のための法的枠組みを改善しようとするもので、その意味において一般的利益を有する。結局、組織変更法上の財産移転の効果を定める20条、131条、176条、177条の各規定は、企業の組織変更制度を成り立たしめるための財産移転メカニズムを確立せしめるもので、その点において公益性を有し、一般的利益を持つものと考えられ、連邦データ保護法4条1項の個人情報の伝達を許容する、連邦データ保護法以外に存在する他の法規としての性質が是認されることとなる (Teichmann/Kiessling, a.a.O., S. 55f., 結論的に同旨の見解をとるものとして、Marsch-Barner, Mackenthum, a.a.O., S.430ff.)。

(4) まとめ

Teichmann und Kiessling, a.a.O., S.33ffによれば、組織変更法上の組織変更のうち、合併、吸収分割 (消滅分割および存続分割を含めて) および財産移転の場合は、連邦データ保護法上の個人情報の第三者への伝達が生じることとなるが、法形式の変更および新設分割 (消滅分割および存続分割を含めて) の場合には、個人情報の第三者への伝達は生じないこととなる。そこで前者の形態の組織変更における個人情報の移転については、連邦データ保護法4条1項が適用され、連邦データ保護法自体もしくはそれ以外の法規でこのような個人情報の移転を許容しているかどうかの問題となり、許容していない場合には、当該本人の同意を得ることが必要となる。この点に関しては、Teichmann und Kiessling は、結局組織変更法上の資産の包括承継制度に着目し、包括承継の効果を定める規定 (直接には組織変更の登記により包括承継の効果が生じることを認める規定) が連邦データ保護法以外に存在する個人情報の第三者への伝達を許容する性質を有する法規であると解するのである。この結果、Teichmann und Kiessling によれば、組織変更法上の組織変更においては、本人の同意を得ることなく、組織変更における当事者の保有する個人情報を組織変更後の新たな企業に移転することが可能となるわけである。もっとも無制限の移転と利用が認められると解されているわけではなく、前記の連邦データ保護法28条1項1号の趣旨がこの場合にも考慮されねばならず、組織変更の目的および組織変更によつ

て引き継がれた法律関係の効果的な維持のために必要な範囲においてのみ、情報の移転およびその利用が許容されるにすぎないと解されている (Teichmann und Kiessling, a.a.O., S.61f.)。

以上のようなTeichmann und Kiesslingによる解釈は、組織変更法上の組織変更をより効果的な法制度として維持する上で、妥当な解釈ともいえるが、このような解釈が現在のドイツにおいて、支配的見解かどうか必ずしも明らかではなく(最近の研究では、肯定的な評価が多いように思われる (Vgl. Zöllner, a.a.O., S.440, Schneider, a.a.O., S. 464.))、組織変更法の研究および連邦データ保護法の研究の双方の側面からの一層詳細な検討が必要であろう(なお、連邦データ保護法については、本稿脱稿後に一部改正されているが、本稿は改正前の規定に基づいて執筆されていることをお断りしておかなければならない。ただし、本稿で取り扱った部分は、改正法の下でも大きな変更はない)。

四 フランスにおける金融機関の守秘義務

1 銀行の守秘義務

(1) 守秘義務の法的根拠

道徳上において、他人から信頼されて、その秘密を打ち明けられた者がその秘密を他に漏らしてならない義務を負うことは、異論なく認められているところである。しかし、法がそのような他人に関する情報を得た者が他にそれを他に漏らしてはならない義務を課しているのは、職業上知り得た情報に関する場合である。フランスでは、職業上の守秘義務 (*secret professionnel*) として、議論されてきたところである(たとえば、Pierre GULPHE, *Le secret professionnel du banquier en droit français et en droit comparé*, Rev. trim. dr. com. 1948, p. 8 et s. 参照)。また、職業上の秘密に関する議論は、法的側面に限らず、広く多面的に考察されてきた(たとえば、Marie-Anne FRISON-ROCHE, *Secrets professionnels*, 1999 参照)。

銀行に関しても、学説および判例は、以前から、銀行が顧客に対して顧客に関する情報について民事法上守秘義務を負うものと解されてきた。ただし、銀行に関する法律に明文の規定がなく、その法的根拠については、いくつかの考え方が提示されてきた。たとえば、銀行と顧客との間の契約に基づく義務と解する見解がある。すなわち、当事者の意思の推定を根拠に、すべての銀行取引には守秘義務が付随しているとする考え方である。しかし、契約説には、銀行取引の終了後にも守秘義務が存続することを説明することに難点がある。そこで、私生活 (*vie privée*) の保護に関する民法9条と同様の一般法上の義務として銀行に守秘義務が課せられていると考える見解も主張されている。同条は、市民の個人的権利に関する1970年7月17日の法律643号により定められたものであるが(1804年の立法当初においては、民法9条で国籍に関する

る規定を定めていたが、国籍法により、削除されていた)、その第1項は次のとおりである。「すべての人は、その私生活の尊重に関する権利を有する(Chacun a droit au respect de sa vie privée.)」

これらの2つの考え方は、矛盾対立するものではなく、競合しうるものである。そして、守秘義務違反の効果としては、損害賠償および契約の解除が考えられる(François GRUA, Contrats bancaires. t. 1, Contrats de services, 1990, no 17, p.21 et s.)。

このように、明文の規定はないが、民事上の守秘義務に課せられていて、それに反すると民事上の制裁を受けると解されてきたのであるが、刑法378条(現行刑法226-13条)が適用されるかどうか問題とされてきた。すなわち、刑法226-13条は、秘密漏洩罪について、身分または職業に基づき、職務上もしくは一時的な任務によって、秘密の性格を有する情報を託された者がその秘密を漏洩したときは、懲役1年および罰金10万フランの刑に処せられることを規定している(資料8参照)。そして、銀行の守秘義務に関して裁判例も少なくなかった(銀行の守秘義務が明文化された1984年以前の判例展開については、Olivier JEREZ, Le secret bancaire, 2000, p. 17 et s. 参照)。

しかし、1984年の銀行法改正により、現在のフランスにおける銀行に関する法制度の基本は、金融機関(établissement de crédit)の活動およびその規制に関する1984年1月24日の法律46号、および同年7月24日の2つのデクレ(decret)であるが、そこでは、銀行の守秘義務に関して明文の規定を置くに至った(なお、1984年法は、1941年6月13日法および14日法に代わるものである)。すなわち、1984年法57条である。同条によれば、金融機関の取締役会(conseil d'administration)もしくは監査役員会(conseil de surveillance)の構成員、何らかの資格により金融機関の経営に参加する者およびこれらの者に雇用されている者は、刑法226-13条の定める要件に従って職業上の守秘義務を負い、もしそれに違反すれば、同条に定められた刑に処せられる(資料9参照)。

そして、銀行法は1999年に改正されたが、新たに57-1条が挿入された。同条は、ヨーロッパ経済域(Espace économique européen)協定の加盟国内に本社を有する金融機関の系列グループに属する金融機関であってフランスで設立されたものが、同一グループ内の企業に必要な情報を提供しなければならないことを定めるとともに、その情報を受け取った者が57条の定める要件に従って職業上の守秘義務を負い、もしそれに違反すれば、同条に定められた刑に処せられる旨を規定している(資料9参照)。

(2) 守秘義務の内容

① 守秘義務を負う者

銀行法57条によれば、守秘義務を負うのは、取締役会の構成員、監査役員会(執行役員によっ

て経営が行われる場合)の構成員など金融機関の経営に参加している者すべてであるばかりでなく、これらの者に雇用されている被用者もその対象となっている。

② 守秘義務の対象となる情報

守秘義務の対象となる情報は、営業活動の過程で顧客または第三者から提供されたすべての公開されていない秘密の情報 (confidentiel) である。たとえば、顧客の預金残高、貸付残高などがその例である。これに対して、顧客の弁済資力は、秘密情報ではないと考えられている。

なお、守秘義務の相対性が認められていて(弁護士などとの差異)、顧客は、情報を第三者に提供することまたは公開することを金融機関に対して許可することができる。

③ 守秘義務の対抗

金融機関がどのような者に対して、守秘義務を根拠に情報の提供を拒絶できるかが問題となる事例については、自然人の場合と法人の場合とで分けて考えられている。自然人の場合には、顧客の配偶者・家族に対しても守秘義務を対抗できると解されている。顧客が死亡した場合の顧客の相続人に対しては、本来守秘義務を対抗できないと考えられているが、非財産的情報(プライバシー)について見解が分かれている。

法人の場合には、法人の代表者(管理者・取締役会の長)に対しては、その法人に関する情報を提供しなければならないが、単なる取締役会のメンバーについては見解が分かれている。また、組合の組合員(パートナー)に対して、銀行は守秘義務を対抗できるかどうかについては、見解が分かれている。

なお、前述のように、金融機関のグループ内における守秘義務に関して、1999年改正法は、新たな規定を定めたが(57-1条)、この規定が具体的にどのように適用されるかについては、制定されたばかりで十分に明らかでない。最近の銀行法に関する文献でもこの問題は取り上げられていない (JEREZ, op. cit.)。

④ 例外規定

例外的に金融機関が守秘義務を対抗できない場合として、銀行法57条は、他の法律に定めるもののほか、次のような場合をあげている。具体的には、銀行委員会(監督機関)、フランス銀行および刑事手続きにおける司法当局である。他の法律に定める場合として、税務当局、麻薬の密売に由来する資金の洗浄に関する法律(1990年)の場合などがある。

2 個人情報の保護

(1) 個人情報の保護に関する立法

フランスでは、1978年に個人情報の保護に関する立法がなされている。すなわち、情報処理、ファイルおよび自由に関する1978年1月6日の法律第17号 (Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 rela-

tive a l'informatique, fichiers et aux libertés) である (その後、この法律は、1992年12月6日の法律第1336号および1994年7月1日の法律548号によって改正されている)。この法律は、行政機関および民間の企業に適用されるものである。必ずしも、金融機関の保持する個人情報だけを対象とするものではないが、金融機関では個人顧客に関する多くの情報が蓄積されており、個人情報の保護に関する法制度は重要な意義を有している。

(2) 個人情報保護の内容

① 法律の目的

この法律の第1条は次のように規定している。コンピュータはすべての市民に役立つものであり、その発展は国際的な協力のもとになされなければならないが、それが人のアイデンティティ、基本的人権、私生活 (プライバシー) または個人的もしくは公共的自由に対する侵害となってはならないと定めている。そこで、コンピュータの利用と個人の私生活 (プライバシー) の保護等との調整をはかることがこの法律の目的である。

② 保護対象となる個人情報

この法律が保護の対象としているのは、その形態の如何を問わず、直接あるいは間接に個人を特定することを可能にするような情報である (第4条)。たとえば、店舗で銀行小切手による支払をした客の写真を再編成したファイル、銀行の顧客管理のために電子化された情報のうち顧客を特定しうる情報に関する部分などがその例として考えられている。そして、この法律は、法人には適用されない。

また、この法律は、電子化されたファイルだけでなく、手作業または事務機械により編成されたファイルにも適用される (第45条)。

③ 個人情報の収集、情報処理

まず、電子化されたファイルを作成しようとする者は、あらかじめ、コンピュータおよび自由に関する国家委員会 (Commission nationale de l'informatique et des libertés, CNIL と略称されている) に届けなければならない (第16条第1項)。この届出において、法律の要求に従って情報処理を行う旨を約束しなければならない (同条第2項)。また、届出において、申請者の身元、情報処理の目的など情報処理の特色を記載しなければならない (第19条)。この法律の第19条は、届出の記載事項について詳細に規定しているが、国家委員会 (CNIL) は、簡易基準を定めている。

届出をした者は、国家委員会の受理証明書の交付を受けた後、情報処理を実行することができる。しかし、受理されたからといって、情報処理に関する責任を免れるものではない (第16条第3項)。

④ 情報の収集

個人を特定するような情報の収集、登録および保存に関して、第25条から第33条までに規定されている。たとえば、詐欺的な方法や違法な方法による情報の収集は禁じられている（第25条）。そして、すべての人は、適法な根拠に基づいて、自分を特定するような個人情報の処理に反対することができる（第26条第1項）。また、人種、政治的・哲学的・宗教的意見、加盟組合などいわゆるセンシティブな情報については、本人の明示的な同意がない限り電子記憶装置に記憶させることはできないことも規定されている（第31条第1項）。

⑤ アクセス権

また、情報の対象となっている者の情報へのアクセス権、訂正権、補充権などについては、第34条から第40条までに規定されている。

第三章 我が国における解釈論・立法論

一 金融機関の守秘義務を考える視点

以上の我が国における議論や各国の法制等を踏まえて考えると、金融機関の顧客情報の守秘義務、特に金融機関のグループ化を巡る問題については、幾つかの視点がありうるようである。

第一に、保護されるべき顧客情報は、個人顧客の情報だけかという問題である。EU諸国では、1995年の個人データ保護に関するEC指令を受けて、個人情報保護として法制化がなされている。またアメリカも、GLB法は非公開個人情報につき規定しており、連邦公正信用報告法も消費者即ち個人を保護対象にしている。しかし我が国においては、銀行秘密の問題は、個人情報に限らず企業情報についても同じように論じられてきた(イギリスのTournier判決も、個人か企業かを問わずに銀行の顧客情報の守秘義務を論じている)。企業にとってもその信用情報等が妄りに漏洩されると、損害を被ったり企業としての存続すら危なくなることがありうる。従って、企業の信用情報等についても保護が必要である。しかし、個人情報とは保護の強さに違いがあつてしかるべきことは当然である。なお、この場合の個人を、第二章三(2)で紹介したドイツの銀行普通取引約款のように、商人ではない個人に限定して考えるべきかとか、法人以外の団体は商人ではない個人と同視してよいか、という問題も存在する。因みに、ドイツ以外の国においては、個人を商人と非商人に分け、非商人たる個人についてのみ個人情報保護の対象とするという法制は存在しないようであるし、法人以外の団体は個人情報保護の対象とは考えられていないようである。

第二に、情報の性格によっても保護の程度に差があるべきであると考えられる。当然、保護の対象になるのは非公開情報だけである。またドイツやイギリス等で論じられているように、非公開情報の中でも特に保護が強いのは、センシティブ情報である。センシティブ情報は、個人の内部領域、生活領域における秘密であつて、プライバシーの権利の中核であり、憲法13条が保障している人格権の一つとしての保護を受けることになる。先に紹介したイギリス銀行協会の勧告にあるように、少なくともセンシティブ情報については、顧客の明確な同意なしに提供したりすることは許されないというべきであろう。これに対して営業情報、取引情報は、経済取引上の問題であり、憲法29条の問題である。センシティブ情報に比べれば保護が弱い、顧客は普通それらの情報についても妄りに漏洩されないことを期待しているものと考えられることから、金融機関とその顧客の間の契約の解釈として、通常はそれらの情報に関しても、金融機関による保護が合意されていると解されることにならう。なおこういった情報の性格は相対

的なものであり、例えば信用情報は、個人顧客にとってはセンシティブ情報であるが(15U.S.C.A. § 1681c(a) 参照)、事業者にとっては経済取引上の問題となろう。

第三に、情報の利用目的によっても、守秘義務の扱いは異なると考えられる。例えば、リスク管理目的で利用するのであれば、金融機関は当然に自ら有しているその情報を用いることができるし、グループとしてのリスク管理が必要とされていることから、グループ内での利用も、条件を付すことがありうるかもしれないが、認められることになろう。これに対し、営業推進目的で情報を利用することは、たとえ金融機関内部の利用であれ、限定がありうると思われるし、グループの企業に情報を提供することは、慎重たるべきであろう。

二 金融機関のグループ化と守秘義務

1 基本的なアプローチ

先の比較法的検討で明らかのように、金融機関のグループ化に伴う守秘義務の扱いについては、EUとアメリカでは基本的なアプローチが異なる(小林麻里「オムニバス法のEUとセグメント法のアメリカ」金融財政事情2000年7月17日号20頁以下参照)。即ち、EUにおいてはプライバシーの保護が優先され、EC保護指令に従い、加盟各国において、個人信用情報だけでなく個人情報一般保護のための立法及び監督機関による保護が加えられ、企業グループ内であっても情報主体の同意なくして個人情報の共有はできないとされる(山下友信「金融・信用分野における個人情報保護」ジュリスト1190号59頁・63頁)。これに対しアメリカにおいては、公正信用報告法上の規制を除けば、むしろ個人信用情報の経済的活用という観点が重視され、個人情報一般の保護というプライバシー保護の観点は弱い。法律と監督機関による保護に代わって、開示の下での企業の自主規制が強調される。そして企業グループ内における個人情報の共有は自由とされる(小林・前掲20頁)。我が国においていずれのアプローチを採るべきか、という基本的問題があることを認識すべきであろう。

EUが、第三者への個人情報提供を、それが関連会社に提供されるものであるか否かを問わずに、本人の同意が必要な行為としているのは、プライバシーの権利を個人の人格権と捉える立場からは、本人による自らの情報のコントロールに必要な、当然のことと言えよう(第一章一1 参照)。これに対しアメリカのGLB法が、関連会社への個人情報の提供について制限を加えていないのは、制限を加えると金融機関本体で業務を行うか関連会社で行うかといった組織形態の選択に制約を加えることになり、経済的な効率性を害する恐れがあるということであろう。個人の人格権を優先させるか、個人情報の経済的な活用を重視するかの、根本的な選択の問題と言えよう。

2 関連会社との個人顧客情報の共有

第一章二3 で紹介したように、個人情報保護法案は、アメリカのGLB法のような、金融機関は関連会社に対して個人情報を自由に提供してよい、という立場は採っていない。むしろEUのように、企業グループ内であっても、本人の同意なくして個人情報の共有はできないという原則を採っているものと見られる。以下、本報告もこの立場を前提にそれを具体化する検討を行なうこととしたい(3で検討するように、顧客情報の保護を営業単位で考えることを徹底し、企業グループ内の複数社で一つの営業単位を形成しているような場合は、その複数社間では自由に顧客情報を利用できるようにすべきだとの考えもありうるが、法人格が顧客との契約の単位となっていることや、一つの営業単位との認定が難しいことなども考慮して、法案と同じく、関連会社との間でも同一の営業単位を形成することがありうるとしても、そのような関連会社への個人情報提供も本人の同意を要することを前提とする)。

尤も、EU諸国においても、例外的に本人の同意なくして企業グループ内の他社に個人情報を提供することを認める考えがある。例えば第二章で紹介したようにイギリスでは、Jack委員会の報告書やGoodeの学説は、銀行及びその銀行子会社を損害から保護するという特定の目的のために合理的に必要な範囲に限定して、同じグループの銀行間での顧客情報の提供を顧客の同意なしにも認めている(但し、Cranstonは、これを公共の利益の観点から限定を加えるべきであるとす)。これに対し、マーケティング目的のために銀行がグループ内の他社に顧客情報を提供することについては、イギリスの銀行協会の勧告書も、顧客の明示的な同意を得るか、顧客の要求に基づくことを要求する。

また第二章で紹介したようにドイツにおいては、連邦データ保護法が、データ蓄積機関が個人情報を伝達もしくは利用しうる場合として、蓄積機関の正当な利益維持のため必要であり、本人側のそれを排除することの利益が明らかに優越していると考えられる根拠がない場合があげられ、この「正当利益」にいわゆるコンツェルン利益が含まれるという解釈もあることから、コンツェルン内において本人の同意なく個人情報の伝達が許される余地がありうると考えられる。同じく、情報の伝達を受ける側の第三者の正当な利益の維持または公共の利益の維持のために必要であり、本人側のそれを排除することの利益が明らかに優越する場合でないときにも、本人の同意なく当該第三者に伝達することが許されるとされ、これもコンツェルン内における本人の同意のない個人情報伝達の根拠になりえよう。

しかしこのような本人の同意のない伝達は、あくまで例外と考えられているようであり、ドイツでは連邦データ保護法上の可能性に拘わらず、実際上は顧客の同意に基づいてコンツェルン内における顧客情報の利用・伝達を行なっているようである。イギリスにおいても、マーケティング目的の利用の場合は、グループ企業間の伝達でも顧客の同意を求めている、損害防止

目的のときには顧客の同意がなくとも許されるという考えが有力なように（更に公共の利益に叶うことを要求する考えもある）、我が国においても、例えば金融機関としてのリスク管理のために必要な範囲でグループ企業間で個人顧客情報を伝達するようなときに限れば、顧客の同意がなくとも原則として個人顧客情報を提供することを認めうる余地があるのではなからうか（前田重行「金融機関と情報」ジュリスト増刊・あたらしい金融システムと法（2000-11）30頁参照）。

平成10年銀行法改正は、関連会社を含めた銀行グループとしてのリスク管理を要求した。銀行グループとしてのリスク管理のためには、グループ内において顧客情報を共有する必要がある場合がある。その場合、ドイツ連邦データ保護法におけるように、銀行が個人情報を伝達する側に立つ場合と伝達を受ける側に立つ場合の双方につき、情報提供に正当なコンツェルンの利益がある場合として、本人の同意のない顧客情報の提供が認められうるのではなからうか。即ち、リスク管理に必要な情報の銀行の関連会社である証券会社や保険会社から銀行への提供が認められるほか、逆に銀行からそれら関連会社への提供も、銀行グループ全体のリスク管理に必要であれば認められるのではないか。個人情報保護法案の下では、28条1項1号の「法令に基づく場合」（例えば、銀行法14条の2第2号、24条2項・3項、25条2項・5項、52条の3、52条の9、52条の15、52条の16等）、又は同2号の「人の…財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合があるのではないか。但し、それはあくまで銀行グループとしてのリスク管理に必要な範囲に限られるし、当該情報がセンシティブ情報であるか等、顧客側の秘密保護の必要性との比較考量によるべきことは、ドイツ連邦データ保護法と同様であろう。

なお、金融機関の関連会社には金融機関の影響力が及び、その金融機関を通して金融監督当局の監督が及びうることを理由に、リスク管理目的等の限定なしに、顧客情報を本人の同意なく関連会社と提供しあっても問題がないという考えがあるかもしれない。特に問題となるのは、流通業などの異業種が金融機関の支配株主となり、金融機関が有している顧客情報をマーケティング目的で利用することであろう。確かに、平成13年銀行法改正により、銀行の主要株主になるという形での異業種参入については、監督当局による認可が必要であり、主要株主に関する報告義務・立入検査・措置命令・改善計画の提出命令・認可取消等の制度が定められた（銀行法52条の11～52条の15）。また銀行の子会社についての監督・検査権限も定められている（銀行法24条2項・25条2項等）。しかしこれらの権限には限界があるし、顧客情報の管理・利用といった銀行とその関連会社の日常的な業務をどこまでチェックできるかは、疑問のありうるところである。これらの監督当局の権限だけを理由に、一般的に金融機関と関連会社の間顧客情報の提供を認めることには疑問がある。

3 企業の組織変更と守秘義務

個人情報保護基本法制に関する大綱は、広義の企業の組織変更の際の個人情報の引継ぎについて、営業譲渡、分社等により資産の一部として個人データを引き継ぐ場合に、予め本人の同意がなくても第三者に提供できるとしている。従って、法案28条4項2号が個人データの提供を受ける第三者から除いている「合併その他の事業の承継」に、これら営業譲渡、分社等も含まれることが予定されているものと考えられる。秘密を扱う営業部門と一体として営業譲渡、分社の対象として個人情報を提供するときは、本人の同意なしに提供できるということであろう。

確かに、個人情報を利用できる範囲は、個人情報が収集・蓄積される営業単位毎に考えることを原則とすべきであろう。大綱の言うように、そのような部門が営業譲渡、分社によって他の企業に移転されたり独立したときは、それに伴って、当該部門に収集・蓄積された個人情報も移転することになろう。営業と不可分の一体であり、併せて移転しないと移転の意味がないし、本人としても一体として情報が移転されても問題が生じるわけではないからである。これに対し、個人情報が収集・蓄積される営業部門以外の部門を営業譲渡や分社によって分離するときには、それに伴って当然に収集・蓄積した個人情報を移転できるものではない。更に言えば、たとえ同一企業内に属するといっても、ある営業部門が収集・蓄積した個人情報を当然に他の営業部門に伝えて利用させてよいものではなかろう。その典型例が、信託銀行における信託部門と銀行部門の間に設けられ、信託勘定同士の間でも設けられるファイヤーウォールである（金融庁事務ガイドライン3-2-4参照）。信託部門はその受託者としての信任義務から、信託勘定に関する顧客（受益者、委託者）の秘密を他の銀行部門や他の信託勘定の担当者に洩らしてはならないのである。

営業部門毎に顧客情報の移転を考える考え方は、営業譲渡、分社以外の広義の組織変更についても及ぼされるべきであろう。法案が特に合併だけを第三者への個人データ提供規則の例外の例として挙げたのは、合併は第三者への顧客情報の移転に当たらず、当然に顧客の同意なしに顧客情報を存続会社に引き継ぐことができると考えたのかもしれないが、合併の際に顧客の同意なく顧客情報の移転ができるのは、包括承継に伴い情報を蓄積している営業部門が移転されるために、情報もそれに伴って移転するということであると思われる。第二章でみたように、ドイツでは合併は情報の第三者への移転であると解する説が有力であり、ただドイツ連邦データ保護法の解釈として、合併による組織変更の目的及び組織変更によって引き継がれる法律関係の効果的な維持という組織変更法の趣旨に基づき、それに必要な範囲でのみ、情報の移転・利用が許されるという考えがなされている。そして少なくとも移転時点では、当該情報につき同一の使用目的でなければならず、同じようなデータ保護法の義務を負うとされる（Teichmann/Kiessling, a.a.O., S.57ff）。我が国の合併の場合も、ドイツと同様に考えるべきであろう。法案21条

2項は正にこのような考えをとった規定と考えられる。

なお、ある会社もしくはその一営業部門が、同一企業グループ中の別会社と一つの営業単位を形成するような場合の問題については、本章二2の冒頭を参照されたい。

4 顧客の同意の採り方

法案は、第三者へ個人情報提供に本人の同意を要しない例外を、合併等以外にも認めている。そのなかでも金融機関のグループ化との関係で問題になるのは、法案28条4項3号の「個人データを特定の者との間で相互に利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき」であろう。このような形でグループ会社の間で個人情報を相互的に利用することが可能であり、本人の同意を採らなくても、本人への通知又は公表で足りるわけである。通知又は公表でもって同意の手続きに代えたとも言えよう。アメリカで言う opt-in の原則を採りながら、実質的には、opt-out の原則に近いわけである。

このことは、同意を要求するといってもどこまで具体的な同意を要求するか、という問題と連続した問題と言えよう。非常に抽象的な同意で足りるのであれば、通知又は公表をしてそれに異議が出されなければ、それで本人の同意ありと見做すという考えもありうるからである。法案は本人の同意という以上のことは何も述べていないが、どこまで具体的な同意手続きを要求するかは、大きな問題である。個人顧客の場合、大綱が許すような一種の見做し同意で足りるのか、顧客情報を共有する旨の公表手続で足りるといふのは緩やかすぎないか、という議論があり得よう。イギリスのJack委員会の報告書は、この問題をとりあげ、tacit formによる同意に条件を付している。我が国でも参考とすべきであろう。

5 企業顧客情報の保護

なお、企業である顧客については、顧客情報の保護は、プライバシーといった人格権を保護するためのものではなく、あくまで企業の経済的利益を守るためのものであり、基本的には契約の問題として処理される。従って、企業顧客の情報に関しては、契約で禁じられてはいないと解釈でき、当該企業の経済的な不利益が生じない形であれば、その利用や第三者への提供は許されよう。

それでは具体的に、金融機関が第三者に企業顧客情報を提供することはいかなる場合に許されるであろうか。これはまず情報の性格如何によるものと思われる。当該企業顧客情報が、漏洩すると当該企業の評判が落ちるとか、或いは営業上の秘密になっていて、それが漏洩すると

経済的損失が発生するような場合で金融機関もそのことを知りうるのであれば、特に明示されていなくても、それらの不利益が発生する危険のある情報の提供は、契約上許されないと解釈することになろう。しかし情報が企業の評判や営業上の秘密に関わるものでなければ、提供してもまず問題になるところはないであろう。またその情報が本来公開されるべきものか否かにも関わる。例えば、財務等に関する情報で、商法や証券取引法或いは証券取引所のルールに基づき公開企業であれば公開されるべきものであれば、顧客企業がたとえその情報を商法等に反して秘密にしているとしても、金融機関がそれを第三者に伝えたからといって、金融機関に対し異論を申し立てることはできないはずである。

情報の提供を受ける第三者の情報の利用目的は問題になるか。最初に述べたような企業顧客情報の保護の趣旨からは、企業顧客情報をマーケティング目的のために利用することは、そのこと自体からは当該企業に経済的不利益が生じることは余り考えられないため、当該企業の同意がなくても原則として許されると考えられる。従って、金融機関がマーケティング目的で利用するために関連会社に企業顧客情報を提供することは、その情報が前述したような当該企業の評判や企業秘密に係わらないような情報であれば、そのこと自体で問題にはならないのではないか。

また第三者に提供した情報の管理体制にもよることになろう。企業顧客情報が当該企業の評判や企業秘密に係わる情報であっても、情報の提供を受けた第三者が厳重に情報を管理し、当該企業顧客に関する情報が当該第三者以外には漏洩しないような体制になっており、第三者自身による当該情報の利用によっても企業顧客に不利益が生じないようであれば、第三者への情報の提供も原則として許されるという考えも成り立ちそうである。関連企業への企業顧客情報の提供の是非という問題は、関連企業であれば情報提供先における情報の漏洩を防ぎやすいかといった、提供された情報の管理体制の問題として捉えることができるのではなかろうか。

以 上

GRAMM-LEACH-BLILEY ACT(Nov. 12, 1999) [仮訳]

第5編 プライバシー

第A節 非公開個人情報 (Nonpublic Personal Information) の開示

第501条 非公開個人情報の保護

- (a) プライバシーに関する義務についての政策 (PRIVACY OBLIGATION POLICY) —当議会の政策として、各金融機関は、その顧客のプライバシーを尊重し、顧客の非公開個人情報の安全と秘密を守る積極的かつ継続的義務を負うこととする。
- (b) 金融機関の保護措置 (FINANCIAL INSTITUTIONS SAFEGUARDS) —(a)項の政策を促進するために、第505条(a)項に掲げられた各監督当局は、次に掲げる事項を行うために管理上の (administrative)、技術的、物理的 (physical) 安全措置に関して、その管轄に従いに、金融機関に対する適切な基準を確立するものとする。
- (1) 顧客の記録や情報の安全性 (security) および秘匿性 (confidentiality) を保証し、
 - (2) 当該記録の安全性または完全性 (integrity) への予期された脅威もしくは危険に対して保護し、かつ、
 - (3) 顧客に対し重大な損害もしくは不都合を生じさせる当該記録または情報に対する無権限者のアクセスまたは利用に対して保護すること。

第502条 個人情報の開示に関する義務

- (a) 通知要件 (NOTICE REQUIREMENTS) —本節で示される他の条項を除き、金融機関は、当該金融機関が第503条に従った通知を消費者に提供しない限り、またはすでに提供していない限り、直接もしくは子会社を通じて、いかなる非公開個人情報を非関連第三者に対し開示してはならない。
- (b) 選択条項 (OPT OUT)
- (1) 総則 (IN GENERAL) —金融機関は、次に掲げる場合に該当しない限り、非関連第三者へ非公開個人情報を開示してはならない。
 - (A) 当該金融機関が、書面、電子的方式、または第504条に規定されている規則によって認められるその他の方式において、当該情報が、非関連第三者に開示され得ることを、消費者に明確かつ分かり易く開示しており、

- (B) 消費者が、情報が最初に開示される時点より前に、当該情報を非関連第三者に開示しないことを指示する機会を与えられており、かつ、
 - (C) 消費者に対し、当該情報非開示の選択をどのように消費者は実行し得るかの説明がなされている場合。
- (2) 例外規定一本項(subsection)は、金融機関が、当該金融機関に対しサービスを行う、または、当該金融機関のために機能を果たすため（当該金融機関自身の金融商品や金融サービス、または第504条に規定された規則によって課された条件と一致する2つもしくはそれ以上の金融機関間の共同契約によって提供された金融商品または金融サービスの取引活動(marketing)を含む。）、非関連第三者に対して、当該金融機関が非公開個人情報を提供することを十分に開示し、非公開個人情報の秘匿性を維持するよう当該第三者に要求する契約的合意を当該第三者と締結する場合には、非公開個人情報を提供することを妨げない。
- (c) 情報再利用の制限 (LIMITS ON REUSE OF INFORMATION) 一本節において別段の定めがない限り、金融機関から本条に基づき非公開個人情報を受領した非関連第三者は、直接または当該第三者の関連会社を通じて、当該金融機関および当該第三者の非関連第三者であるいかなる他者へも、当該情報公開が当該金融機関によって直接その他者へなされれば適法とされる場合でない限りは、当該情報を開示してはならない。
- (d) マーケティング目的の口座番号情報の共有の制限 (LIMITATIONS ON THE SHARING OF ACCOUNT NUMBER INFORMATION FOR MARKETING PURPOSES) 一金融機関は、消費者信用情報機関 (consumer reporting agency) に対して以外、テレマーケティング、ダイレクトメールマーケティング、消費者への電子メールによるその他のマーケティングへの使用のため、非関連第三当事会社に対し、消費者のクレジットカード口座、預金口座、または取引口座の口座番号またはそれらの口座へのアクセス番号やアクセスコードのような同様の形態の情報を開示してはならない。
- (e) 一般的例外規定一(a)項および(b)項は、以下の場合において非公開個人情報の開示を禁止するものではない。
- (1) 消費者により要求され、もしくは承認された取引を遂行し、執行し、実施するために必要とされる場合、または以下に掲げる事項に関連する場合。
 - (A) 消費者により要求され、または承認された金融商品もしくは金融サービスの提供、またはその処理を行う場合。
 - (B) 金融機関における消費者の口座を維持もしくは提供する場合、または、当該金融機関自身のレーベルのクレジットカードプログラムや、他の企業に代わって行う

その他の信用供与の一部として当該企業に有する消費者の口座を維持もしくは提供する場合。または、

- (C) 提案された、または実際に行われた証券化、流通市場における売買（サービス提供を受ける権利の売買を含む）、または消費者の取引に関連する類似取引。
- (2) 消費者の同意または指示による場合。
- (3) (A)消費者や金融商品もしくは金融サービス、もしくはこれに含まれる取引に属する金融機関の記録の秘匿性または安全性を保護するため、(B)実際のもしくは潜在的な詐欺、無権限の取引、請求、またはその他の債務から保護する、もしくはそれらを回避するため、(C)要求される制度上のリスクをコントロールするため、または、顧客の紛争や照会を解決するため、(D)消費者に関する法律上もしくは受益者としての利益を有する者に対するものである、または、(E)消費者のために受託者もしくは代理人として行動する者に対するものである場合。
- (4) 保険料率算定機関、保証基金、保証機関、金融機関の関係する格付機関、業界基準での当該金融機関のコンプライアンスを評価する者、当該金融機関の弁護士、会計士、監査人に対し、情報を提供する場合。
- (5) 他の法律の条項により、また、1978年金融プライバシー権法にしたがって特に認められる、もしくは要求される程度において、法執行機関(連邦の機能別機関(Federal functional regulator)、合衆国法律集第31編第53章第Ⅱ節および一般法91-508第1編第2章(12 U.S.C. 1951-1959)に関する財務長官、州保険監督局、連邦取引委員会を含む)、自主規制機関へ提供する場合、または、公共安全に関連する事案についての調査のために提供する場合。
- (6) (A)公正信用報告法にしたがって消費者信用情報機関へ提供する場合、(B)消費者信用情報機関によって報告された消費者報告書から提供される場合。
- (7) 事業または運営部門の全部もしくは一部について、提案された、または実際に行われた売買、合併、譲渡、交換に関連するものである場合で、非公開個人情報の開示がもつばら当該事業や部門の消費者に関するものである場合。または、
- (8) 連邦法、州法、各地域の法律、規則、その他の適用される法律上の要請に従う場合；連邦機関、州機関、地域機関による適切に認められた民事上の調査、刑事上の調査、規制上の調査、または罰則付召喚令状(subpoena)や出頭命令(summons)に従う場合；法律上の手続に応じる場合や、検査、コンプライアンス、または法律によって認められるその他の目的のため、金融機関に対し管轄権を有する政府の規制機関に応じる場合。

第 503 条 金融機関プライバシー開示の方針 (DISCLOSURE OF INSTITUTION PRIVACY POLICY)

(a) 要求される開示—消費者と顧客関係を確立する際、および、そのような関係を継続する間、少なくとも毎年 1 回、金融機関は、以下に掲げる事項に関する当該金融機関の方針と実際の取扱いについて、当該消費者に対し明確な (clear and conspicuous) 開示を、書面、電子的形態、または、第 504 条において示された規制機関によって認められたその他の形態により、提供しなければならない。

- (1) 第 502 条に一致して、開示し得る情報の種類を含め、非公開個人情報を関連会社や非関連第三当事者に開示すること。
- (2) 金融機関の顧客ではなくなっている者の非公開個人情報を開示すること。および、
- (3) 消費者の非公開個人情報を保護すること。

このような開示は第 504 条に示された規則にしたがってなされるべきである。

(b) 対象となる情報 (INFORMATION TO BE INCLUDED) —(a) 項により要求される開示は、以下の事項を含んでいる。

- (1) 非公開個人情報を、当該金融機関の代理人以外の非関連第三者に開示することに関する方針と実際の取扱いであって、本節の第 502 条と一致し、以下に掲げる事項を含むものの。
 - (A) 第 502 条 (e) 項にしたがって当該情報が開示される者以外で、当該情報が開示されまたは開示され得る者の種類。および、
 - (B) 当該金融機関の顧客ではなくなっている者の非公開個人情報に関する当該金融機関の方針と実際の取扱い。
- (2) 当該金融機関によって収集される情報の種類。
- (3) 第 501 条にしたがって非公開個人情報の秘匿性と安全性を保護するために、当該金融機関が維持する方針。および、
- (4) もしあれば、公正信用報告法の第 603 条 (d) 項 (2) (A) () により要求される開示。

第 504 条 規則制定 (RULEMAKING)

(a) 規制機関—

- (1) 規則制定—連邦の銀行監督機関、全国信用組合管理機構、財務長官、証券取引委員会、連邦取引委員会は、全国保険監督官協会により任命された州保険監督局の代理人に適切な協議の後、第 505 条によりその管轄 (jurisdiction) に従う金融機関に関する本節の目的を実行するために必要とされる規則をそれぞれ定めなければならない。

- (2) 調整 (COORDINATION)、一貫性 (CONSISTENCY)、比較可能性 (COMPARABILITY) — パラグラフ (1) により規則を定めることを要求されるそれぞれの機関や規制当局は、当該機関等により規定された規則がその他の同様の機関や規制当局により定められた規則と一致し、比較可能なことを可能な範囲で確実なものとするために、その他の同様の機関や規制当局と協議し、調整しなければならない。
- (3) 手続および締切期限—当該規則は、合衆国法律集第 5 編の適切な要件にしたがって規定されなければならない。また、本法の制定日後、6 ヶ月以内に公布されなければならない。
- (b) 例外を認めるための権限 (AUTHORITY TO GRANT EXCEPTIONS) — (a) 項により規定される規則は、本節の目的と合致すると思われる、第 502 条 (a) 項から (d) 項に対する付加的な例外を包含し得る。

第 505 条 実施 (ENFORCEMENT)

- (a) 総則—本節および本節により規定される規則は、金融機関やその他の者に対し、適用可能な法律のもとでその管轄 (jurisdiction) にしたがって、以下のとおり、連邦の機能別機関、州保険監督局、連邦取引委員会により実施されなければならない。
- (1) 連邦預金保険法第 8 条のもとで、以下に掲げる規制機関。
- (A) 国法銀行、連邦免許を受けた外国銀行の支店および代理店、そのような金融機関の子会社 (ブローカー、ディーラー、保険商品を提供する者、投資会社、投資顧問業者を除く) については、通貨監督局 (OCC) による。
- (B) 連邦準備制度の加盟銀行 (国法銀行を除く)、外国銀行の支店および代理店 (連邦免許を受けた外国銀行の支店および代理店、預金保険により付保されている州免許を得ている外国銀行の支店を除く)、外国銀行によって所有もしくは支配されている商業貸付会社、連邦準備法第 25 条および第 25 A 条の下で運営される機関、銀行持株会社およびそのノンバンク子会社または関連会社 (ブローカー、ディーラー、保険商品を提供する者、投資会社、投資顧問業者を除く) については、連邦準備制度理事会による。
- (C) 連邦預金保険公社により付保される銀行 (連邦準備制度の加盟銀行を除く)、預金保険により付保されている州免許を得ている外国銀行の支店、そのような金融機関の子会社 (ブローカー、ディーラー、保険商品を提供する者、投資会社、投資顧問業者を除く) については、連邦預金保険公社理事会による。および、
- (D) 連邦預金保険公社により付保される預金を取り扱う貯蓄組合、当該貯蓄組合の子

会社（ブローカー、ディーラー、保険商品を提供する者、投資会社、投資顧問業者を除く）については、貯蓄金融監督局（OTS）理事による。

- (2) 連邦信用組合法のもとで、連邦上付保されている信用組合および当該信用組合の子会社については、全国信用組合管理機構による。
- (3) 1934年証券取引法のもとで、ブローカーおよびディーラーについては、証券取引委員会による。
- (4) 1940年投資会社法のもとで、投資会社については、証券取引委員会による。
- (5) 1940年投資顧問業法のもとで、投資顧問業者については、証券取引委員会による。
- (6) 州保険法のもとで、本法第104条にしたがって保険商品を提供する場合においては、当該保険商品提供者が居住する州の適用される州保険監督局による。
- (7) 連邦取引委員会法のもとで、本項パラグラフ(1)から(6)の監督当局または規制機関の管轄下に置かれていないその他の金融機関またはその他の者については、連邦取引委員会による。

(b) 第501条の実施一

- (1) 総則—パラグラフ(2)に示されるものは除き、(a)項に規定された監督当局および規制機関は、実行可能な範囲で、連邦預金保険法第39条(a)項に従って規定された基準と同様の方法で第501条(b)項で示された基準を実施しなければならない。
- (2) 例外規定—(a)項のパラグラフ(3)、(4)、(5)、(6)、(7)に規定された監督当局および規制機関は、(a)項のもとでそれぞれの管轄にしたがう金融機関やその他の者に関する規則によって、第501条(b)項のもとで規定される基準を実施しなければならない。

(c) 州の行動がない場合（ABSENCE OF STATE ACTION）—州保険監督局が本条を実施する規則を採用しない場合には、当該州は、連邦預金保険法第47条(b)項(2)(B)（ ）にしたがって、同法第47条(a)項のもとで連邦の銀行監督機関により規定された保険顧客保護規定をくつがえす資格を有しない。

(d) 定義—本条、または連邦預金保険法第3条(s)項において定義されず、(a)項(1)で使用される用語は、1978年国際銀行法第1条(b)項に規定されるものと同じ意味を有する。

第506条 公正信用報告法（FAIR CREDIT REPORTING ACT）の保護

(a) 改正—公正信用報告法第621条（15 U.S.C. 1681s）は、以下のとおり改正される。

- (1) (d)項において、第2文の終わりに続くすべてを削除する。
- (2) (e)項を削除し、以下を追加する。

「(e)規制機関—

「(1) (b)項のパラグラフ(1)および(2)に示される連邦の銀行監督機関は、(b)項パラグラフ(1)および(2)のもとで認められた者について、本法の目的を遂行するために必要な規則を共同で規定しなければならず、連邦準備制度理事会は、銀行持株会社と当該持株会社の関連会社（預金取扱機関（depository institution）および消費者信用情報機関を除く）について共同で策定した当該規則と一致する規則を規定する権限を有する。

「(2)全国信用組合管理機構理事会は、(b)項パラグラフ(3)のもとで認められた者について、本法の目的を遂行するために必要な規則を共同で規定しなければならない。」

- (b) 同様の改正（CONFORMING AMENDMENT）—公正信用報告法第621条(a)項（15 U.S.C. 1681s(a)）は、パラグラフ(4)を削除する改正を行う。
- (c) 他条項との関係—(a)項および(b)項によってなされた改正を除き、本編においては、公正信用報告法の運用を修正、制限、または破棄するものではない。また、公正信用報告法第603条のもとで、情報が取引情報であるか、経験情報であるかに関して、本編の諸条項に基づいて何ら推定が下されるものではない。

第507条 州法との関係（RELATION TO STATE LAWS）

- (a) 総則—本条および本条によりなされる改正は、州において有効ないかなる制定法、規則、命令、解釈を破棄、変更、または影響を及ぼすものと解されるものではない。これは、当該制定法、規則、命令、解釈が本節の諸条項と一致しない場合を除くものであり、したがって不一致の場合のみ除かれる。
- (b) 州法に基づくより広い保護—本条の目的において、州法、規則、命令、もしくは解釈により与えられる保護が、本節や本節によってなされる改正により規定される保護よりも広いと、連邦取引委員会の申立て、または利害関係人の請求により、不服申立てを起す者、または不服申立ての対象となっている者のいずれかについて第505条(a)に基づき管轄を有する規制監督当局との協議の後、連邦取引委員会により決定される場合は、当該州法等は、本節の条項と矛盾するものではない。

第508条 金融関連会社間の情報共有の調査（STUDY OF INFORMATION SHARING AMONG FINANCIAL AFFILIATES）

- (a) 総則—財務長官は、連邦の機能別規制機関や連邦取引委員会とともに、金融機関と当該金融機関の関連会社の間で情報共有の慣行の調査を行わなければならない。当該調査には、以

下の事項を含む。

- (1) 関連会社、または非関連第三当事者と顧客の秘密情報を共有する目的。
 - (2) 当該情報の安全性の保護の程度および適切性。
 - (3) 顧客プライバシーに対する情報共有の潜在的リスク。
 - (4) 金融機関および当該関連会社にとっての情報共有の潜在的利益。
 - (5) 顧客にとっての情報共有の内在的利益。
 - (6) 顧客のプライバシーを保護するための現行法の妥当性。
 - (7) 現行法のもとでの金融機関のプライバシーの方針とプライバシー権開示の妥当性。
 - (8) 関連会社や非関連第三当事者と秘密情報を共有されないよう顧客が指示することを認める、選択 (opt-out および opt-in) を含む、異なるアプローチの実行可能性。および、
 - (9) 特定の使用のための情報共有を制限する、または、情報が共有され得る場合の使用法を顧客が指示することを認めることの実行可能性。
- (b) 協議—財務長官は、全国保険監督官協会によって認められた州保険監督局の代表と協議しなければならない。また、(a)項により要求される調査を作成し、実施する際に、金融サービス業界、消費者団体やプライバシー保護団体、一般のほかの代表者とも協議しなければならない。
- (c) 報告—2002年1月、もしくはそれ以前に、財務長官は、(a)項により要求された調査の経過と結果を含む報告を、適切と思われる立法行為または行政行為への勧告とともに、議会に提出しなければならない。

第 509 条 定義

本節で使われる用語の意義は以下のとおりである。

- (1) 連邦の銀行監督機関 (FEDERAL BANKING AGENCY) — 「連邦の銀行監督機関」とは、連邦預金保険法第3条において与えられるものと同様の意味である。
- (2) 連邦の機能別規制機関 (FEDERAL FUNCTIONAL REGULATOR) — 「連邦の機能別規制機関」とは、以下のことを意味する。
 - (A) 連邦準備制度理事会
 - (B) 通貨監督局
 - (C) 連邦預金保険公社理事会
 - (D) 貯蓄金融監督局理事
 - (E) 全国信用組合管理機構理事会

(F) 証券取引委員会

(3) 金融機関—

(A) 総則—「金融機関」とは、1956年銀行持株会社法第4条(k)項に規定される金融活動に従事することを、その業としている機関を意味する。

(B) CFTCの規則に従う者—(A)にかかわらず、「金融機関」には、商品取引法における商品先物取引委員会の管轄に従う金融活動を行う者または企業を含まない。

(C) 農業信用機関—(A)にかかわらず、「金融機関」には、連邦農業抵当公社 (Federal Agricultural Mortgage Corporation) や1971年農業信用法により設立され、事業を行っている企業を含まない。

(D) 他の流通市場における機関 (OTHER SECONDARY MARKET INSTITUTIONS) —(A)にかかわらず、「金融機関」には、第502条(e)項(1)(C)において示される取引に従事するため、特に、議会により認められた機関について、当該機関が非関連第三当事者へ非公開個人情報を売却しない、または譲渡しない限りは、これを含まない。

(4) 非公開個人情報—

(A) 「非公開個人情報」は、以下に定めるような個人のものとして特定されている金融情報を意味する。

(i) 消費者から金融機関へ提供された情報。

(ii) 消費者との取引から、もしくは消費者に対してなされたサービスに起因する情報。
または、

(iii) その他の方法により、金融機関によって獲得された情報。

(B) 当該「非公開個人情報」という用語は、当該用語が第504条により規定される規則により定義づけられるように、公に利用可能な情報を含まない。

(C) (B)にかかわらず、当該用語は以下のとおりである。

(i) 公に利用可能な情報以外の非公開個人情報を利用することで引き出される消費者のリスト、記載事項、その他の分類（および、それらに属する公に利用可能な情報）を含む。しかし、

(ii) 何らかの非公開個人情報を利用することなしに引き出される消費者のリスト、記載事項、その他の分類（および、それらに属する公に利用可能な情報）を含まない。

(5) 非関連第三当事者 (NONAFFILIATED THIRD PARTY)—「非関連第三当事者」とは、金融機関の関連会社でない、もしくは金融機関と共通の所有者によって関係がない、または金融機関と企業支配により関連しない企業を意味する。しかし、当該金融機関の共同の従業

員は含まない。

(6) 関連会社 (AFFILIATE) — 「関連会社」とは、別の会社を支配する会社、もしくは別の会社により支配される会社、または別の会社と共通の支配下にある会社を意味する。

(7) 遂行し、執行し、実施するための必要性 (NECESSARY TO EFFECT, ADMINISTER, OR ENFORCE) — 「取引を遂行し、執行し、実施するための必要性」とは、以下のことを意味する。

(A) 取引、もしくは当該取引がその事業の一部となっている金融商品もしくはサービスを実施し、金融サービスや金融商品を提供する通常の過程において消費者の口座を記録し、提供し、維持するために、もしくは、取引、または当該取引がその事業の一部となっている金融商品もしくはサービスに関する利益や請求を実行もしくは提供するために、開示が要求され、または、開示が通常の、適切な、または容認できる方法であり、かつ、以下の場合を含むこと。

(i) 消費者、または消費者の代理人もしくはブローカーに、確認書、陳述書、取引の他の記録、または金融サービスや金融商品の状況や価額の情報を提供すること。および、

(ii) 金融機関や他の者によって提供される取引に関する奨励金 (incentives) や特別配当金 (bonuses) の増加や承認。

(B) 金融機関、または金融取引の実行、もしくは金融商品や金融サービスの提供に従事するその他の者の権利を行使するため、開示が要求される、または開示が適法もしくは適切な方法であること。

(C) 消費者の要請による保険の引受けのため、再保険のため、もしくは、消費者の保険に関する以下の目的のいずれかのために、開示が要求され、または、開示が通常の、適切な、もしくは容認できる方法であること。；口座管理、報告、調査、詐欺や重要事項の虚偽記載を防止すること、保険料支払いの処理、保険請求の処理、保険給付 (insurance benefits) の実行 (利用再調査活動 (utilization review activities) を含む)、調査プロジェクトへの参加、連邦法や州法により要求される、もしくは特に求められるその他の場合。または、

(D) 以下に関連して、開示が要求され、または、開示が通常の、適切な、または容認できる方法であること。

(i) 請求される額、引き落とされる額、デビットカード、クレジットカード、もしくはその他の支払カード、小切手、口座番号を使い支払われる、またはその他の支払手段により支払われるその他の額の認可、決済、請求書作成、清算、送金、照

合 (reconciling)、または取立て。

(ii) 受取手形 (receivables)、口座、そこでの利息の移動。または、

(iii) 引落とし、入金、またはその他の支払に関する情報の検査。

- (8) 州保険監督局—「州保険監督局」とは、保険を提供することに従事する者に関し、その者が居住する州の州保険監督局を意味する。
- (9) 消費者—「消費者」とは、金融機関から、主として個人、家族、もしくは家計のために利用されるものである金融商品または金融サービスを獲得する個人、および当該個人の法的代理人を意味する。
- (10) 共同契約 (JOINT AGREEMENT) —「共同契約」とは、2つ以上の金融機関が共同で金融商品もしくは金融サービスを提供、保証、支援する場合に、取り決められた正式な書面契約を意味し、第504条に規定された規則においてさらに定義される。
- (11) 顧客関係—「顧客関係を確立する際」とは、第504条に規定された規則において定義され、商品やサービスの購入のために資金を顧客に直接供給するために信用を供与している金融機関について、消費者との信用関係を確立するときを意味する。

第510条 施行日

本節は、以下の場合を除き、第504条(a)項(3)に規定することが要求されている規則が規定された日の後、6か月以内に施行されなければならない。

- (1) 第504条により規定される規則において、爾後の日時が特定される場合。および、
- (2) 第504条および第506条が、法令上施行される場合。

第B節 金融情報への不正アクセス (Fraudulent Access to Financial Information)

第521条 金融機関の顧客情報に対するプライバシー保護

- (a) 不正行為 (False Pretense) による顧客情報取得の禁止—いかなる者も、以下の行為により、別の者に関する金融機関の顧客情報を取得することや取得しようと試みることは、当該人に開示させることと開示させようと試みることは、本節において違反行為とされる。
- (1) 金融機関の役員、従業員、代理人への虚偽の、架空の、詐欺的な陳述もしくは説明をすることにより行われる場合。
- (2) 金融機関の顧客への虚偽の、架空の、詐欺的な陳述もしくは説明をすることにより行われる場合。または、

- (3) 金融機関の役員、従業員、代理人へ書類を、当該書類が偽造されたものである、紛失したものである、盗取されたものである、詐欺行為による取得されたものである、虚偽の、架空の、詐欺的な陳述もしくは説明を含むものであることを知りながら、提供することにより行われる場合。
- (b) 不正行為により金融機関の顧客情報を取得することの勧誘禁止—金融機関の顧客情報を取得するためある人に、当該人が(a)項で規定される何らかの方法において、金融機関からの情報を取得するであろうこと、または取得しようとするであろうことを知りながら要請することは、本節において違反行為とされる。
- (c) 法執行機関への適用除外—本条の条項は、法執行機関の公的職務の遂行に関連して金融機関の顧客情報を取得する法執行機関、またはその役員、職員、代理人による行動をなんら妨げるものと解するものではない。
- (d) 特定の場合における金融機関への適用除外—本条の条項は、金融機関、またはその役員、職員、代理人が、以下の過程において当該金融機関の顧客情報を取得することを妨げるものと解するものではない。
- (1) 顧客情報の秘匿性を維持するため当該金融機関のセキュリティ手順もしくはセキュリティ・システムを検査すること。
 - (2) 当該金融機関の役員、従業員、代理人サイドの処置の誤り、過失の申立ての調査をすること。または、
 - (3) (a)項または(b)項で規定されている何らかの方法で、別の者によって取得または受領された金融機関の顧客情報を回復すること。
- (e) 保険詐欺の調査のための保険会社へ適用除外—本条の条項は、州法、規則、解釈、命令により保険会社に認められる、犯罪行為、詐欺、重要事項の虚偽記載、重要事項の非開示への保険調査の一部として、保険会社、またはその役員、従業員、代理人が、情報を取得することを妨げるものと解するものではない。
- (f) 金融機関の特定類型の顧客情報への適用除外—本条の条項は、(1934年証券取引法第3条(a)項(47)において定義されている)証券法に従ってファイルされている公の記録として他の方法によれば利用可能な金融機関の顧客情報を取得することを妨げるものと解するものではない。
- (g) 児童扶養料回収判決への適用除外 (NONAPPLICABILITY TO COLLECTION OF CHILD SUPPORT JUDGMENTS)—本条の条項は、州免許を持った民間調査機関、もしくは当該調査機関の役員、従業員、代理人が、連邦裁判所もしくは州裁判所により義務の履行を怠っていると判決された当該人から児童扶養料を回収するために合理的に必要な範囲で、また、

当該民間調査機関による当該行為が連邦もしくは州の法律や規則に基づき違法とならず、また正当な管轄権を有する裁判所の命令または判決によって権限を付与されている範囲で、金融機関の顧客情報を取得することを妨げるものと解するものではない。

第 522 条 行政上の執行 (ADMINISTRATIVE ENFORCEMENT)

- (a) 連邦取引委員会による執行—(b)項に規定される場合を除き、連邦取引委員会が公正債務回収実行法 (Fair Debt Collection Practices Act) のもとで、同法の遵守を強制するために当該委員会が有するのと同様の方法と同様の権限で、同委員会により本節の遵守は執行される。
- (b) 特定の場合におけるその他の機関による執行—
- (1) 総則—本節への遵守は、以下のもとの執行される。
- (A) 以下の場合における連邦預金保険法第 8 条。
- (i) 国法銀行、外国銀行の連邦免許を受けた支店および代理店については、通貨監督局による。
- (ii) 連邦準備制度の加盟銀行 (国法銀行を除く)、外国銀行の支店および代理店 (連邦免許を受けた外国銀行の支店および代理店、預金保険により付保されている州免許を得ている外国銀行の支店を除く)、外国銀行によって所有または支配されている商業貸付会社、連邦準備法第 25 条および第 25 A 条の下で運営される機関については、連邦準備制度理事会による。
- (iii) 連邦預金保険公社により付保される銀行 (連邦準備制度の加盟銀行および非加盟の国法銀行を除く)、預金保険により付保されている州免許を得ている外国銀行の支店については、連邦預金保険公社理事会による。
- (iv) 連邦預金保険公社により付保される預金を取り扱う貯蓄組合については、貯蓄金融監督局理事による。および、
- (B) 連邦信用組合法のもとで、連邦免許を得ている信用組合については、全国信用組合管理機構による。
- (2) 本節の違反が他法の違反として扱われる場合—パラグラフ (1) において示されている機関による、同パラグラフにおいて示されている法律のもとのその権限実施の目的のため、本節の違反は、当該法律のもとで課された要件に違反するものとみなされる。パラグラフ (1) において特に示されている法律の条項によるその権限に加え、同パラグラフにおいて示されているそれぞれの規制機関は、本節への遵守を執行する目的のため、法により当該規制機関に与えられた他の権限を行使し得る。

第 523 条 刑事罰

- (a) 総則—故意かつ意図的に第521条に違反する、もしくは、故意かつ意図的に違反しようとする者は何人も、合衆国法律集第18編にしたがって罰金、または5年以下の懲役、またはその両方の刑罰に処す。
- (b) さらに悪質な場合に対する加重される刑罰（ENHANCED PENALTY FOR AGGRAVATED CASES）—米国の別の法律に違反する、もしくは12ヶ月間で10万ドル以上の違法活動の形態の一部として法律違反をしながら、第521条に違反する、もしくは、違反しようとする者は何人も、合衆国法律集第18編第3571条(b)項(3)もしくは(c)項(3)(場合による)で規定される額の2倍の金額の罰金、または、10年以内の懲役、またはその両方に処す。

第524条 州法との関係

- (a) 総則—本条は、州において有効ないかなる制定法、規則、命令、解釈を破棄、変更、または影響を及ぼすものと解されるものではない。これは、当該制定法、規則、命令、解釈が本節の諸条項と一致しない場合を除くものであり、したがって不一致の場合のみ除かれる。
- (b) 州法に基づくより広い保護—本条の目的において、州法、規則、命令、もしくは解釈により与えられる保護が、本節により規定される保護よりも広いと、連邦取引委員会の申立て、または利害関係人の請求により、不服申立てを起こす者、または不服申立ての対象となっている者のいずれかについて第522条に基づき管轄を有する規制監督当局との協議の後、連邦取引委員会により決定される場合は、当該州法等は、本節の条項と矛盾するものではない。

第525条 規制機関への指導（AGENCY GUIDANCE）

本節の目的の促進において、適切なものとして、連邦の銀行監督機関（連邦預金保険法第3条(z)項で定義される）、全国信用組合管理機構、証券取引委員会、自主規制団体は、それぞれの管轄下において金融機関に適応可能な規則またはガイドラインを再検討しなければならない。また、当該金融機関が、顧客の金融情報の無権限の開示を防ぎ、第502条に基づき禁止された活動を阻止し、見つけ出すために、適切な方針、手続、支配を行っていることを確実にする当該規則やガイドラインの見直しについて規定しなければならない。

第526条 報告

- (a) 議会への報告—本法施行日後、18ヶ月経過前に、会計検査院長（Comptroller General）は、連邦取引委員会、連邦の銀行監督機関、全国信用組合管理機構、証券取引委員会、適切な連邦法執行機関、適切な州保険監督局と協議のうえ、以下の事項に関する報告を議会に提

出しなければならない。

- (1) 詐欺的手段や不正行為により金融情報を取得しようとする試みを処理するうえで、本節において示される救済の有効性と妥当性。
 - (2) 詐欺的手段や不正行為により金融情報を取得しようとする試みによって生じた金融情報のプライバシーへの脅威に対処するための追加的な立法行動または規制行動ための勧告。
- (b) 行政機関による年報—連邦取引委員会と司法長官は、本節にしたがいとられたあらゆる執行行動の数および処置に関する年報を議会に提出しなければならない。

第 527 条 定義

本節のために、以下の定義を適用する。

- (1) 顧客—「顧客」とは、ある金融機関に関連して、当該金融機関が金融商品または金融サービスを提供する者（もしくは、その権限ある代理人）を意味し、受託者として行動するものを含む。
- (2) 金融機関の顧客情報—「金融機関の顧客情報」とは、顧客と関係のある金融機関によって、または金融機関のために保持され、当該金融機関と当該顧客との間の関係から生じ、当該顧客を特定する情報を意味する。
- (3) 書類 (DOCUMENT) —「書類」とは、何らかの形態による情報を意味する。
- (4) 金融機関—
 - (A) 一般規定—「金融機関」とは、信用、預金、信託、もしくはその他の金融勘定または当該機関との関係を保持する顧客に、金融サービスを提供することを業としている機関を意味する。
 - (B) 特に対象となる金融機関—「金融機関」は、預金取扱い機関（連邦準備法第 19 条 (b) 項 (1) (A) において定義される）、ブローカーやディーラー、投資顧問業や投資会社、保険会社、貸付会社、クレジットカード発行会社やクレジットカード・システム運営会社、全国ベースの消費者のファイルを収集し、維持している消費者信用情報機関（消費者信用保護法第 603 条 (p) 項において定義される）を意味する。
 - (C) 証券会社 (SECURITIES INSTITUTIONS) —(B) の目的のため、以下のことを意味する。—
 - (i) 「ブローカー」および「ディーラー」とは、1934 年証券取引法第 3 条 (15 U. S. C. 78c) で規定された内容と同じ意味を有する。
 - (ii) 「投資顧問業」とは、1940 年投資顧問業法第 202 条 (a) 項 (11) (15 U. S. C. 80b-

2(a) に規定された内容と同じ意味を有する。

(iii)「投資会社」は、1940年投資会社法第3条(15 U.S.C. 80a-3)に規定された内容と同じ意味を有する。

- (D) 特に除外される者および企業—「金融機関」には、商品取引法による商品先物取引委員会の管轄に従う金融活動についての企業を含まない。また、連邦農業抵当会社、または1971年農業信用法により認可され、運営されている企業は含まない。
- (E) 規則による追加的定義—連邦取引委員会は、連邦の銀行監督機関や証券取引委員会と協議後、本節のために金融機関として扱われる機関の種類を明確にし、または規定した規則を作成し得る。

Tournier v. National Provincial and Union Bank of England
[1924]1K.B.461 1923 WL 17957(CA)

「事実関係」

XはY銀行甲支店の顧客であった。1922年3月、Xの口座は9l. 8s. 6d.の過振り(overdraft)であった。YはXに過振りの額を支払うように迫り、1922年4月に、XはYとの間で、1922年4月17日から1週間に11. づつ支払う取決めをした。Xは3回分の賦払金を支払ったが、その後の支払いはしなかった。Xは、1922年6月8日、A会社との間で、巡回セールスマンとして3カ月間働くという契約のもとで勤務を始めた。そのすぐ後で、B会社から金額45l.の小切手がXを受取人として振り出されたが、BもY銀行甲支店の顧客であった。Xはその小切手を自分の口座に入金しなかった。結局、その小切手はC銀行によって支払のために呈示されY銀行に返還された。その小切手はC銀行がその顧客Eから取立委任を受けたものであった。Y銀行甲支店の支配人D(Fennel)は、C銀行に照会したところ、Eが賭博の胴元であることを告げられた。Xは、固定の住所を持たなかったようであり、甲支店支配人には新しい雇主の名前と住所を告げていた。そこでDは、A(Xの雇主)に電話をして、Aの二人の取締役と話をした。DはXの私宅の住所を聞き、かつ、その二人に対して、Xが銀行に債務を負っていること、およびXに数回手紙を出しているにもかかわらずXは何の返事もしないことを告げた。Dは、自分自身の証言によれば、さらに、「Xはどこからかお金を工面しなければならない。私は、Xに支払われるべき小切手が銀行を通して来ているのを見ているが、小切手は賭博の胴元の口座に入金されたということを告げられている。もしそうならば、その債務を銀行に支払うべきである。」ということをつけ加えた。その連絡の結果、Aは、3カ月の契約が切れた時点でXとの契約更新を拒絶した。

Xは、(1)名誉毀損(slander)と、(2)YがXの口座またはそれに関連する取引の状況を第三者に開示しないという黙示的契約の違反を理由に訴を提起した。

Y勝訴の判決に対して、Xが控訴した。

Bankes L. J. の判旨

Hardy v. Veaseyにおいて、銀行の顧客に対する守秘義務が法律的義務か道徳的なものか、法律的なものだとして、それは契約から生ずるものか不法行為(tort)から生ずるものかという問題が提起されていることを引用して、次のように論じている。

私は、今日においては、自信をもって、この義務は契約から生じる法律上の義務であって、か

つそれは絶対的なものではなく、条件付きのものであるということを主張してよいと考える。この義務の包括的な定義をすることは不可能である。なしうることは、せいぜい条件を分類し、その限界を指摘することである。……私の意見では、本件において、陪審員に対して、何が限界か、銀行と顧客との関係において含まれている契約上の守秘義務において何が条件かを指示することが必要である。この点についての典拠 (authorities) は存在しないようである。原則として、条件は次の4つの項目に分類することができると思う。(a) 開示が法の強制による場合、(b) 開示することが公衆 (the public) に対する義務である場合、(c) 銀行の利益が開示を要求する場合および (d) 開示が顧客の明示または黙示の同意によってなされる場合である。第1分類の例は、銀行帳簿証拠法 (the Bankers' Book Evidence Act) に基づく、命令に従う義務を負う場合である。第2分類の例は多いが、個人的な義務より高い義務が含まれている場合、国家または公衆の危険が代理人の本人に対する義務を上回る場合である。第3の分類の簡単な例は、銀行が過払い分の支払を請求する差押状 (a writ) の券面に過払い分の金額を記載するような場合である。最後の分類のなじみ深い例は、顧客が銀行に言及 (a reference) する権限を与えた場合である。もっとむずかしいことは、時間的な限界または開示の性質に関する義務の限界についてである。私が確かだと考えることは、顧客が口座を閉鎖した時点で終了するものではないということである。口座が動いている間に得られた情報は、私がすでに言及した条件の分類の1つの範疇に含まれる状況もとで解除されるまでは秘密である。再び主張するが、秘密は、顧客の口座の現実の状態に限られるものではない。それは、口座それ自身から得られる情報にまで及ぶ。しかし、本件で重要な問題は、秘密は、顧客の口座からではなく、その他の出所、たとえば顧客の銀行の他の顧客の口座から得られた顧客およびその事情に関する情報にまで及ぶかである。

この問題については、出典 (authorities) が存在しないので、慎重に言及する必要がある。私は、そこで、自分の所見を本件の事実関係に限定したい。……私にとっては、銀行と顧客との間の事案の中で、その間の守秘の関係は非常に注目すべき (is very marked) ものと思われる。顧客の信用は、その守秘の厳格な遵守に非常に大きく依存している。私は、守秘義務は顧客自身またはその口座から得られた情報に限られると考えることはできない。単純な例をあげよう。警察官が銀行の顧客について調査をするためにその銀行に行ったとする。警察官は、情報を得たい人間がその銀行の顧客であることを知っていた。警察官は、どうして情報を得たいかを尋ねられて、顧客が一連の詐欺事件で告発されているからだと答えたとする。銀行は情報を公にすることができるか。確実に否である。銀行は銀行の資格で情報を得たのである。そこで本件でも、Dは、Xを受取人とし、Y銀行の顧客の口座宛てに振り出された小切手について調査をした。Dは、得られた情報をXの銀行としての自分の資格で (in his character as the plaintiff's banker) 漏らしたというのである。……本件において、DがC銀行 (本件小切手の支払呈示をした銀行)

からの調査の結果得られた情報は、顧客の権利 (the privilege) に含まれ、したがって銀行は、Xの損害の原因となった情報の開示については、私がすでに言及した条件の分類の1つに基づいて開示したものでないかぎり、責任を負わなければならない。……これらの理由により、控訴は認容されるべきであり、Yに有利になされた判決は取り消されるべきであると考える。

Scrutton L.J. の判旨

(2)の請求原因ははるかに一般の興味を引くものである。Xは、銀行はXの口座もしくはそれから生ずる事項またはそれに関連する取引を開示しないという絶対的な契約が含まれると主張する。判事は陪審院にそのような絶対的義務はないと指示したが、私はそれが正しいと考える。……私は、銀行が、過払いを取り立て、またはそれにつき訴えるような自分自身を保護するのに合理的であり、かつ適切である範囲で、または十分な資金がない場合に顧客により振り出された小切手、もしくは引き受けられた手形の支払を拒絶する理由を与えるように口座を管理するために合理的であり、かつ適切である範囲で、顧客の口座および状況を開示できることは明らかであると考える。……顧客またはその口座からではなく、他の顧客の口座から得られた顧客に関する情報を守秘する義務は含まれていないと思われる。

Atkin L.J. の判旨

……第1の問題は、どのような情報が守秘義務の範囲内かである。それは、口座の状況すなわち残高がプラスかマイナスか、残高はいくらかということに限られないことは明らかである。それは、少なくともその口座を通じてなされるすべての取引およびその口座に関して設定されている担保にまで及ばなければならない。そして、このような事項に関しては、口座が閉鎖された場合にも、また口座が睡眠状態になった場合にも及ばなければならないと私は考える。顧客がいったん口座を閉鎖した場合には銀行は銀行が顧客のためにした特定の取引について自由に漏らすことができると当事者のいずれかが考えるであろうとはとても信じられないことである。私はさらに、顧客の実際の口座 (actual account) 以外のソースから得られた情報にも、その情報が得られた機会が銀行とその顧客との銀行取引から生じたものである場合には及ぶと考える。……この義務は、顧客の同意を得ないでは開示してはならないという義務である。それは、黙示の条項 (an implied term) であり、したがって、明示の取り決めにより変えられるものである。いずれにしても、同意は明示的にも黙示的にもなされうるものであり、銀行は同意がなされた範囲で行動することが正当化される。このような同意の一般的な例は、顧客が銀行の信用照会状 (a banker's reference) を与える場合である。このような信用照会状にどのような範囲の情報を与える権限を授与したかは、個々のケースごとに決められるべき問題である。私は、銀

行がお互いにその個々の顧客に関して情報を与える実務について最終的な意見を述べることは望まないが、ただそれが正当化されるとすれば、顧客の黙示の同意に基づいてなされなければならないと考えられるということはいえよう。

上述の理由から、裁判所において当事者間で提起された問題について意見を表明するまでもなく、控訴は認容されるべきであり、新しい判決がなされるべきであるという意見に達した。

Jack Committee の報告書の内容

— Chapter Five: The Banker's Duty of Confidentiality —

(1989年2月)

- 5.01 同報告書は、まず、the Tournier judgement の紹介から始まっている。
- 5.03 銀行の守秘義務が何を伴うかについて、Atkin LJ の判旨を引用している (資料2
- 5.04 参照)。そして、「この控訴審判決は、銀行の守秘義務がたんに道徳的なものではなく、契約から生ずる法的なものであることを始めて確認した。Banks LJ は、この判決において、それが困難なものであり、まだその一部について検討されているにすぎない法律分野であるといっている。彼は、その義務の包括的な定義をすることが可能であることにつき疑問を呈している。しかし、彼は、その義務の限界について次のように定義している」として、その部分を引用している (資料2 参照)。
- 5.05 次に、Tournier 判決の今日的意義として次のように論ずる。「Tournier 判決後三分の二世紀を過ぎた今日のこの判決の意義は何か。それがこの期間を通じての守秘義務に関する指導的なコモン・ローの権威 (authority) を持ち続けている。…しかしながら、4つの例外は、今日の状況には必ずしも十分に周到とはいえ、乱用の可能性が残されている。…この4つの例外を(a)および(b)を一緒にし、それから(c)と(d)を一緒にするというようにグループ分けするのが便利である。
- 5.06 (a) (法律による強制) と (b) (公衆に対する開示義務) とを1つのグループにする理由は、(a) が実際上 (b) を立法化したものといえるからである。したがって、このグループ化の目的は、まだ立法化されていない項目を把握することにある。Tournier 時代には、銀行に対して秘密情報の開示で強制している例は稀であった。…したがって、例外(b)は銀行にとって実際に重要な意味を有していた。…
- 5.10 (c) (銀行の利益のための開示) と (d) (顧客の明示的または黙示的同意による開示) は、(a) と (b) ほど強くリンクしているものではないが、はっきりした関連 (connection) がある。銀行は、通常、実務上、「銀行の利益のための」開示のためには顧客の黙示の同意によっているからである。…したがって、問題は、銀行が顧客の同意なしで銀行の利益のために秘密の情報の開示をすることを正当化するのはどのような状況によるのかということである。
- 5.11 …現在、Tournier の時代にはほとんど知られていなかった2つの大きな問題がある。

5. 12 第1の関心事は、少なくとも銀行の一部には、顧客に関する秘密情報を顧客の同意なしに自分のグループ内の他の会社に開示する権利があるという認識が生じてきたことから発生している、この開示は、場合によっては銀行業を営む子会社に限られるが、場合によっては銀行業とはかけはなれた業務たとえば旅行代理業務、不動産業務または問屋業にも及ぶことがある。…銀行が、より広い顧客・銀行間の契約に基づいて、顧客がこのような開示についてその黙示の同意を与えていると主張している。
5. 14 われわれ専門家の多くが特に悩まされる点の1つは、このような情報を受け取った者のその利用の仕方である。我々に示唆されたところによると、それはたんにグループの防衛のためではなく、ことに銀行の営業利益の多様化の観点からマーケティングの目的のためにも使用されることが多いということである。この点は、真剣には議論されていないように思われる。NCC（国家消費者会議）の1988年の報告書は、顧客からその同意を得る時点で第三者に対する開示の目的を明らかにすべきであり、これに固執すべきであると勧告している。
5. 15 第2の関心事は、信用照会機関の成長に関するものであり、銀行がそれらに秘密情報を開示する可能性があることである。このことが「公衆の利益」（例外(b)）に属するというよりも「銀行利益の開示」（例外(c)）属するかがまず問題である。…この問題がTournier例外の両方の要素を有することは認めるが、われわれには、それが犯罪や国家安全の意味を有するものではなく、また顧客の立場からは、その問題は、すぐ前に考察した銀行グループ間の開示と緊密な関連があるからである。
5. 16/
5. 17 …個人が自分達の信用情報がCRA（credit reference agencies）に移されて利用される前に、それにつき明示の同意をすることを要求されるべきかが現在における争点であるように思われる。…
5. 18
5. 19 …しかし、すでに将来は、銀行により、顧客の明示の同意を得ずにblackのみならずwhiteも含めて、信用情報を機関に開示するのがよいという考え方が存在することは明らかである。
5. 20 …市場調査によれば、顧客の大部分は、このような開示につき、もし自発的に同意を求められたら許可しないであろうということを示している。
5. 21 Tournier以来、例外(c)および(d)、ことに(d)の対象となる1つの点がある。もっとも、この場合には、変化は珍しく顧客に有利になっている。それは、顧客がData Protection Act（1984）によって新しい権利が保障され、その履行がData Protection Registerの関心事であるということである。
5. 22 ~
5. 27

法がいかに強化されるべきか

5. 28
法がいかに強化されるべきか

以上のような概観を通じて、次のことがいえよう。すなわち、守秘義務に関する Tournier ルールは、基本的にいまだ有効であるが、今日のきわめて異なる状況下で、それらがいかに解釈されるべきかに関して疑問を生ずる点が多い。…

5. 29

そこでわれわれは、Tournier ルールを制定法化し、同時にそのルールをアップ・トゥ・デートなものにすること提案する。この立法が対象とする主要な点に言及する前に、上述の分析から生じた4つの考え方の発展があることについて説明する必要がある。

5. 30

「公衆に対する義務」については、現在ではこのタイプの開示の個別的な制定法に進んでおり、一般的な規定については、適用の不明確さを考慮すると、どのような状況で必要かを理解することは困難である。

5. 37

そこで、我々は、守秘義務の緩和は、「black」情報の開示に限られるべきことを提案する。この緩和は、Tournier の例外—それは我々の提案のもとでは4つから3つに減らされる—のリストに、新しい例外をつけ加える。それは、銀行-顧客間の関係が顧客の債務不履行により崩壊した場合に、信用情報機関に対して開示を許容するものである。

5. 38
立法提案の概略

立法提案の概略
立法の対象とすべき点について明確にしたい。

5. 40

Tournier の第1の例外—開示が法の強制による場合—については、すべての現行の守秘義務の例外に関する立法は、新しい立法の中に統合されるべきである。

5. 41

Tournier の第2の例外（開示が公衆に対する義務である場合）は、5.30で説明した理由から削除されるべきである。立法は、このような一般的な開示条項が存在しないことを明確にすべきである。

5. 42

Tournier の第3の例外（銀行の利益が要求する場合）は、立法では、次の場合に明確に限られるべきである。（ ）銀行が一方の当事者である裁判において裁判所に対して開示する場合、（ ）同じグループの銀行間での開示、（ ）銀行自身のまたはその重要な部分の所有権の売却の提案をする目的のため、それに関連して、かつ必要な限度での開示。（ ）に基づく開示は、さらに銀行およびその銀行子会社の損失から保護されるという特定の目的のために合理的に必要な範囲に限定されるべきである。

5. 43

Tournier の第4の例外については、次のように変更されるべきである。すなわち、「顧客の明示の同意がある場合」と。…法律は、同意は明示の同意に限り、書面に

よらなければならない、かつ、それが与えられる目的を記載しなければならないと規定すべきである。立法中に、この要件の唯一の緩和として記載されるべきことは、*tacit form* と呼ぶべきものを得る場合である。銀行の意見による限定された目的のためであっても、このような同意によることができるのは、第1に、顧客が明確にそれが要求されている目的に気付いていること、第2に、顧客が同意をするかしないかが自由であることを知らされていたが、顧客に合理的期間内に銀行に同意を与えたくないと通知しなかったときは同意したとみなされるということを銀行が示しうる場合に限られるべきである。…

5. 44 最善の実務の基準は、銀行が顧客からの明示の合意を得る過程で、さらに2つの要件を要求すべきである。——いかなる方式にせよ、顧客に圧力を与える状況のもとで同意を求めるべきではない。——銀行の意見による *tacit form* による明示の合意を得る場合には、この特定の目的のために顧客の同意を求めるには、手紙は銀行から顧客に対して、直接に (*personally*) 送付されていなければならない。

5. 45 新しい例外 (前述5.36参照) は、次のようにされるであろう。「顧客の債務不履行により銀行・顧客間の関係が崩壊した場合」とすべきであろう。そしてこの両者の関係の崩壊の場合にも、立法は、開示を債務に関する情報の合意された信用照会機関に対する開示に明示的に限定すべきである。

5. 46 立法は、これらのルールのいずれかの場合の損害賠償請求についても、経済的損失が立証されたかどうかにかかわらず、困窮 (*distress*)、当惑 (*embarrassment*) または不便のための賠償 (*compensation*) が含まれることを規定すべきである。

5. 47 最後に、かつ、一般的に、最良の実務の基準としては、銀行は明確に上述の守秘義務のルールをすべての顧客に対して説明することを要求すべきである。さらに、銀行が保有している顧客に関するコンピュータ・レコードに対して、*Data Protection Act* (1984) に基づいてアクセスする権利があることを銀行が顧客に対して思いおこさせるべきである。

5. 48 …当委員会は、政府に対する熱烈なる訴えとともに、すなわち、銀行・顧客間の関係に対する効果に関する十分な考慮なしに、このような制定法上の例外を拡大しないようにということを結論する。銀行の利益および同じように顧客の利益のために、守秘義務は将来、わが国の銀行システムの中心に値する重点がおかれなければならない。

The Banking Code (2001年1月)〔仮訳〕

13. 保護

秘密保持 (Confidentiality)

13.1 われわれはあなた個人に関わる情報を、あなたが顧客でなくなった場合も、私的で秘密のものとして取り扱います。あなたの口座に関することも、あなたの氏名、住所も、法律で認められた4つの例外的ケースを除き、われわれのグループの他の企業を含め、誰にも開示されません。例外は次のとおりです。

- ・われわれが法律により開示を強制された場合
- ・公衆に開示することが義務である場合
- ・われわれの利益が開示を必要とする場合

これがあなたおよびあなたの口座に関する情報(名前および住所も含まれます)をマーケティング目的で、われわれのグループの他の企業を含め、他者に開示する理由として利用されることはありません。

- ・開示があなたの請求またはあなたの同意の下で行われる場合

〔信用情報機関 (Credit reference agencies) 〕

13.2 われわれに対するあなたの個人的負債に関する情報は、次の場合に信用情報機関に開示されます。

- ・あなたが支払いを遅延し、かつ
- ・負債の金額について紛争がなく、かつ
- ・公式な要求に基づくあなたの負債の返済について、あなたがわれわれを納得させるだけの提案をしない場合

13.3 これらの場合に、あなたがわれわれに負っている債務に関する情報を信用情報機関に与える計画をしていることを、少なくとも28日前に通知します。同時に、あなたに、信用情報機関の役割およびあなたが信用を得る能力に関しその与信情報が有する効果について説明します。

13.4 われわれはあなたの同意なしに、信用情報機関に対してあなたに関するその他のいかなる情報も提供しません。

〔データの保護〕

13.5 われわれはあなたが1984年データ保護法(The Data Protection Act 1984)に基づき、われわれが保有しているあなたの個人的記録を見る権利を有することを説明します。

13.6 われわれは、あなたとの電話による会話を記録している場合には、そのことをあなたに

お知らせします。

〔銀行照会〕

13.7 われわれがあなたに関して銀行照会 (bankers reference) を求められた場合には、それに
応ずる前に、あなたの書面による許可を必要とします。

データ保護庁

通知条項一言葉づかい、大きさおよび場所

1998年7月

アドバイスシート

通知条項一言葉づかい、大きさおよび場所

1. 背景

「第一次データ保護原則」は、個人データに属する情報の取得が正当に行われることを求めている。その正当性に関する義務を果たすため、データの使用者はデータの情報源が少なくとも次の事項に確実に気がつくようにすべきであると ODPR は勧告する。

- ・ その者のために情報が取得されたデータ使用者の同一性
- ・ そのような情報を含む個人データが保有され、または使用される目的
- ・ そのような個人データが第三者に公開される可能性

これらの事項が明らかではない場合には、それらは情報源に対して説明されるべきである。この内容は、広告、申込用紙、回答用紙その他の類似書類に記載されている通知条項によって、しばしば説明されている。ODPR は、情報源にとって自分の情報がどのように使用されるかについて知る機会が保証されるために、そのような通知条項が十分に明確ではっきりと記載されておくべきであると勧告しているが、字の大きさや場所のような詳細にわたる勧告は行っていない。

いくつかの限られた場合を除いて、ODPR は、個人に対してその者が異議のある個人データの使用や公開に対してオプトアウトする機会を与えることを主張してはいない。適切な情報

通知の観点からは、個人は求められている情報を送るかどうか、また、情報を求めているデータ使用者のサービスを受けるかどうかについて通知を受けたうえで選択することができる。しかしながら、マーケティングの関係からは、ODPRは、自らの氏名および住所の貸与に反対する機会を個人に与えるべきことを求めている英国の広告・販売促進コードに定められている基準を支持している。

2. リンガフォン判決

リンガフォン社は、家庭用語学教育教材を販売する国際的な会社である。同社は、ニュースや雑誌の広告をみて返答してきた潜在的な（教材を購入する可能性のある）顧客の氏名、住所を保有している。1993年にODPRは、同社に対して、照会者や顧客—それらの者は当初は自分の情報が販売や貸与の目的のために使用されることを通知されていなかった—から得た情報を含むいかなる個人的データも販売したり貸与したりすることを中止するよう求める強制的な通知を行った。

上述の強制的通知によれば、もしリンガフォン社が照会者や顧客から入手した情報を含む個人情報を個人情報の取引のために保有し、使用し、または公開するのであれば、情報を入手する段階で照会者または顧客に説明しなければならないという。特に、広告を通じて個人データに含まれるような情報を取得する場合には、その旨の説明が必ず広告中になされることを、その強制的通知は求めている。その説明は、通常の言葉ではっきりと表現されなければならない、そして広告中のわかりやすい目立つ場所に記載されなければならない。

リンガフォン社は、この強制的な通知に異議を申し立てた。データ保護裁判所は、強制的な通知を支持する立場から、リンガフォン社がすでに1994年に導入した潜在的な顧客データのリストの貸与に関する当該顧客への通知のための通知条項についてコメントした。その通知条項に使用されている文字のサイズは、6ポイントよりも小さい場合もあり、広告中の他の情報に使用されているものより著しく小さいものであった。裁判所は次のように述べた。

“… 場所、印字の大きさおよびオプトアウト欄の言葉づかいは、同社が照会の時点で提供された個人データを個人情報の取引を目的として保有し、使用し、または公開しようとし、もしくはそれを望むかもしれないということを、照会者に十分に説明するものではない。”

この「裁判所」の見解は、データ利用者の通知の印字の場所、大きさ、データ使用者の通知の言葉づかいが「第一次のデータ保護原則」を満たしているかどうかを問われたときに、将

来「裁判所」がとると思われる考え方を示している。

3. ODPR の勧告

リングフォン判決は、裁判所がデータの使用者に対して期待する基準について一定の方向性を知るうえで役立つものであるが、そのことは、ODPRが通知条項の大きさ、場所および言葉づかいに関するルールを決める役割を果たすということを意味するものではない。確かに、ODPRは、通知条項はかなり多様な状況のもとで利用されることから、そのようなルールを決めることは適当ではないと考えている。また、ODPRは、その利用可能な蓄積が限られていることから、データ利用者が通知条項の認可を依頼できるような一般的な審査サービスを提供することもできない。

しかしながら、ODPRが特定の通知条項に関心を持った場合に、以下に記すような問題指摘がなされる可能性が高い。ODPRは、印字の大きさや場所が相互に関連していることは認めているが、言葉づかいについては同様とは認めていない。もしも、印字の大きさが十分大きければ、条項の場所はさほど重要ではなからう。

言葉づかいについては、印字の大きさや場所のいかんにかかわらず、常に適切な説明でなければならぬ。

3.1 言葉づかい

1) 使用される言葉づかいは、顧客情報の必ずしも明確ではない使用と公開についての可能性の全てについて伝えているか。

2) 言葉づかいは、顧客情報が他の者に対して通知されることもあるという事実を適切に伝えているか。

3) 言葉づかいは、顧客に対して、(情報の)利用や公開により、例えば顧客がマーケティングコールを受け取るかもしれないといった可能性を十分に伝えているか。

4) 言葉づかいは、上記について、データの当事者(主体)の大多数が理解できるような方法で説明しているか。

使用される言葉づかいは人を誤解させないものであるかぎり、データの使用者がデータの当事者(主体)情報の公開または使用をオプトアウトすることを認めている場合には、使用また

は公開にかかる説明の程度と、データの当事者（主体）がいずれにしてもオプトアウトできるという事実との間には、一定のトレード・オフ関係があることを、ODPR は認めている。

例えば、顧客の氏名と住所のみが公開される場合には、ODPR は一般的にはその通知文の言葉づかいに対して異議を申し立てたりはしないであろう。

“もしも他のマーケティング業者にあなたの詳細な個人情報が知られたくない場合には、にチェックしてください。”

しかしながら、オプトアウト規定は、データの不明瞭な使用、公開を隠蔽することに使用されてはならない。その説明は、(顧客)がオプトアウトしない場合には何を許容したのかが十分にわかるものでなければならない。例えば、もしも他の会社が、マーケティング情報を郵送すること以外の目的、おそらく信用評価やテレフォンマーケティングのために、情報の使用が許されている場合には、その不明瞭な目的は明らかにされなければならない。

3.2 大きさおよび場所

- 1) その通知文の印字は、少なくとも用紙の他の部分に使用される印字と同じ大きさであるか。
- 2) そうではないならば、印字が顧客の目にとまるだけの十分な大きさであるか。
- 3) レイアウトや印字の大きさが、読みやすいものであり、窮屈な感じのするものではないか。
- 4) 通知文は、必要事項記載欄もしくは顧客の署名欄に置かれているか、またはそこに非常に近い場所に置かれているか。
- 5) もしそうでないならば、顧客がその文書に記入を行う過程で必ず目につくような場所に置かれているか。
- 6) もしそうでないならば、それにもかかわらず少なくとも顧客の目をひく場所にあるか。
- 7) 文書の一般的な性格および説明が、顧客にとって通知条項を含む全ての詳細な情報を注意深く読む必要性を伝えるようなものとなっているか。

データ保護

銀行は自ら収集した個人情報について顧客に何を告げる必要があるか。

顧客の申込用紙およびデータ収集システムのための基準となるデータ保護通知に関するBBAガイダンス

2000年5月

イギリス銀行協会

データ保護：銀行が収集した個人情報について何を顧客に対して告げる必要があるか。

顧客向けの申込用紙およびデータ収集システムのための基準となるデータ保護通知に関するBBAのガイダンス

2000年5月

顧客の申込用紙とデータ収集システムにおいては、銀行がどのように申請データを使用しようとするかに関する情報が含まれていることが必要である。このことは2000年3月1日に施行された1998年のデータ保護法により求められている。1998年の電信通信（データ保護とプライバシー）（ダイレクトマーケティング）規則も関係しており、銀行法が適用されることは言うまでもない。

これから述べる事項は、銀行がどのような種類の情報を対象とすべきか、そしてそれがどのように示されるべきかについての提言リストである。

このガイダンスは、法的なアドバイスや行動規約（規範）として読むべきものではなく、むしろ銀行が対象とする情報に十分な注意を払うことを確実にするための覚書とみなすべきものである。

一般的な基本方針は、申込用紙または電話やインターネットのような直接的なチャネルにより得られた顧客情報に適用される。どのような場合であっても、データ保護に関する通知は、

データが収集されたときに渡されるべきである。

銀行は、1998年7月にデータ保護庁により出版され、このガイドラインにも添付されている“通知条項一、言葉づかい、大きさおよび場所”と題するガイダンス通知に対しても注意を払うべきである。

ODPCは、このガイダンスにつき注釈を述べている。

Joanna Elson, BBA

○フォーマット

顧客に対する説明は、はっきりと明確に記載されていることが必要である。(注1)

申込用紙上、そのような情報は、通常、署名欄(注2)中かその近くに記載しておくべきである。顧客が、はっきり読めるように、十分な大きさと印刷されることが必要である。(注3)

それは、条項中に組み込まれるべきものではない。

通知は、定期的に更新されるべきである。そうすることによって、それらの通知は、それぞれの時点における銀行のデータ処理を常に反映することができる。銀行は、通知文の特定の版がいつ有効であったかについて知っておくべきである。

コミッショナーは、会社が通知文をデザインするにあたり、大きさや場所に関する次のような事項について考慮すべきことを、勧告している。

- ・ 通知の印字(タイプ)は、少なくとも申込用紙の他の部分における印字と同じ大きさであるか。
- ・ もしそうでないならば、それにもかかわらずその印字の大きさは、顧客の目を引きつけるに十分なものか。
- ・ レイアウトや印字の大きさは、読みやすくなっており、窮屈にはなっていないか。
- ・ 通知は、顧客が必要事項を記入する欄もしくは自書(サイン)する欄またはその近くに記載されているか。
- ・ もしそうでないならば、通知は、顧客が申込用紙に記入を行う際に必ず目につくような場所

に通知が記載されているか。

・もしそうでないならば、それにもかかわらず、それが顧客の目につく場所に記載されているか。

・申込用紙の一般的な性質や体裁は、通知条項を含む全ての詳細を注意深くよむ必要性を顧客に訴えるものとなっているか。(注4)

○内容

貴行は、以下の情報のうちの一部または全部を含むことを検討すべきである。

・ 法的な同一性—この同一性を明確にすべきである。銀行の部門または、たとえばクレジットカードの発行者のように実際には同じ法人の一部(注5)であるにもかかわらず、良く知られている取引名を使うことにより、一般にはあたかも別の組織であるかのように見られるような場合に、この点は特に重要であると ODPC は指摘している。

・ 一般的な目的—データが現在および将来において利用(処理: process)される目的を明らかにしておくべきである。新「法」のもとでのデータ利用には、情報の取得および開示を含む幅広い行為が対象となっており、そのため、個人データがある特定の目的のために利用されうることのみならず、その目的のために開示されることもありうることを明らかにする必要がある。

・ 信用照会—顧客にとって、それ自身のデータが貴行や信用照会機関(CRA)によって、また CRAのデータ開示先によって、どのように利用されるのかについて知ることが重要である。それゆえ、

・もしも貴行が信用照会機関により、信用調査を行おうとする場合には、その旨を記載しなければならない。当該調査が、信用調査なのか、マネー・ロンダリング防止のための住所確認なのかを明確にすべきである。

・貴行が個人やその世帯の他のメンバーについて与信決定をするためにCRA情報を使用しようとする場合には、その旨を明らかにしておくべきである。

・もしもCRAの情報が、申込の段階の後の与信判断(例えば与信限度の再評価)のために使用される場合には、その旨も明らかにしておくべきである。

・もしも貴行が、顧客がどのように自分の口座の取引を行っているかに関する情報をCRAに提供（Pass）しようとする場合には、その旨も説明しておくべきである。

・CRAに対して公開された情報が他のCRA利用者によって与信決定、不正行為防止などのために、使用される場合には、その旨を明らかにしておくべきである。

当然ながら顧客は自らに関する情報を訂正する権利を持っている。

・信用照会機関が調査や申込による詳細な情報を保持していることも明らかにしておくべきである。

・貴行は、顧客としては、どの機関が利用されたかを知るために貴行に接触して当該機関が保有する自分に関する情報の詳細に関するコピーを手に入れることができるということを、顧客に示してもよい。（注6）

・ 他の情報源の使用— 貴行が申込者について他の情報源を利用しようとするときは、その旨を明らかにしておくべきである。

・ 不正使用防止データベースのデータの使用— 貴行が不正行為防止スキーム（たとえば銀行が不正使用に関するデータベース（注7）に情報を公開した場合に、それが他の金融機関に対して開示することになるような）に参加している場合には、その旨を明確にしておくべきである。そのスキームの他のメンバーのリストは、いつでも提供できるようにしておく必要がある。（注8）

・ 公開— 貴行が保有している申込者に関するいかなる情報も、それにつき秘密が守られ、そしてきわめて限られた状況においてのみグループ外に情報が公開されることを説明しておくことは賢明である（注9）。もし、貴行がマーケティング目的のために、貴行のグループ内の他の会社に対して情報を公開しようとする場合には、顧客の明示的な同意をとるか、または顧客の要求に基づいてそうしなければならない。

・ マーケティング— 貴行は、マーケティング活動の範囲を記載すべきである。例えば、それは金融商品だけなのか、それ以外の商品も入るのかである。また第三者の商品またはサービスについて、顧客が貴行からマーケティング活動を受けているかどうかを記載すべきである。貴行が、申込の際に得た情報のみをマーケティング目的に使用するのか、それとも、将来その顧客

が提供した付加的情報も利用することがあるのか記載すべきである。

顧客はマーケティング情報を得ることを望まないことを指示する選択も与えられなければならない。マーケティングへの同意が選択的なものであることが当該書式からわかるようにしておくべきである。これらの選択はさらに、郵便、電話、ファックス、またはeメール(注10)によるマーケティング情報の受取りを望まないことを指示する選択まで、その範囲が拡大されるものである。貴行は、自分の顧客ではないが、貴行からのマーケティング・アプローチを受けたくないという個人のマーケティングを受け入れないという選択を守る必要があることを認識すべきである。

・ 情報に対する権利—貴行は、顧客から質問を受けた場合に、銀行は当該顧客に関してどのような情報を保有しているか、またそのコピーを有料で提供することを説明しておくべきである。顧客は、当然ながらデータを訂正してもらう権利を持っている。

・ 電話による会話の記録—もしも、貴行が電話の会話を記録する場合には、その旨を説明すべきである。(注11)

・ 自動的な決定—たとえば信用評価 (credit scoring) のような与信判断を自動的に行うシステムを利用する場合には、その旨を明らかにしておくべきである。貴行は、専ら自動的ベースで行われた不利な決定に対して、個人が反論を唱える権利があることも顧客に対して説明しておくことができる。

・ EEAの外部へのデータ移送—もしも貴行が(系列会社に対する場合であっても)、EEAの外部へ情報を移送しようとする場合には、この段階で同意をとることが必要である。このことは、貴行がEEA外部で、イギリスと同等のレベルのデータ保護法を持ちあわせていない国々において顧客の情報を公開し、またはその国々にそれを移送する必要があるという内容の文書により行うことができる。何のため(例えば、情報の取扱い上本店への報告のため等)に情報が移送されるかを説明することも適切である。ODPCは、必ずしもEEA内部(注12)と同じレベルのデータ保護がなされないかもしれないことも、貴行は説明すべきであると勧告する。

・ センシティブデータ—銀行が、たとえば人種民族的素性、政党への帰属、宗教的信念等(注13)のような慎重に扱うことを要するデータを取扱う場合には、顧客から明確な同意をとる必要がある。(注14)

○言葉づかい

コミッショナーは、その会社は、通知文を検討する場合には、その言葉づかいに関して次の問題を考慮すべきであると勧告する。

- ・ そこで使用されている言葉づかいは、顧客情報の不明瞭な利用や公開についてあらゆる可能性を伝えているか。
- ・ その言葉づかいは、顧客情報が他人へ伝えられるという事実を伝えているか。
- ・ その言葉づかいは、顧客情報の公開使用がもたらす影響について、例えば電話によるマーケティングを受け取ることがある等について伝えているか。
- ・ その言葉づかいは、上述の点についてデータの当事者のほとんど大多数が理解できる方法により説明しているか。

(注1) 消費者契約における不公正条件に関する規則では、平易でわかりやすい言語で表現された文書による契約を求めている。

(注2) コミッショナーは、よく目立つ明瞭な指示がある場合であって、状況によっては顧客に対する説明文が署名欄から離れて位置していることを認めている。すなわち、その署名欄において説明文の位置が明示され、顧客にとっての説明の重要性を強調する指示文がある場合である。その場合には、顧客は契約に署名することによって、自分の情報が利用され、また公開されることに同意したことになるからである。顧客が選択可能であることを示す欄は、署名欄の近くにあるべきである。

(注3) データ保護裁判所は、1984年のリングフォン社に対するODPR (Office of the Data Protection Registrar) の強制執行文書を支持して、通知条項に使用されている印字の大きさ(6ポイント)について次のようにコメントした。「場所、印字の大きさ、およびオプトアウト欄の言葉づかいは、同社が照会の時点で提供された個人データを個人情報取引を目的として保有し、使用し、または公開しようとし、もしくはそれを望むかもしれないということを、照会者に十分に説明するものではない。…」

(注4) ODPR の通知条項に関するガイダンスは本資料の、p. 4～5に添付してある。

(注5) ODPC は、銀行としては、自らが情報を公開するデータ管理先(グループ内の会社を含む)に代わって通知書を与えるかどうかを十分に検討すべき旨を勧告している。他のグループメンバーに対して情報が公開された場合には、そのグループは、その中で誰がその通知書を通知するかを決める必要がある。もしも、顧客に対する説明が、グループメンバーとして、デー

データを他のデータ保管者から受取った際の自己の説明義務を果たすものである場合には、他のグループメンバーが法人として同一かどうかということは、データを処理する目的やグループ会社の利用しようとする情報の処理が公正であることを示すのに必要なその他の情報と合わせて（顧客が）入手できるようにする必要がある。このことは、この法律の第2章のパラグラフ2（1）（b）の付表1に関連する。ODPCは、グループのデータを共有する場合には、顧客への通知義務は、他のデータ管理者からデータを受取ったデータ管理者にあると勧告する。[このことは、銀行が、契約によらない法的義務により情報が必要であるとか、不相応な負担を要するという説明条項を利用できないことを意味する。]

（注6）ODPCは、情報がデータの当事者にとって容易に利用できるものである限り、CRAの名称を申込状書上に記載する必要はない旨を述べている。

（注7）CUEまたはHnterのようなものである。

（注8）ODPCは、不正使用防止スキームに対して、どのような通知をそのスキームのメンバーに提案するか、注意深く検討することを勧告している。貴行は、貴行がメンバーであるスキームがODPCとこのことを議論していることをチェックすることが望まれる。

（注9）銀行法の第4パラグラフ4.1に規定されているTournierの例外規定がある。

- ・ 法的に公開が強制されている場合
- ・ 公表が義務付けられている場合
- ・ 我々の利害が公表を要求する場合 [これは、顧客およびその口座情報（氏名および住所を含む）を、マーケティングを目的として、われわれのグループの他の会社を含め他の何人に対しても公開する理由としては使われることはない。]
- ・ 顧客の要求または同意を得て公開がなされる場合

（注10）銀行は、個人に対して、その者から積極的同意が得られない限り、ダイレクトマーケティングのために個人情報をファクシミリで送ってはならない。（テレコミュニケーション（データ保護およびプライバシー）直接マーケティング規制）

（注11）NB銀行規則では、このような事項を要求している：パラグラフ4.7では「もしも私たち（銀行）が電話による会話を記録するのであれば、われわれの条項でその旨を説明しなければならない」と規定されている）

（注12）ODPCでは、このことは包含されているリスクについて顧客に注意喚起するために重要であるとしている。

（注13）センシティブデータとは、人種民族的素性（氏名は含まない）、政治的意見、宗教的およびそれに類似する信条、労働組合への帰属、健康状態、性生活および犯罪歴に関する情報をいう。

(注14) 貴行が、同法の付表3における他の条項のいずれかを満たしうる場合は別である。

(注15) ODPR ガイダンス通知条項の p. 2～3 参照

ナットウェスト銀行の口座開設の申込用紙 (抜粋)

E あなたの情報

あなたの情報の利用と共有

この条項で使用する「グループ」という文言は、スコットランドロイヤル銀行グループ会社をいいます。

()あなたの情報は、この条項に記載された目的のために、グループ内のデータベースに保有され、当社およびグループ内の会社により使用されます。あなたの情報には、当社とグループ会社が現在保有し、または将来保有するであろう全ての情報を含みますが、これらの情報は以下の事由から発生し、または以下の事由に関連するものです。

- ・ 申込用紙またはその他のグループ内のいずれかの会社との取引
- ・ 信用照会機関やあなたと関係のある当事者 (parties) 等の第三者
- ・ いずれかのグループ会社からあなたが得た商品およびサービスならびに
- ・ サプライヤーの名称およびあなたがカードその他の現金以外の方法を利用してあなたの口座から支払う商品やサービスの一般的性質を含むあなたの取引

もしも、あなたが、特定の取引に関する情報を我々に保有または使用されたくなければ、現金で支払えばよいのです。

()私どもと他のグループ会社は、あなたと私どもとの関係を維持し、発展させるために、あなたの情報を使用し、分析し、かつ評価することができます。これには次の目的が含まれます。

- a) あなたが作成したあらゆる申込用紙類の検討
- b) 我々が提供するサービスの運営と管理
- c) グループ会社とあなたとの関係の構築
- d) リスク評価、マネー・ローンダリングのチェック、コンプライアンス、規制当局へ

の報告および不正行為防止

- e)あなたに関心があると思われる商品およびサービスを確認することに役立つこと
(あなたからそうしないしてほしい旨の申し出があった場合には除きます)ならびに
- f)新しく、革新的な商品およびサービスを含む私どもの業務に対する私どもの理解を助け、その業務を発展させることに役立つこと

- ()私どもの業務と、私どもとあなたとの関係が発展するのに伴い、私どもがあなたの情報を調査し、記録し、利用する方法も変わるでしょう。その変更があなたに必ずしも明らかではないと私どもが信ずる場合には、私どもは、それらの変更について通知します。

あなたが、商品およびサービスの申込用紙にサインした場合において、私どもがあなたに変更通知をした後、少なくとも60日間、あなたが口座を維持し、商品およびサービスを受け続けたときは、この変更に同意したこととなります。(もしもあなたが、新しい方法によるあなたの情報の利用を望まないことを私どもに対して書面により通知した場合にはこの限りではありません。)

- ()上述の 項のa)、b)、c) およびd) のような操作上(operational)の理由により、私どもはあなたの情報を他の情報と結びつけること(リンク)があります。その場合、私どもは、あなたの同意なしには、営業上の目的のためにそれらのリンクを利用することはありません。

- ()私どもと他のグループ会社は、あなたに関心があると思われるグループ会社または私どもが選んだ会社が提供する商品およびサービスについて、手紙、自動ダイヤルシステムのものを含む電話またはFAX、eメールその他の電子的手段によりお知らせしたいと思います。

もしも、あなたが基本口座サービス(Standard Account Services)をもっていて、私どもや会社に対してそのようなことしてもらいたくない場合には、FREE POST、4 Eastchop, London EC3B 3 JLの顧客関係マネージャーに書面で通知(write)してください。

この結果は、私どものお客さまが利用できる追加的な利益について、私どもがあなたにお知らせすることができなくなることに、ご注意ください。

Standard Account Servicesとは、私どもが提供するパッケージ化されていない当座勘定のことです。

もし、あなたが Graduate、Students、Advantage Premier、Advantage Goldのようなパッケー

ジ商品をもっておられるのであれば、あなたはそれらのパッケージ商品に関連する、またはその一部となっている、有利な取扱いに関する情報提供を引き続き受けることとなります。

() 私どもは、次の場合を除いて、私どものグループ外へあなたの情報を開示することはありません。

- ・ 項の a)、b)、c) そして d) でいう操作上の理由があるとき
- ・ あなたの同意を得ているとき
- ・ 法律により求められている、または許されているとき
- ・ あなたの情報の秘密を厳格に守ることに同意した者で、私どもにサービスを提供するものへの開示
- ・ この契約にしたがって、またはこの契約に関連して、あなたに利益またはサービスを供する者への開示
- ・ 以下に規定する信用照会会社

() 私どもは、あなたに信用供与をするか、あなたに対する信用供与を続けるか、信用供与額を増加させるか等の信用に関する決定を行うために、信用照会会社を利用します。信用照会会社は、私どもがあなたに関して行った照会を記録します。

信用照会会社が私どもに提供する信用情報には、電磁的に記録されたものも含まれます。

あなたが、私どもから資金を借りるか、借りようとしている場合に、私どもはあなたの口座の詳細およびあなたが口座をどのように管理しているかを信用照会会社に提供します。もしも、あなたが、借り入れをしたものの、期日までに全額を返済しない場合には、私どもは信用照会会社に対して通知をし、信用照会会社は債務残高の記録をします。もしも、あなたやあなたのお家族の方が他の信用機関に申し込まれたり、借入れ記録を調べたり、不正防止のために申し込まれた場合には、グループ会社やその他の貸手は、信用照会会社に提供された調査記録その他の情報を利用することがあります。

あなたは、信用照会会社や不正行為防止機関が保有しているご自身の記録にアクセスする権利をもっています。お客さま担当マネージャー (FREE POST、4 Eastcheap, CLondon EC3B 3 JL) に要求してもらえば、私どもはあなたにグループ会社が利用しているそれらの機関の名称と住所をお知らせします。

私どもは、私どもやお客様を盗難や不正行為から守るために、不正防止活動に参画して

いる金融機関やその他の組織に対して情報を提供することもあります。

()あなたが私どもに要求されたサービスまたはこれからその時々要求されるサービスを提供するために、他の国々において私どもにサービスを提供する者に対して、あなたの情報を提供することが必要な場合もあります。このような場合には、あなたの情報を受け取った者が、あなたの情報を扱うにあたっては、私どもと同じレベルの保護策を講じることに同意していることを私どもは保証いたします。

()あなたは、各地のナットウェストの支店に対し、書面で要求することにより、有料で私どものファイル中に保存されている自分の記録にアクセスする権利をもっています。

以上

○ フランス刑法典 226 - 13 条

<原文>

La révélation d'une information à caractère secret par une personne qui en est dépositaire soit par état ou par profession, soit en raison d'une fonction ou d'une mission temporaire est punie d'un an d'emprisonnement et de 100 000 F d'amende.

<訳文>

「秘密漏洩罪について、身分または職業に基づき、職務上もしくは一時的な任務によって、秘密の性格を有する情報を託された者がその秘密を漏洩したときは、懲役1年および罰金10万フランの刑に処せられる。」

○ フランス銀行法 57 条

<原文>

Tout membre d'un conseil d'administration et, selon le cas, d'un conseil de surveillance et toute personne qui à un titre quelconque participe à la direction ou à la gestion d'un établissement de crédit ou qui est employée par celui-ci, est tenu au secret professionnel dans les conditions et sous les peines fixées par l'article 226-13 du code pénal.

Outre les cas où la loi le prévoit, le secret professionnel ne peut être opposé ni à la commission bancaire, ni à la Banque de France, ni à l'autorité judiciaire agissant dans le cadre d'une procédure pénale.

<訳文>

「金融機関 (établissement de crédit) の取締役会 (conseil d'administration) または監査役員会 (conseil de surveillance) の構成員および何らかの資格によって金融機関の経営に参加しているか金融機関に雇用されている者は、刑法典第226-13条に定める要件に従って職業上の守秘義務を負い、それに違反した場合には同条により刑罰が科せられる。

法律が規定する場合を除いて、職業上の守秘義務は、銀行委員会 (commission bancaire)、フランス銀行および刑事手続の範囲内で行動する司法当局に対して、これを対抗することはできない。』

○ フランス銀行法 57 - 1 条

<原文>

Pour les besoins de la surveillance sur la base de la situation financière consolidée d'un ou plusieurs établissements de crédit ou entreprises d'investissement ayant leur siège social dans un Etat partie à l'accord sur l'Espace économique européen, les entreprises établies en France et qui font partie du groupe financier ou du groupe mixte auquel appartiennent ces établissements de crédit ou entreprises d'investissement sont tenues, nonobstant toutes dispositions législatives contraires, de transmettre les renseignements nécessaires à des entreprises du même groupe ayant leur siège social dans un Etat partie à l'accord sur l'Espace économique européen.

Personnes recevant ces informations sont tenues au secret professionnel dans les conditions et sous les peines visées au précédent article, pour tous renseignements ou documents qu'elles seraient ainsi amenées à recevoir ou à détenir.

Les dispositions du présent article ne font pas obstacle à l'application de la loi no 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés.

<訳文>

「ヨーロッパ経済域 (Espace économique européen) 協定の締約国内に本社を有する複数の金融機関または投資会社の連結資産計算書 (situation financière) に基づいて監督を行うために、これらの金融機関もしくは投資会社の金融グループまたは混合グループを構成する会社であってフランスで設立されたものは、これに反する法律の規定にかかわらず、同一のグループに属する会社であってヨーロッパ経済域 (Espace économique européen) 協定の締約国内に本社を有する者に対して必要な情報を移転しなければならない。

この情報を受け取った者は、受領し、または保持するに至った情報および資料について、本条に定める要件に従って、職業上の守秘義務を負い、それに違反した場合には刑罰が科せられる。

本条の規定は、情報処理、ファイルおよび自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 17 号の適用を妨げるものではない。」

金融法務研究会第1分科会検討経緯

第7回（平成12年2月17日）

「金融機関の守秘義務」について（事務局）

第8回（平成12年4月19日）

米国の金融機関の守秘義務等の動向（神田秀樹委員）

第9回（平成12年6月29日）

- ・ フランスにおける銀行の個人情報の取扱いについて（野村豊弘委員）
- ・ ドイツにおける金融機関の守秘義務等について（前田重行委員）
- ・ グループ経営と守秘義務（住友銀行三上徹法務部上席部長代理）

第10回（平成12年9月18日）

金融機関の守秘義務－主として企業再編と関連して（前田庸座長）

第11回（平成12年11月15日）

金融機関のグループ化と守秘義務（岩原紳作主査）

第12回（平成13年1月29日）

中間報告の検討

第13回（平成13年5月17日）

イギリスにおける銀行の守秘義務について

第14回（平成13年7月18日）

中間報告の検討

第15回（平成13年10月15日）

最終報告書案の検討

第16回（平成13年12月21日）

最終報告書の検討

※会合の回は、平成11年からの通番。

金融法務研究会委員

座長 前田 庸 学習院大学名誉教授

運営委員 青山 善充 成蹊大学法学部教授

運営委員 能見 善久 東京大学法学部教授
(第2分科会主査)

運営委員 岩原 紳作 東京大学法学部教授
(第1分科会主査)

委員 前田 重行 筑波大学大学院社会科学系教授

野村 豊弘 学習院大学法学部教授

山下 友信 東京大学法学部教授

神田 秀樹 東京大学法学部教授

中田 裕康 一橋大学法学部教授

(平成14年4月現在)

金融法務研究会第1分科会委員

座長	前田 庸	学習院大学法学部教授 (現学習院大学名誉教授)
主査	岩原 紳作	東京大学法学部教授
委員	前田 重行	筑波大学大学院社会科学系教授
	野村 豊弘	学習院大学法学部教授
	神田 秀樹	東京大学法学部教授
オブザーバー	菅原 胞治	第一勧業銀行法務室企画調査役(現みずほ銀行法務部法務第一チーム次長)(第7回~第8回)
	三上 徹	住友銀行法務部上席部長代理(現三井住友銀行法務部グループ長)(第8回~第12回)
	能登 隆	富士銀行法務部参事役(現みずほコーポレート銀行法務部参事役)(第13回~第16回)
	杉本 俊紀	全国銀行協会金融調査部長

※本報告書のテーマ検討期間における構成メンバー。

金融法務研究会報告書一覧

1. 各国銀行取引約款の検討－そのⅠ 各種約款の内容と解説－ (1996. 2)
2. 各国銀行取引約款の比較－各国銀行取引約款の検討 そのⅡ－ (1999. 3)
3. チェック・トランケーションにおける法律問題について (2000. 4)
4. 消費者との銀行取引における法律問題について (2002. 5)
5. 金融機関のグループ化と守秘義務 (2002. 4)
6. 金融取引における「利息」概念についての検討 (2002. 4)

金融法務研究会事務局

〒100-8216 千代田区丸の内1-3-1
全国銀行協会（金融調査部）
電話 東京(03)3216-3761（代）